

1 農地法関係事務に係る処理基準について（抜すい）

（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）

最終改正：令和6年3月28日付け5経営第3121号

別紙1

農地法関係事務に係る処理基準

第1 全般的事項

(1) 農地等の定義

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）及びこの処理基準で「農地」及び「採草放牧地」とは、次に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地を農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）として取り扱ってはならない。

- ① 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕地等）も含まれる。
- ② 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草又は家畜の放牧の目的に主として供される土地をいう。林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧地の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する。
- ③ 「耕作又は養畜の事業」とは、耕作又は養畜の行為が反覆継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。

(2) 農地等に該当するかの判断に当たっての留意事項

(1)の農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。

(3) 世帯員等の範囲

「公選による公職」とは、人事院規則14-5（昭和24年6月29日）第1項に定める公職（衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員及び海区漁業調整委員会の委員（選任委員を除く。））とする。

(4) 農地所有適格法人の判断基準

法第2条第3項の「農地所有適格法人」に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 株式会社にあつては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定め（以下「株式譲渡制限」という。）を設けている場合に限り、認めるものである。
例えば、株式の譲受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。
- ② 法第2条第3項第1号の「法人の主たる事業が農業」であるかの判断は、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年（異常気象等により、農業（同号に規定する農業をいう。以下この②、⑩、⑭及び⑮において同じ。）の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3か年）におけるその農業に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかによるものとする。
- ③ 法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合には、法第2条第3項第1号の「その行う農業に関連する事業」に該当するものである。

具体的には、例えば次のようなことが想定される。

- ア 「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売若しくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、豚肉、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等である。
- イ 「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売」とは、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等である。
- ウ 「農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給」とは、法人が自己の生産した農畜産物若しくは林産物又はその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品（動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものに限る。以下このウにおいて同じ。）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む。）として製造した燃料を用いて電気又は熱の供給を行う場合である。
- エ 「農業生産に必要な資材の製造」とは、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等である。
- オ 「農作業の受託」とは、水稻作を行う法人が自己の水稻の刈取りに加え、他の農家等の水稻の刈取りの作業の受託を行う場合等である。
- カ 「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」とは、観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等である。また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。
- なお、都市の住民等による農作業は、法人の行う農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の行う農業に必要な農作業について行われる必要がある。
- キ 「農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給」とは、法人が法第4条又は法第5条の規定に基づき許可を得て設置した営農型太陽光発電設備（則第30条第2項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。）又は法人が法第43条の規定に基づき農業委員会に届け出て設置した農作物栽培高度化施設の屋根や壁面に設置した太陽光発電設備により電気の供給を行う場合である。
- ④ 法第2条第3項第2号に掲げる議決権に係る要件は、農業関係者以外の者が議決権の行使により会社の支配権を有することとならないよう設けているものであり、定款で議決権を認めないと定めた種類株式を制限するものではない。
- ⑤ 株式会社又は持分会社が法第2条第3項第2号に掲げる要件を満たすためには、同号イからチまでに掲げる者が総議決権又は総社員の過半を占めていなければならない。
- なお、その法人が農事組合法人である場合にあつては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の13第1項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第3項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。
- ⑥ 法第2条第3項第2号イの「移転」には、譲渡のほか出資等が含まれる。
- ⑦ 法第2条第3項第2号イの「一般承継人」とは、被承継人の権利義務を一括して承継する者で、ここでは相続人及び包括受遺者をいう。一般承継人については則第4条に定めるものに限られ、これらの者は農地等の所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人と同様に取り扱われる。
- ⑧ 法第2条第3項第2号ロの「個人」には、その法人のために使用収益権を設定した個人及びその使用収益権が設定されている農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる。ただし、農地等の所有権等を移転した場合は異なり、一般承継人であってもその使用収益権が設定されている農地等を承継した者以外のものは、設定した個人とみなさない。
- ⑨ 法第2条第3項第2号ニの「個人」には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）を通じてその法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定した個人及びこれらの権利が設定されている農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる（なお、一般承継人については、⑧と同様に取り扱われる。）。

- ⑩ 法第2条第3項第2号ホの「常時従事する者」の判定基準である則第9条並びに附録第一及び附録第二の算式における構成員がその法人に年間従事する日数及び法人の行う農業に必要な年間総労働日数は、過去の実績を基準とし、将来の見込みを勘案して判断する。
- ⑪ 常時従事者たる構成員がその法人から脱退した場合であって、その者がその法人に移転等した農地等が現物出資の払戻の特約等によりその者に返還されるときは法第3条の許可が必要である。
- ⑫ 則第6条の「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。
- ⑬ 法第2条第3項第3号の「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいうものとする。
- ⑭ 法第2条第3項第4号の「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業には含まれないものとする。
- ⑮ 則第7条の「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。権限及び責任を有する可否の確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。

(5) 適用範囲

法第63条第1項各号及び第2項各号並びに令第38条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務については、この処理基準は、適用しない。

第2 法第2条の2関係

農地は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、これを優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが重要である。

このため、農地について権利を有する全ての者を対象として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があることが明確にされているところである。

特に、農地について所有権を有する者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない。

なお、農地について権利を有する者の責務の考え方については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律の国会審議の際、衆・参両院で附帯決議がなされている。

第3 法第3条関係

1 法第3条の許可対象

本条の制限の対象となる権利の設定又は移転には、私法上の契約に基づくものばかりでなく、競売、公売、遺贈等の単独行為、公法上の契約及び行政処分に基づくものも、全て含まれる（法第5条についても同様である。）。

2 法第3条第2項ただし書の許可基準

農業委員会は、法第3条第1項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 区分地上権等の設定等の許可基準

民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については、その権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は

移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。

(2) 農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地等の所有者から同項の委託を受けることによる権利の取得等及び同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合における使用貸借による権利又は賃借権の取得の許可基準

農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地等の所有者から同項の委託を受けることにより法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得する場合及び農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合であって自ら農業経営を行う体制が整備されていないと認められる場合等農業協同組合又は農業協同組合連合会がその申請に係る農地等について農業経営を適切に行うと認められないときは、許可しないものとする。

3 法第3条第2項第1号の判断基準

法第3条第2項第1号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第3条第1項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、当該他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま、他の農地等について法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとするときは、「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないものとする。

また、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作又は養畜の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権限に基づき耕作又は養畜の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれる。

なお、法第32条第1項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第51条第1項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。

(2) 「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。

この場合において、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案する。

① 機械

権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

② 労働力

農作業等に従事する権利取得者の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

③ 技術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。

なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。

また、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、法第32条第1項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っているものと認められるものとする。

- (3) (2)の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、新規就農希望者（農業を副業的に営もうとする者を含む。）による権利取得であること等を理由としていたずらに厳しい運用や排他的な取扱いをしないよう留意する。

また、農地等についての賃借権等の取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者及び過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者については、審査を特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。特に、権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。

また、権利取得者等が農地を自家消費を目的とした農作物の栽培等の用に供する場合であっても許可をすることは可能であるが、権利取得後において当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合やその事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合には、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。

- (4) 一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第3条第2項第1号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時に所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、①及び②に該当する場合には、不許可の例外となる。

① 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が明らかであり、可能となった場合において、これらの者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

①及び②の判断については、「許可の申請の時に所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、②について判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う

者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から1年以上先である場合には、所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期にかかわらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

4 法第3条第2項第2号の判断基準

(1) 法第3条第2項第2号に該当するかの判断に当たっては、農地等について同項第1号に掲げる権利を取得しようとする法人が許可の申請の時点で法第2条第3項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たしていても、農地等の権利の取得後に要件を満たし得ないと認められる場合には、許可することができないものとする。

この場合において、例えば、その他事業の種類や規模等からみて、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、その法人に書類の補正等を行わせ、信頼性のある計画に改めさせる等の指導を行うものとする。

(2) 法人の設立手続中に農地等の現物出資を受ける場合には、当該法人が法第3条第1項の許可を得ることが必要であるが、その場合には、その設立しようとする法人が法第2条第3項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たし得ると認められ、かつ、定款を作成している場合には、設立登記前であっても、農地所有適格法人として取り扱うものとする。

なお、この場合の許可申請書には、定款に定めがあるか、又は株主総会若しくは社員総会で選任された理事、取締役その他の代表者の署名を求めるものとする。

5 法第3条第2項第4号の判断基準

法第3条第2項第4号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「耕作又は養畜の事業に必要な農作業」とは、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。したがって、当該地域において農業協同組合その他の共同組織が主体となって処理することが一般的となっている農作業はこれに含まれないものとする。

(2) 権利取得者等の農地等についての法第3条第2項第1号に掲げる権利の取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合には「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

また、当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。このことは、当該農作業を短期間に集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力を権利取得者等以外の者に依存していても同様である。

6 法第3条第2項第5号の判断基準

法第3条第2項第5号の「水田裏作」に関する規定は、表作における稲を栽培することによる収益よりも裏作における稲以外の作物を栽培することによる収益の方が高い場合であっても適用する。

7 法第3条第2項第6号の判断基準

農業は、周辺の自然環境等の影響を受けやすく、地域や集落で一体となって取り組まれていることも多い。このため、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができないものとされている。

法第3条第2項第6号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」とは、例えば、

① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により定められた農

業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下この(1)において「地域計画」という。）の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

- ② 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積等の農地の権利取得によって、その利用を分断するような場合
 - ③ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
 - ④ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
 - ⑤ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
 - ⑥ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得
- 等のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得が該当する。

なお、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされている（その区域内に新規参入を促進するエリア等を設定することも可能である。）ことから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

- (2) 農業委員会は、許可の判断をするに当たっては、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は現地調査を行うこととし、その際に留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得だけでなく、法第3条第1項の許可の申請がなされた全ての事案について本調査を要する。
- ② 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得、農地等についての所有権の取得、通常取引されていない規模のまとまりのある農地等についての権利取得等については、特に慎重に本調査を行う。
- ③ (1)の不許可相当の例示を念頭におき、申請に係る農地等の周辺の農地等の権利関係等許可の判断をするに当たって必要な情報について、本調査の前に把握しておく。

8 法第3条第3項関係

(1) 法第3条第3項の考え方

農地等についての権利取得は法第3条第2項が基本であり、同条第3項は、使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合に限って例外的な取扱いができるようにしているところである。

これは、使用貸借による権利又は賃借権については、不適正な利用があった場合において契約の解除等により所有者に農地等を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つところであり、それぞれの権利の性質の違いに応じて取り扱うものとされたものである。

法第1条の目的においては、「耕作者自らによる農地の所有」等が規定され、今後とも農地の所有権の取得については農作業に常時従事する個人と農地所有適格法人に限るべきであることが明確にされたところである。

(2) 法第3条第3項の判断基準

- ① 法第3条第3項第2号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。

これらについて、例えば、農地等について使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする者は、確約書を提出すること、農業委員会と協定を結ぶこと等が考えられる。

- ② 法第3条第3項第2号の「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確

保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

③ 法第3条第3項第3号の「業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員又は当該使用人のうち、一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいう。

④ 則第17条の「法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。

9 法第3条第3項の事務処理基準

(1) 農業委員会は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、次の①から④までの事項が契約上明記されているか、①から④までの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認するものとする。

① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

② 原状回復の費用は誰が負担するか

③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めがあるか

④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決めがあるか

(2) 農業委員会は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた法人等が撤退した場合には、次の利用者が継承できるよう、農地等の権利の設定等のあっせん等（農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理事業等の活用等）について関係機関と十分連携して行うものとする。

(3) 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等の権利取得について、農業委員会は、許否の判断に当たり疑義があれば、地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に積極的に相談されたい。

また、農地所有適格法人以外の法人による農地等の権利取得の状況については、農業委員会・都道府県・地方農政局の間で情報が共有されるよう配慮されたい。

10 法第3条第4項の事務処理基準

農業委員会は、法第3条第4項の規定により通知する際は、当該通知を受けた市町村長が意見を述べるべき期限を定めるものとする。

11 法第3条第5項の許可条件

農業委員会は、農地所有適格法人に対して法第3条第1項の許可をするに当たっては、同条第5項の規定に基づき、農地等の権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す旨の条件を付けるものとする。

12 構造改革特別区域法第24条第1項の規定の適用を受けてする法第3条第1項の許可

農業委員会は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第24条第1項の規定の適用を受けて法第3条第1項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に規定する契約（以下単に「契約」という。）は、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した法人が当該農地等を所有している限り、その効力を有する必要がある。このため、例えば、民法第579条に規定する買戻しの特約は、同法第580条の規定により買戻しの期間が10年を超えることができないことから、契約として不相当である。

また、農業委員会は、当該許可をするに当たっては、法第3条第5項の規定に基づき、構造

改革特別区域法第24条第3項に規定する条件のほか、同条第2項に規定する地方公共団体が、不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条第1項に基づき、遅滞なく、契約に係る農地等の所有権の移転請求権の保全のための仮登記を同法第6条第1項に規定する登記所に嘱託しなければならない旨の条件を付けるものとする。

(2) 構造改革特別区域法第24条第1項第2号及び第3号の判断基準は、8の(2)と同様とする。

第4～5 （略）

第6 法第4条関係

1 法第4条第6項に規定する許可基準

都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、法第4条第1項の許可をするか否かの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第4条第6項第1号の判断基準

① 法第4条第6項第1号イに掲げる農地を転用する場合に令第4条第1項第1号に掲げる事由に該当するか否かの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

ア 令第4条第1項第1号イの「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間に限定するものとする。

イ 令第4条第1項第1号イの「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であって、かつ、利用の目的が当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものであると認められる（具体的には、令第4条第1項第2号イからへまでのいずれかに該当するものが対象となり得る。）場合をいうものとする。

ウ 砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる要件の全てが満たされなければならないものとする。

(ア) 砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。

a 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

b 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

(a) 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。

(b) 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

(c) 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったときには、(b)の金銭等をその費用に充当することができること。

(イ) 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事

業の施行が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

② 則第33条第2号に掲げる施設に該当するか否かの判断は、次によるものとする。

ア 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれるものとする。

イ 「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね3割以上であるか否かをもって判断するものとする。ただし、人口減少、高齢化の進行等により雇用可能な農業従事者の数が十分でないことその他の特別の事情がある場合には、このような事情を踏まえて都道府県知事等が設定した基準（以下このイにおいて「特別基準」という。）により判断して差し支えない。

当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可の申請を受けた際には、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うものとする。

なお、雇用計画については、当該施設において新たに雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね3割以上となること（特別基準が設定されている場合にあつては、当該特別基準を満たすこと）が確実であると判断される内容のものであるものとする。

また、雇用協定においては、当該施設において新たに雇用された農業従事者（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下このイにおいて同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設において新たに雇用された者に占める農業従事者の割合がおおむね3割以上となっていない場合（特別基準が設定されている場合にあつては、当該特別基準を満たしていない場合）にこれを是正するために講ずべき措置を併せて定めるものとする。この講ずべき措置の具体的な内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等が想定される。

(2) 法第4条第6項第3号の判断基準

申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、則第47条第1号に掲げる事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断するものとする。

(3) 法第4条第6項第6号の判断基準

法第4条第6項第6号の「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

2 法第4条第1項の許可に係る事務処理基準

法第4条第1項の許可に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 賃借権の設定された農地の転用に係る事務処理

申請に係る農地の全部又は一部が賃借権の設定された農地である場合であつて、当該農地について耕作を行っている者以外の者が転用する場合の許可は、その農地に係る法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可と併せて処理するものとする。

(2) 公的な計画との調整

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行うものとする。

(3) 法第4条第7項の許可条件

都道府県知事等は、法第4条第1項の許可を行う際は、同条第7項に基づき、原則として次

に掲げる条件を付するものとする（③に掲げる条件については、農地の転用目的が一時的な利用の場合に限る。）。

なお、都道府県知事等は、条件を付する場合は、一定の期間内に一定の行為をしない場合には許可が失効するというような解除条件は避ける等、その後の許可の効力等につき疑義を生ずることのないよう明確な条件を付けるものとする。

- ① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ② 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- ③ 申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。

(4) 許可書に対する注意事項の記載

都道府県知事等は、法第4条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(5) 農業委員会に対する通知

都道府県知事等は、法第4条第1項の処分を行った場合には、その旨を申請に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するものとする。

(6) 農地転用許可等に係る工事の完了前についての取扱い

法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適切でない。

また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。

なお、当該土地について工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

3 法第4条第1項第7号の届出に係る事務処理基準

農業委員会は、法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 土地改良区に対する通知

農業委員会は、法第4条第1項第7号の規定による届出があった場合において、当該届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、農地の転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知するものとする。

(2) 届出を受理しない場合

法第4条第1項第7号の規定による届出については、少なくとも次に掲げる場合には、当該届出が適正なものではないこととして不受理とするものとする。

- ア 届出に係る農地が市街化区域にない場合
- イ 届出者が届出に係る農地につき権原を有していない場合
- ウ 届出書に添付すべき書類が添付されていない場合

4 法第4条第8項の協議に係る事務処理基準

法第4条第8項の協議に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 法第4条第8項の協議の手続

国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事（指定市町村の区域内にあっては、指定市町村の長。以下この(1)において同じ。）に対し、文書により協議を求めるものとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答するものとする。

(2) 法第4条第8項の協議の基準

当該協議を成立させるか否かの判断基準については、法第4条第6項に規定する許可基準の例によるものとする。

第7 法第5条関係

1 都道府県知事等の事務処理基準

都道府県知事等は、法第5条第1項及び第4項に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、第6の1、2及び4と同様に行うものとする。

2 農業委員会の事務処理基準

農業委員会は、法第5条第1項第6号に係る事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、第6の3と同様に行うものとする。

第8～13 (略)

第14 法第43条関係

1 法の適用

法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

2 農作物栽培高度化施設の基準

(1) 則第88条の3第1号の判断基準

- ① 「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。
- ② 農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の2第2項第6号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下第14において同じ。）に通知すること。
- ③ なお、農業委員会は、則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

(2) 則第88条の3第2号の判断基準

① 同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の2第2項第4号及び第88条の3第2号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下第14において「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

ア 告示の2の「高さが8メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この(2)において同じ。）から施設の棟までの高さが8メートル以内であることをいう。

また、「軒の高さが6メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが6メートル以内であることをいう。

イ 告示の2の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

ウ 告示の2の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

エ 告示の2の「周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね2時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の2第2項第4号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日の午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
2 m以内	2 m
2 m超 3 m以内	2.5 m
3 m超 4 m以内	3.5 m
4 m超 5 m以内	4 m
5 m超 6 m以内	5 m

② 同号口の判断基準

ア 「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、周辺農地の土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

イ 「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

(3) 則第88条の3第3号の判断基準

① 「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務

付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。

- ② 「許認可等を受けていること」については、則第88条の2第2項第8号に規定する許認可等（以下第14において「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。
- ③ 「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

(4) 則第88条の3第4号の判断基準

「施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

- ① 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。
- ② 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

(5) 則第88条の3第5号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第1項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

(6) 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

(7) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、(1)から(6)までのほか、次の①又は②によること。

① 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

ア 売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

イ 売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること

(ア) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下5の(1)の③において同じ。）の認定を受けた者

(イ) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の5第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下5の(1)の③において同じ。）の認定を受けた者

② 農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては(6)で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

3 法第43条第1項の規定による届出

法第43条第1項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

(1) 届出手続

- ① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第1項の規定による届出をしようとする者には、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（平成30年11月20日付け30経営第1796号経営局長通知。以下「運用通知」という。）様式例第1号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。
- ② ①の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。
 - ア 則第88条の2第2項各号に規定される書類
これらの書類については、次の点に留意すること。
 - (ア) 同項第3号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。
 - (i) 農作物の栽培施設
 - (ii) 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設
 - (イ) 同項第4号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。
 - (i) 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ0mに2時間以上日影を生じさせる範囲
 - (ii) 敷地境界線
 - (iii) 縮尺及び方位
 - (iv) 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置
 - (v) 農作物栽培高度化施設からの水平距離5m及び10mの線
 - (ウ) 同項第5号に規定する計画については、運用通知様式例第2号により提出すること。
なお、2の(7)の①のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。
 - (エ) 同項第6号に規定する書面については、運用通知様式例第1号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。
 - (オ) 同項第7号ロに規定する書面については、運用通知様式例第3号により提出すること。
 - (カ) 同項第8号に規定する書面については、運用通知様式例第1号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる
 - イ 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（運用通知様式例第3号）。その他参考となる書類。
- ③ 届出書に②のイの書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。
 - ア 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか
 - イ 届出の受理又は不受理の判断に必要不可欠なものであるかどうか
 - ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

(2) 農業委員会の処理

- ① 農業委員会は、届出書の提出があったときは、
 - ア 届出に係る施設が則第88条の3各号の要件を満たしているか
 - イ 届出書の法定記載事項が記載されているか
 - ウ 添付書類が具備されているか
 - エ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているかを確認の上、その受理又は不受理を決定する。
- ② なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行

われないことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設において農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、

ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ 原状回復の費用は誰が負担するか

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか

について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

③ 農業委員会は、法第43条第1項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは運用通知様式例第4号によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

④ 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）別紙1第4の1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

⑤ 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第1項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

⑥ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

⑦ 農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第1項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

4 高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

(1) 法第3条関係

① 法第3条第1項の許可の申請の内容が、

ア 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき

イ 高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき

のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要がある。

② 法第3条第1項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には、農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために必要な次の資料を添付させるものとする。

ア 農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その

他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画
イ 次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

(ア) 届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

(イ) 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

ウ 届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

③ 農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第3条第1項の許可申請が必要となる。

(2) 法第4条及び第5条関係

① 高度化施設用地について、法第4条又は第5条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

ア 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

(ア) 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

(イ) 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

イ 高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合

(ア) 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

(イ) 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

(ウ) 法第32条第3項に規定される公示から2月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

(エ) 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第7条第2項の規定による公示を行った場合

② 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにする事となるため、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

③ 法第43条第1項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の3の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

④ 農業委員会は、高度化施設用地が、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得ずに①のいずれかに該当した場合には、同項の規定に違反するものとして、都道府県知事等に報告すること。

(3) 法第7条及び第10条関係

① 国は、高度化施設用地について、法第7条第2項に基づく公示を行った場合には、買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。

② 買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P \left(\frac{m-n}{m} \right) Q$$

P：推定再築造費

m：耐用年数

n：経過年数

Q：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

(4) 法第51条及び第52条の4関係

- ① 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。
- ② 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。
- ③ 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

5 その他留意事項

法第43条第1項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第1項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の(1)の基準の全てを満たすものについては、次の(2)に基づき取り扱うものとする。

(1) 届出の対象となる施設の基準について

- ① 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。
- ② 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の日より前に法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得て並びに法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次のアからウまでのいずれかの書類で確認できること。
 - ア 農地転用許可に係る許可権者の決裁文書
 - イ 農地転用許可書の写し
 - ウ ア又はイに準ずる文書
- ③ 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。
- ④ 則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

(2) 法第43条第1項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

- ① 農業委員会は、法第43条第1項の規定に基づく届出があった場合には、3に準じて取り扱うものとする。
- ② 農業委員会は、(1)の②の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同イ及びウに関する文書の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同アからウまでの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。
- ③ 農業委員会は、3の(2)の③の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい

旨を併せて周知する。

なお、運用通知様式例第4号の記の2の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。

④ 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、3の(2)の③の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事局に連絡する。

⑤ ①の届出に係る法の規定の適用は、4を準用する。

6 制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第1項に規定する農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

第15 法第51条及び第52条の4関係

1 法第51条第1項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

なお、都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが事実となった場合で、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があったときには、他の違反転用の事案と同様に処分を行うものとする。

(1) 農地転用許可及び高度化施設用地の記録の整理及び保存

都道府県知事等は、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、次のように記録を整理・保存するものとする。

① 事案ごとに、その概要を整理した台帳を作成・保存し、工事の進捗状況の把握及び事業計画に従った事業執行についての催告等に資するものとする。

② 高度化施設用地が違反転用に該当する事案にあつては、農作物栽培高度化施設に係る則第88条の2の規定に基づく届出、当該農作物栽培高度化施設に対する法第4章の遊休農地に関する措置又は法第44条の規定に基づく催告等、現在までに行った取組を農業委員会から聴取し、これを整理した台帳を作成・保存し、違反転用を是正するための必要な措置に資するものとする。

(2) 農業委員会からの報告の徴収

都道府県知事等は、違反転用の事実を知り、又はその疑いがあると認められる場合は、法第50条の規定に基づき、必要に応じ農業委員会に対して土地の状況その他違反転用に係る事情等の調査及び報告を求めるものとする。

(3) 違反転用者等に対する催告

都道府県知事等は、違反転用事案があった場合には、法第51条第1項の規定による処分を行う前に、違反転用者等に対し工事その他の行為の停止等を書面により催告するものとする。また、催告を行った場合には、当該催告に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会にその旨を通知するものとする。

(4) 処分に当たっての考慮事項

都道府県知事等は、法第51条第1項の規定による処分を行うに当たっては、違反転用事案の内容及び違反転用者等からの聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正催告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して処分の内容を決定するものとする。

(5) 農業委員会に対する通知等

都道府県知事等は、法第51条第1項の規定による処分を行った場合には、その旨をこれらの処分に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するとともに、その履行状況等につき法第50条の規定により当該農業委員会に報告を求めるものとする。

2 法第51条第3項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第51条第3項の規定による処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させるものとする。

3 法第52条の4の規定による要請

農業委員会は、1に規定する違反転用に係る都道府県知事等の事務の処理状況を考慮して、必要があると認めるときは、法第52条の4の規定により、都道府県知事（指定市町村の区域内にあっては、指定市町村の長。以下この3において同じ。）に対し、法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請するものとする。

また、要請は、都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うことが望ましい。

第16 法第63条の2関係

この法律の運用に当たっては、我が国農業は、家族経営及び農地所有適格法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識することが重要である。

このため、法第63条の2において、運用上の配慮規定が設けられているところである。

なお、農地制度の運用については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律の国会審議の際、衆・参両院で附帯決議がなされている。

2 「農地法の運用について」の制定について(抜すい)

(平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)
最終改正：令和6年3月28日付け5経営第3123号・5農振第3229号

別添

農地法の運用について

第1 農地又は採草放牧地の権利移動

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第4項の「市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき」とは、例えば、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画において定められている土地利用区分と異なる権利取得が行われるとき、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において定められている農用地利用改善事業等の実施が困難となる権利取得が行われるとき等地域における土地利用計画との整合性等を図る必要があるときをいう。

なお、法第43条第1項の規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について（平成30年11月20日付け経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

第2 農地又は採草放牧地の転用

1 法第4条第6項関係

農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。

なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなす全ての者をいう。

また、法附則第2項第1号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（3に係る同項第2号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える行為をいう。

(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号）

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。

具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ）

(ア) 要件

法第4条第6項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等と

して利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- a 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。
- b 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。
- c 次の全てに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号）。

- (a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、3年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。

ただし、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和4年3月31日付け3農振第2869号農村振興局長通知）」の規定により、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、この限りではない。

また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不相当と認められる場合であって、具体的には、イの(イ)のa又はcからhまでのいずれかに該当するものが対象となり得る。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

- i 砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。
 - (i) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。
 - (ii) 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。
 - ① 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。
 - ② 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。
 - ③ 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったときには、②の金銭等をその費用に充当することができること。
- ii 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業の施行が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

(b) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとなる場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第6項第1号ロ）

(7) 要件

法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第6条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第1種農地」という。）は、農用区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地（以下「第3種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。）の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設（農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第5条第2号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第40条第1号）。

i 農業用排水施設の新設又は変更

ii 区画整理

iii 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

「昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」には、旧制度開拓として実施された開拓事業が該当する。

iv 埋立て又は干拓

v 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(b) 次のいずれかに該当する事業であること（則第40条第2号）。

i 国又は地方公共団体の行う事業

ii 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他

の助成を行う事業

iii 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業

iv 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（iiiに掲げる事業を除く。）

c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第5条第3号）

(イ) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

なお、砂利の採取を目的とする一時転用については、アの(イ)のcの(a)のi及びiiに掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（(b)から(e)までに掲げる施設にあっては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

なお、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のための農業用施設（ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設）の用に供する場合には、農地転用の許可を要しない。

また、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

i 農業用施設には、次の施設が該当する。

(i) 農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設

(ii) 畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

(iv) 廃棄された農畜産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を

含む。)

- ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物（主として、当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。iiiにおいて同じ。）を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。
 - iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体、iiの処理又は加工を行う者等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。
 - iv 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、農業用施設に該当する。
また、農業用施設、農畜産物処理加工施設又は農畜産物販売施設（以下iv及びvにおいて「農業用施設等」という。）の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。
 - v 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。
 - (i) 当該農業用施設等と一体的に設置されること。
 - (ii) 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。
 - (iii) 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。
- (b) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

- (c) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当すると判断するものとする。

ただし、人口減少、高齢化の進行等により、雇用可能な農業従事者の数が十分でないことその他の特別の事情がある場合には、このような事情を踏まえて都道府県知事等が設定した基準（以下この(c)において「特別基準」という。）により判断して差し支えない。

この点、当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可の申請を受けた際には、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うことが適当と考えられる。

なお、雇用計画については、当該施設において新たに雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合がおおむね3割以上となること（特別基準が設定されている場合にあっては、当該特別基準を満たすこと）が確実であると判断される内容のものであることが適当と考えられる。

また、雇用協定においては、当該施設において新たに雇用された農業従事者（当該施設において新たに雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下この(c)において同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設において新たに雇用された者に占める農業従事者の割合がおおむね3割以上

となっていない場合（特別基準が設定されている場合にあつては、当該特別基準を満たしていない場合）にこれを是正するために講ずべき措置を併せて定めることが適当と考えられる。この講ずべき措置の具体的な内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等が想定される。

(d) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

(e) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいう。ただし、農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していても、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱って差し支えない。

また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断しても差し支えない。

i 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

ii 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適當なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ロ、則第34条）。

(a) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの

(b) 火薬庫又は火薬類の製造施設

(c) その他(a)又は(b)に掲げる施設に類する施設

具体的には、悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

(b) 土石その他の資源の採取

(c) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

「水産動植物の養殖用施設」については、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ化場等が該当する。

(d) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であつて、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設が該当する。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設は、「これらに類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- i 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - ii 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域
「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆるインターチェンジをいう。
- (e) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）
「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。
- (f) 第1種農地に係る法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設
- f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならない（令第4条第1項第2号ニ、則第36条）。
- g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ、則第37条）。
- (a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）
 - (b) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成
 - (c) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事
 - (d) 非常災害のために必要な応急処置
 - (e) 土地改良法第7条第4項（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第8条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下単に「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第15条第6項又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。）第21条第6項において準用する場合を含む。）に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良法第7条第1項の土地改良事業計画（以下単に「土地改良事業計画」という。）、旧独立行政法人緑資源機構法第15条第1項の特定地域整備事業実施計画（以下単に「特定地域整備事業実施計画」という。）又は旧農用地整備公団法第21条第1項の農用地整備事業実施計画（以下単に「農用地整備事業

- 実施計画」という。)に定められた用途に供する行為
- (f) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項の工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域(農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。)内において行われる工場又は事業場の設置
「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。
- (g) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)附則第5条第1項第1号に掲げる業務(農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。)
「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。
- (h) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第1項の集落地区計画の定められた区域(農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地域整備計画(同条第3項に規定する集落地域整備計画をいう。以下同じ。))が定められたものに限る。)内において行われる同項に規定する集落地域施設及び建築物等の整備
「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。
- (i) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。)に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設
- (j) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域(以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。)として指定された地域内にある農用地(同法第2条第1項に規定する農用地をいう。以下(j)及び(2)のアの(ク)のtにおいて同じ。)(同法第5条第1項の農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。(2)のアの(ク)のtにおいて同じ。)その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質(以下単に「特定有害物質」という。)による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業
- (k) 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第46条第2項第4号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
- i 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項第2号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。
 - ii 東日本大震災復興特別区域法第47条第1項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。
 - iii 当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
 - iv 当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (l) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域(農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。)内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画(当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。)に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備
「農業上と土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」(平成26年5月30日付け26食産第974号・26

農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第4の2（2）①ニに定めるところにより行う。

- (m) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項第2号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第21条の2第1項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する留意事項についての制定について」（令和4年6月28日付け4農振第948号農村振興局長通知）第2の4に定めるところにより行う。

- (n) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第2項第2号ニに規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第5条第2項第2号ニに規定する事業

- h 地域整備法（令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第4条第1項第2号へ(6)、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

- (a) (b)に掲げる計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の5第1項第26号の2の計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設）を(b)に掲げる計画に従って整備するため行われるものであること。

- (b) 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第6条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

- a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第6条第1号、則第41条）。

- b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの以外のもの。

ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第6条第2号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあつては土地改良法第113条の3第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあつては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a) イの(ア)のbの(a)のiiからvまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

(b) 次のいずれかに該当する事業であること。

i 国又は都道府県が行う事業

ii 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a イの(イ)のaに該当する場合（法第4条第6項ただし書）

b イの(イ)のbに該当する場合（令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ）

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設（同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。）の用に供するため行われるものであること（令第4条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

d イの(イ)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するため行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ、則第35条）。

e イの(イ)のfに該当する場合（令第4条第1項第2号ニ、則第36条）

f イの(イ)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するため行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ、則第37条）。

g イの(イ)のhに該当する場合（令第4条第1項第2号ヘ、則第38条及び第39条）

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（第3種農地。法第4条第6項第1号ロ(1)）

(ア) 要件

第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第7条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域

(a) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、イの(イ)のeの(d)のiiに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容

易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(b) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

- i 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
- ii イの(i)のeの(d)のiiに規定する道路の出入口
- iii 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）
- iv その他 i から iii までに掲げる施設に類する施設

具体的には、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル及び同条第7項に規定する専用バスターミナルが想定される。

b 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域

(a) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

(b) 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。

(c) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下単に「用途地域」という。）が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

なお、高度化施設用地に用途地域の指定又は変更がなされた場合には、当該指定又は変更がなされたことをもって農業上の土地利用との調整が調ったものとはならないことに留意する必要がある。

c 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

「これに準ずる事業」については、現時点では該当するものがないため、農林水産省令は定められていない。

(イ) 許可の基準

第3種農地の転用は、許可をすることができる。

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第6項第1号ロ(2)）

(ア) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第8条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）

a 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみてエの(ア)のaに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの

(a) 相当数の街区を形成している区域

(b) エの(ア)のaの(b)のi、iii又はivに掲げる施設の周囲おおむね500メートル

（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

b 宅地化の状況からみてエの(ア)のbに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同bの(a)に掲げる程度に達している区域に

近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

a 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合（法第4条第6項ただし書）

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合（令第4条第2項）

この場合、イの(イ)のcの(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができるものと認められるものであつても、許可をすることができる（則第33条括弧書）。

なお、第1種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(イ)のb、e又はfの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められたいため第2種農地の転用の許可をすることができるものであることから、改めて令第4条第2項において規定することとはされていないものである。

カ その他の農地（第2種農地）

(7) 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地、第2種農地（オに規定するものに限る。（イ）において同じ。）及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。

(イ) 許可の基準

法第4条第6項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第4条第6項第3号から第6号まで）

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第6項第3号）

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第4条第6項第3号）。

なお、則第30条第4号又は第57条の2第2項第1号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられているが、資力及び信用は申請者によって様々であることから、当該書面は、当該資金計画の額の多寡によらず添付が必要である。また、当該書面は、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があることを客観的に裏付けるものである必要があり、申請者の申出によるものは適当でないと考えられる。

(イ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと（法第4条第6項第3号）。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。

(ウ) 法第4条第1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に

供する見込みがないこと（則第47条第1号）。

なお、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが确实と認められないと判断することが相当と考えられる。

(エ) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと（則第47条第2号）。

(オ) 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること（則第47条第2号の2）。

(カ) 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと（則第47条第3号）。

(キ) 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと（則第47条第4号）。

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするもの」に該当する。ただし、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第5号）。

a 農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが确实と認められるとき。

「農業構造の改善に資する事業」は、別に農村振興局長が定める。また、「当該農地が当該施設の用に供されることが确实」か否かは、別に農村振興局長が定めるところにより判断する。

b 農業協同組合が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第5項各号の事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが确实と認められるとき。

c 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが确实と認められるとき。

d (1)のイの(i)のhの(b)に掲げる計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

e 非農用地区域内において当該非農用地区域に係る土地改良事業計画、特定地域整備事業実施計画又は農用地整備事業実施計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが确实と認められるとき。

f 用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが确实と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

g 都市計画法第12条の5第1項の地区計画が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが确实と認められるとき。

「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。

- h 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの建築物等の用に供されることが確実と認められるとき。
「農業上の土地利用との調整」は、別に農村振興局長が定めるところにより行う。
- i 国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項の規定により定められた実施計画に基づき同条第2項第1号に規定する産業導入地区内において同項第5号に規定する施設用地に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- j 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同法第2条第1項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- k 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第7条第2項第2号に規定する重点整備地区内において同項第3号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- l 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第5項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第4項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- m 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において同法第13条第3項第1号に規定する施設の用に供する土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- n 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）第3条第1項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に従って住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- o 地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- p 電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダムの建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- q 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- r 地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に

供されることが確実と認められるとき。

- s 土地開発公社が土地収用法第3条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。
- t 農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により農地を農地以外のものにする場合

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）

申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ア) 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

(イ) 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(ウ) 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号）

法第4条第6項第5号の「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

(ア) 基盤法第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第1号）。

(イ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにするにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号）。

基盤法第19条第8項の規定による地域計画の公告があつた後も、

a 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合

b 当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る当該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する場合

c 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合

等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

なお、aからcまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、例えば、

i 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするときにおいて、その利用に供された後にその土地が地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実と認められるとき

ii 地域計画の達成のために必要な農業用施設（基盤法第4条第1項第3号に規定

する農業用施設をいう。)として当該地域計画に位置づけられたものの用に供するため農地を農地以外の用に供するとき

iii 則第30条第2項本文に定める営農型太陽光発電について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定について」(令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知)別添2の(2)のクの定めに基づき、協議の場で合意を得た土地の区域内において行うとき

等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

(ウ) 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があつてから農振法第12条第1項(農振法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでの間において、農振法第11条第1項の規定による公告に係る農振法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地(農用地区域として定める区域内にあるものに限る。)を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(則第47条の3第3号)。

エ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき(法第4条第6項第6号)。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

(3) その他

法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了する前に、当該土地が農地以外の土地であると判断することは、適当でない。

また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても、同様である。

なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要があることに留意する。

2 法第4条第4項関係

農業委員会は、法第4条第3項の規定により意見を述べようとするとき(同一の事業(同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。)の目的に供するため30アールを超える農地転用に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

また、農業委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

農業委員会から意見を求められた事案についての都道府県農業委員会ネットワーク機構の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

なお、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために必要な書面(以下「諮問書」という。)の記載内容が簡略化されていたり、諮問書の提出が都道府県農業委員会ネットワーク機構における審議の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

3 法第4条第8項関係

(1) 国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事等に対し、文書により協議を求めるとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第4条第8項の協議の成立又は不成立の判断基準については、1の法第4条第1項の許可の基準の例による。したがって、国、都道府県又は指定市町村は、則第25条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を

受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事等と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

- (3) 都道府県知事等は、あらかじめ、国、都道府県又は指定市町村が則第25条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国、都道府県又は指定市町村に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4 法第5条第2項関係

法第5条第2項に規定する許可基準の内容は、採草放牧地の転用のための権利移動に係る場合を含め、次に掲げるものを除き、1の法第4条第1項の許可の基準等の内容と同様となる(法第5条第2項)。

- (1) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと(法第5条第2項第6号)。
(2) 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと(法第5条第2項第8号)。

5 法第5条第3項関係

法第5条第3項において準用する法第4条第4項又は第5項の規定による都道府県農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取については、2と同様となる。

6 法第5条第4項関係

法第5条第4項の協議については、3と同様となる。

7 法第51条及び第52条の4関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア 都道府県又は指定市町村の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県又は指定市町村においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

- (ア) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県又は指定市町村自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民・農業者により身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。
(イ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において違反転用に対する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。
(ウ) 違反転用を把握した場合には、優良農地の確保を図る観点から、原状回復を求める必要性について十分に検討を行うこと。

なお、違反転用に係る農地について、仮に法第4条第1項又は第5条第1項の許可の申請が行われれば当該許可をすることができるようであっても上記と同様の取扱いとなり、原状回復を求める必要性について検討を行う必要があることに変わりはないことに留意すること。

- (エ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

- (ア) 農業委員会は、日ごろから農地パトロールを行うこととし、効率的に農地パトロールを行うことができるよう、農地の利用の状況を記載した図面を整備すること。また、

違反転用の防止に向けた地域住民に対する啓発を図るため、市役所若しくは町村役場や公民館等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示又はリーフレットの配布、市町村の広報誌等における同制度の紹介等の取組を積極的に行うこと。

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ウ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第51条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア 法第51条第1項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、当該違反転用に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

なお、農振法第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある土地については、一般的には「特に必要がある」と認められると解される。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第4条第1項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となることに留意するものとする。

イ 法第51条第1項第2号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれないものと解される。

ウ 法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれないものと解される。

エ なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができるものと解される。

(3) 法第51条第3項の規定による処分の基準

ア 法第51条第3項第2号の「違反転用者等を確認することができないとき」としては、土地の所有者に無断で転用している場合等で、当該土地所有者等に確認しても違反転用者等が判明しないときや違反転用業者が既に実態のない会社となっているとき等が想定される。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確認することができないものに関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 法第51条第3項第3号の「緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合」としては、例えば、建設残土が撤去されていないため、その後、台風等の自然災害の発生により当該建設残土が流出し、周辺の営農条件に著しい支障が生ずるおそれがある場合等が想定される。

(4) 法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならないとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これ

を徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ 代執行に要した費用よりも著しく高い価格の財産や差押え可能な財産の価格が代執行に要した費用よりも少ない場合の当該財産については差し押えることはできないが、差押え可能な財産がある場合には、差押えを行うことにより時効中断を行っておき、その間に違反転用者等を捜すなどして、できる限り当該違反転用者等から直接徴収することが望ましい。

8 法第59条関係

(1) 是正の要求の方式

法第59条第1項の「農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかである」場合としては、1及び4に規定する許可基準に照らせば、本来、法第4条第1項又は第5条第1項の許可をすることができないにもかかわらず、十分な検討がなされないままに当該許可がされ、これを受けて農地転用がなされた結果、農地又は採草放牧地のかい廃が進行している場合が想定される。

(2) 農地転用許可事務の処理に係る実態調査

地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあつては、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) 情報の共有

農村振興局長は、都道府県知事等に対して行った是正の要求等のうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることがないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第3～6 （略）

3 「農地法関係事務処理要領」の制定について(抜すい)

(平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)
最終改正：令和6年3月28日付け5経営第3124号・5農振第3094号

別紙1

農地法に係る事務処理要領

第1 農地等の権利移動の関係

1 法第3条第1項の許可申請手続

(1) 許可申請書は、様式例第1号の1によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。

なお、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第10条第1項ただし書に該当して単独で許可申請できる場合の申請者は次のとおりである。

- ア 強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下「競売」という。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合には、その買受人
- イ 遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）
- ウ 則第10条第1項第2号に該当する場合には、権利を取得しようとする者

(3) 許可申請書に則第10条第2項第10号の「その他参考となるべき書類」（営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

- ア 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか
- イ 申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要な不可欠なものであるかどうか
- ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。

(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農地所有適格法人以外の法人等（法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。）にあっては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があった場合は当該意見も参考の上判定する。

なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点において、市町村の担当部局に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

(2) 農業委員会は、(1)の判定によりその申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第1号の2）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付するとともに、その内容を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その譲受人）の住所地を管轄する農業委員会にも通知することが望ましい。

(3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

また、農地所有適格法人に対して許可を行った場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により、第5の2の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておく。

3 標準的な事務処理期間

法第3条第1項の許可事務に係る標準的な事務処理期間は、4週間とする。

4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1) 届出手続

ア 届出書は、様式例第1号の3又は第1号の4による。

イ 1の(2)の規定は、単独で届出ができる場合に準用する。

ウ 届出書に則第13条第2項第4号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る農地等の権利移動が農地中間管理機構が農地売買等事業又は農地中間管理事業の実施により農地等の権利を取得するものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第1号の5）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

ウ 農業委員会は、イの規定により受理通知書を交付し、又は受理しない旨の通知をしたときは、2の(3)と同様に関係書類を保管する。

(3) 事務処理上の留意事項

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する必要がある。

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

5 信託関係

(1) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は農業協同組合又は農地中間管理機構における農地等の信託契約の締結、信託財産の貸付け又は売渡し、信託の終了等に伴う当該農業協同組合又は農地中間管理機構からの通知等を簿冊に整理するとともに信託に係る農地等の権利の設定、移転、解除、解約等信託財産についての権利の変動に関し、あらかじめ備えた信託関係整理簿（様式例第1号の6）に記入しておく。

イ 農業委員会は、信託財産の貸付け又は売渡しの適格者の選定につき農業協同組合又は農地中間管理機構から意見を求められたときは、当該信託財産の借受又は買受申入者の全てについて経営規模、経営の状況、経営能力等を審査し、必要に応じて実情調査を行い、法第3条

第2項各号に該当しないかどうか、及び効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業経営の協業化の促進、農地の集団化等の面からみて、その意見を通知する必要がある。

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第35条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) 都道府県知事の処理

都道府県知事は、信託財産につき必要に応じ報告を求め又は実情を調査しその動向を把握しておく。

6 農業委員会による農地所有適格法人以外の法人等の農地等の利用状況の把握

(1) 法第6条の2第1項の規定による報告手続

ア 報告書は、様式例第1号の7による。

イ 報告書に則第60条の2第2項第2号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地等の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 農業委員会は、報告書の提出があったときは則第60条の2第1項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

(3) 農業委員会による通知

農業委員会は、則第60条の2第3項に規定する場合に該当するときは農地中間管理機構にその旨を通知する。

第2 (略)

第3 農地等の権利取得の届出の関係

1 法第3条の3の届出関係

届出書は、様式例第3号の1による。

なお、本様式は、届出者の利便性を考え、農業委員会の窓口に着用するほか、市町村の死亡届出書の受付窓口など権利取得が発生する要因を把握できる関係窓口に着用することが望ましい。

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

(2) 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第3号の2）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

3 事務処理上の留意事項

第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

複数の相続人が存在する場合は、相続が開始して共有物として農地等の権利を取得したとき及び遺産の分割により農地等の権利を取得したときが届出の対象となり、それぞれ権利を取得した後遅滞なく届出をしなければならないことに留意すること。

なお、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出をする時点で遺産の分割により権

利を取得している場合は、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出は省略することができる。

また、届出は連名であることも可能であることに留意すること。

第4 農地等の転用の関係

1 農地転用許可手続

(1) 法第4条の許可申請手続

ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事（農地法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）に提出させる。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとするのが考えられる。）

a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

(キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ケ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(サ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の2による申請書を関係農業委員会を経由して都道府県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(サ)までに掲げる書類（同イの(ア)は農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限るものとし、(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 農地転用許可の申請者

法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下第4において「農地転用許可」という。）の申請をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者

イ 法第5条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地等について権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。ただし、その申請に係る権利の設定又は移転が競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和26年法律第222号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）により審判が確定し若しくは調停が成立した場合には、この限りでない。

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査（以下「人工衛星等利用調査」という。）又は実地調査を行い、農地転用許可の可否を決定する。

イ 都道府県知事等は、農地転用許可の可否を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、当該許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(ア) 4ヘクタール以下の場合

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁

定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）

指定市町村にあつては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(イ) (ア)以外の場合

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、

その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

(留意事項)

北海道及び指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。

なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る農地転用許可は、当該農地等に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項の許可権者(以下第4において「農地転用許可権者」という。)は、農地転用許可をしようとする場合において、当該事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ 農地転用許可をするに当たっては、原則として「①申請書に記載された事業計画に従つて事業の用に供すること。②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。③申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」という条件を付するものとし、その他の条件を付するに当たっては、一定の期間内に一定の行為をしない場合には農地転用許可が失効するというような解除条件は避ける等、その条件は明確なものとし、その後の農地転用許可の効力等につき疑義を生ずることのないようにする。

(留意事項)

③については、農地の転用目的が一時的な利用の場合において記載すること。

エ 転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの(以下「資材置場等」という。)である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、農地転用許可権者及び農業委員会は、次により対応することが望ましい。

(イ) 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があつた場合の対応

a 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地担当部局(以下「都道府県等」という。)に報告する。

b aの報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。

c 農業委員会は、bの通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

(ロ) 資材置場等とする目的で恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

a 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、ウのほか、「工事の完了の報告があつた日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。

b 都道府県等は、aの報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4

号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

オ 農地転用許可に関する指令書をその申請者に交付するときには、その指令書に必ず「注意事項」として「許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。」旨を記載する。

カ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

キ 市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、農地転用許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続

(1) 法第4条第8項の協議の手続

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「4条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の4による協議書を都道府県知事等に提出する。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「5条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には人工衛星等利用調査又は実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。

イ 都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事等は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 都道府県知事等は、農地転用許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に農地転用許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うよう

ルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容によっては、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第4号の6による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たっての留意事項

(ア) 都道府県知事等は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a 農地の集団性・連たん性への影響

地域において公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性・連たん性に関する評価を行うこと。

b 周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価を行うこと。この場合、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類・立地状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

c 周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価を行うこと。

d 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営への影響

公共転用が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営の維持・発展に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

e 地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

(イ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不相当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第4条第6項第3号から第6号まで又は法第5条第2項第3号から第7号までの該当項目の各事項について記載する。

(ウ) 都道府県知事等は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等

を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

ただし、都道府県知事等が法附則第2項第1号又は第3号の規定による協議を複数回に分けて行う場合は、既に行われた協議において提出した資料の提出は省略できるものとする。

イ 都道府県知事等は、地方農政局長等から協議の回答を受けた後に、速やかに農地用についての許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

4 標準的な事務処理期間

農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

5 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手續

ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の8による届出書に関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(イ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手續

ア 市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書に関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、(1)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる書類（同イの(ウ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地等についての真正な権利者であるかどうか土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ (ア)届出に係る農地等の賃貸借が農事調停等により成立した合意によって解約されることとなっている場合その他その賃貸借契約が終了することとなっている場合又は(イ)届出に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合であって賃借人がその農地等を転用し、若しくは転用のためその農地等を取得しようとする場合等においては、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面を添付する必要はないが、(ア)の場合には、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面その他この賃貸借契約が終了することが確実であると認めることができる書面を添付させることが適当と考えられる。

ウ 届出に係る農地等の賃貸借の解約等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われている場合であって、その旨が同条第6項の規定に基づいて関係農業委員会に通知されていないときは、その通知を届出と同様に行わせることが適当と考えられる。

(4) 届出者

届出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項第7号の規定による届出にあつては、1の(3)のイに掲げる者

イ 法第5条第1項第6号の規定による届出にあつては、1の(3)のウに掲げる者

(5) 農業委員会の処理

- ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る土地が市街化区域内にあるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討するほか、当該届出に係る農地等が賃貸借の目的となっているかどうかを調査の上、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。
- イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の10による受理通知書をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。
- ウ 1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

- ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導する。
- イ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。
なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。
- ウ 農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

- (ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の11による報告書（(3)のイの(ア)による勧告をした事案又は農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合において農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。
- (ロ) 農業委員会は、イの(ア)又は(イ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。
- (ハ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(イ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、2部とする。
- (ニ) 農業委員会は、(ハ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。
なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の3各号の要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。
- (ホ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(イ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (ヘ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反

転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(カ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

イ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応すべきものとする。

なお、高度化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

a 要に応じて人工衛星等利用調査又は実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

b aの指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面(様式例第4号の12)により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。

c bの勧告に従わない場合には、法第51条第1項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続をとることが適当と考えられる。

(イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により農地転用許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の13により、命すべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の14により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事等は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第19号に該当する場合は1の(5)のウの(ア)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(イ)の教示文を記載する。

(オ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(ア)及び(ウ)並びにイの(ア)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

ウ その他

(ア) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令をしようとする場合であって、農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ウ)による処分又は命令の履行を遅滞している

と認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ロ) 令第20条において準用する令第18条第3号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ハ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第20条において準用する令第18条第4号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

(ニ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該法人の登記事項証明書記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(ホ) 令第20条において準用する令第18条第5号により(ア)から(ニ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（(ホ)の場合にあっては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。

なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。

(イ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。

(ロ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局

と調整すること。

- (エ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。

なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

- (ア) 農地転用許可権者は、農地転用許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めることが適当と考えられる。

- (イ) 農地転用許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の15の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ 事業実施の指導・勧告

- (ア) 農地転用許可権者は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合

c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

- (イ) なお、農地転用許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(ア)による勧告に代えてオによる事業計画の変更の執らせよう指導することが適当と考えられる。

ウ 事業実施の勧告後の措置

- (ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工

事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、農地転用許可は行わないことが望ましい。ただし、農地転用許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた農地転用許可権者は、当該勧告を行った農地転用許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断することが適当と考えられる。

- (イ) イの(ア)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、農地転用許可権者は、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不相当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えてエによる事業計画の変更の手續を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理することが望ましい。

(ア) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあつては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

- a 農地転用許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあつては、所有者。以下同じ。）によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。
- b 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。
- c 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- d 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- e 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
- f a から e までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 事業計画の変更の申請の手續

- a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）については、法第4条第2項又は第5条第3項の規定の例により処理する。
- b 申請書には、次に掲げる事項を記載させる。
 - (a) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (b) 土地の所在、地番、地目及び面積
 - (c) 変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況
 - (d) 転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由
 - (e) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要

性があることの説明

- (f) 変更後の事業計画の詳細
- (g) 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画
- (h) 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
- (i) その他参考となるべき事項

c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

なお、転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から(d)までに掲げる書類の添付を要しない。

- (a) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（いずれも承継者に係るものに限る。）
- (b) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。）
- (c) 申請に係る土地の地番を表示する図面
- (d) 位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）
- (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）
- (f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（農地転用許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）
- (g) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
- (h) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
- (i) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書
- (j) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
- (k) 事業計画の変更についての関係地元民の意向及びこれに対する申請者の見解

d 農地転用許可権者の処理

農地転用許可権者は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) 転用許可申請

農地転用許可権者は、(ア)により事業計画の変更の承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る土地の権利の設定又は移転について法第5条第1項の許可を要するときは、改めて同項の許可申請手続を行うよう指導することが適当と考えられる。

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして農地転用許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、エの(ア)のdからfまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(イ) 事業計画の変更の申請の手続

- a 申請書については、エの(イ)の a と同様の取扱いとする。
- b 申請書に記載する事項
申請書には、農地転用許可に係る許可申請書の変更部分を明らかにさせた上で、エの(イ)の b の(a)、(c)、(d)、(f)、(g)、(h)及び(i)に掲げる事項を記載させる。
- c 申請書に添付する書類
申請書には、エの(イ)の c の(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。
- d 農地転用許可権者の処理
農地転用許可権者は、エの(イ)の d と同様の処理を行う。

カ 農地転用許可を要しない転用事業の変更又は中断

特定地方公共団体（地方公共団体のうち、都道府県及び指定市町村を除いたものをいう。以下このカにおいて同じ。）は、農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適切かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として、則第29条第6号又は第53条第5号に規定する施設の敷地に供するため農地等を転用するときは、農地転用許可を要しないこととされている。このため、特定地方公共団体が農地転用許可を要しない転用事業を行う場合であっても、あらかじめ農地転用許可権者に相談を行うことが望ましい。

また、特定地方公共団体が、農地転用許可を要しない転用事業に係る土地について、当初の転用目的を変更し、若しくは転用事業を行おうとする第三者に所有権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、若しくは移転する場合（以下「転用目的の変更等を行う場合」という。）又は転用事業を中止する場合には、次により処理することが望ましい。

(7) 転用目的の変更等を行う場合

- a 特定地方公共団体は、転用目的の変更等を行う場合には、転用事業者の氏名（法人にあっては、名称）のほか、エの(イ)の b の(b)から(i)までに掲げる事項を記載した書面に、位置及び付近の状況を表示する図面、転用目的の変更前及び変更後の建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面等を添付して、農地転用許可権者に報告すること。
- b 農地転用許可権者は、a の報告を受けた場合であって、当該報告の内容が次の全てに該当し、かつ、変更後の転用事業が農地転用許可を要する場合に該当するときは、1の(1)又は(2)により許可申請を行わせること（申請に必要な書類であって a の報告時に添付したものに変更がない場合には、当該書類をもって代えることができる。）。
なお、変更後に農地転用許可できない場合には、(イ)の b により処理すること。
 - (a) 当該土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。
 - (b) 当初の転用目的の達成が困難になったことが当該特定地方公共団体の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。
 - (b) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
 - (c) 変更後の転用事業がその転用目的に従って実施されることが確実であると認められること。
 - (d) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
 - (e) (a)から(e)までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 転用事業を中止する場合

- a 特定地方公共団体は、転用事業を中止する場合には、農地転用許可権者にその旨を書面により報告すること。
- b 農地転用許可権者は、a の報告を受けた場合には、将来の当該土地の利用見込み等を当該特定地方公共団体と協議し、必要な措置を講ずること。

7 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定による。

ア 実態調査の実施

(7) 調査対象

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務を対象とする。

(イ) 調査方法

調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a 毎年、重点課題を定めた上で実施する。
- b 都道府県知事等が行う農地転用許可事務に係る処分のうち1都道府県当たり平均50件を抽出して調査する。
- c 農村振興局及び地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下7において同じ。）の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。

なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。

(ウ) 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとする。

- a 農地転用許可基準に適合しているか
- b 所要の添付書類が整っているか
- c 農地転用許可後の転用事業の進捗状況及びその完了が報告されているか
- d その他

イ 調査結果の取りまとめ

地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下7において同じ。）は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。

- (ア) 本来ならば農地転用許可をすることができない事案であるにもかかわらず当該許可をしている等、農地等の確保に支障を生じさせていることが疑われる事案
- (イ) (ア)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案（以下「不適切事案」という。）

ウ 調査結果の報告

地方農政局長は、イにより取りまとめた結果を農村振興局長に報告する。

エ 調査結果の公表

農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。

なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。

(2) 是正の要求等

ア 是正のための助言又は勧告

(ア) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討する。

(イ) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は指定市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

(ウ) 地方農政局長等は、(イ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ア)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

イ 是正の要求

地方農政局長等は、アの(イ)による是正のための助言又は勧告を受けた都道府県から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針の回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第1項の規定により、当該都道府県に対して是正の要求を行うことができる。

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ 情報の共有

農村振興局長は、自らが是正の要求等を行ったもの及びエによる報告を受けたもののうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることのないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第5～16 (略)

第17 登記事項証明書の添付の省略について

則において、申請、届出又は通知（以下「申請等」という。）をする場合に添付しなければならない書類と規定されている「土地の登記事項証明書」又は「法人の登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

「書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合」とは、農業委員会が、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人が運営する照会番号に基づき登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスの登録を完了した上で、当該照会番号の提供を受けた場合である。当該照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該インターネットサービスを利用して、当該照会番号に基づく登記情報の確認を行う必要がある。

（注）本取扱いは、「登記事項証明書」の原本の添付を省略するためのものであるが、申請等をする者は、指定法人から照会番号を入手し、当該照会番号を農業委員会に提出する必要がある。

なお、農業委員会が当該登録を完了していない場合や当該インターネットサービスで入手した照会番号の付されていない登記情報が書類として添付された場合には、農業委員会において登記情報の確認を行うことはできないため、登記事項証明書の添付を省略させることはできないことに留意する。

また、申請書を、農業委員会を経由して都道府県知事等に提出しなければならないとされている場合、照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該照会番号に基づき登記情報の確認を行い、当該確認で得られた照会済みの登記情報を書類として申請書に添付し、都道府県知事等に提出するものとするのが望ましい。

別表 1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後 3 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 1 の (5) のア)	
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後 4 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 1 の (5) のウ)	
うち農地法附則第 2 項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 4 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後 1 週間 (第 4 の 3 の (1) のア)	協議書受理後 1 週間 (第 4 の 3 の (2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 3 の (1) のイ)	

※様式例（略）

4 違反転用への適切な対応について

(令和4年9月30日付け4農振第1733号各都道府県農政担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)

農地転用許可制度の運用につきましては、日頃より、多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、「農地転用違反実態調査の実施について」（令和3年8月3日付け3農振第1262号農林水産省農村振興局農村計画課長通知）により実施した実態調査（以下「実態調査」といいます。）につきましては、都道府県、指定市町村及び農業委員会（以下「都道府県等」といいます。）の農地転用担当部局の皆様にも多大なる御協力を賜りましたことについて、重ねて厚く御礼申し上げます。

今般、当該調査の結果を踏まえ、違反転用に対する対応について、下記のとおり取りまとめましたので、都道府県等におかれましては、これらに留意して、引き続き、違反転用の発生の防止、早期発見に努めるとともに、違反転用案件を把握した場合は、適切に処理されるよう、お願い申し上げます。

記

1 違反転用の発生防止について

違反転用への対応としては、第一に、その発生を未然に防止することが最も重要であることは言うまでもありません。

実態調査の結果においては、違反転用を行った者の7割が、いわゆる土地持ち非農家又は農業を行っていない事業者であったことから、こうした普段農業に携わっていない者にも、農地を転用する場合には農地法（昭和27年法律第229号）による許可が必要であることを広く認識していただくことが重要です。

一方、普段農業に携わっていない者への周知については、農業関係部局のみでは限界があると考えられるところ、都道府県等におかれましては、管内の違反転用の状況等を踏まえ、農地転用を伴う土地の利用・取引等に関わりのある業界を所管する関係部署・団体等と連携した周知に取り組まれるようお願いいたします。

2 違反転用の早期発見・早期是正

(1) 違反転用の発見の遅れは、時間が経過するほど、既成事実化が進むとともに、関係者の転居・死亡、新たな権利関係の発生等により、その解決を一層困難なものとするリスクを高めることとなるため、できるだけ早期に発見することが重要です。

しかしながら、実態調査の結果によると、令和2年中に新たに発見された違反転用の7割以上は、平成28年以前に転用行為がなされたものとなっており、その多くが、転用行為がされてから相当程度の時間が経過してから発見されている状況にあります。また、その発見の契機については、農地パトロールによるものは2割程度に留まるものの、各農業委員等の日常的な活動により発見されたものを加えると、農業委員会の活動によるものは約4割に達していました。

このため、農地パトロールの実施に当たっては、人工衛星又は無人航空機の導入、タブレット端末による情報の記録等の新たな技術を活用し、その効率性・実効性を高める取組を進めるとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、通年にわたって日常的に担当地区内の農地を監視する等により、農業委員会による違反転用の早期発見に取り組まれるようお願いいたします。

(2) また、違反転用の発見については、農業委員会の活動によるほか、他の法令による行政手続、市民からの通報等をきっかけに発覚したものも4割を占めていることから、こうした情報を活用することも有効であると考えられます。

このため、都道府県、市町村又は農業委員会に違反転用に係る通報窓口を設置する等、違反転用が疑われる事案を発見した者が、農地転用担当部局に速やかに情報を伝達することが可能となるよう体制の整備をお願いいたします。

3 追認許可の適正化について

いわゆる追認許可については、令和2年中に処理されたものを対象に点検を実施したところ、法令の基準を満たしていないにもかかわらず追認許可を行うような違法性のある処分は確認されませんでした。一部、第2種農地の代替性の判断に当たって、検討が不十分な事例があるなど、違反転用を解消する手法として安易に運用されている場合も見られたところです。

このため、追認許可の運用に当たっては、以下のことに留意して、農地転用許可制度に対する信頼が損なわれることがないように適切に処理願います。

- (1) 追認許可であっても農地転用許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。
- (2) 違反転用に対しては、原状回復に向け、行政指導又は農地法第51条第1項の規定に基づく処分を行うことが原則であり、追認許可は、あくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。
- (3) 農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合であったとしても、安易に追認許可で対応するのではなく、まずは、原状回復の必要性及び可能性について十分に検討し、その可否を判断すべきこと。特に、常習的に違反転用を行っている等の悪質性が高い案件については、原状回復を基本とするなど厳正に対処すること。
- (4) やむを得ず追認許可を行う場合にあっては、違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭又は文書をもって確実に行うこと。
- (5) 違反転用の当事者に再発防止を徹底させるため、当該者に始末書又は顛末書の提出を求めることは有効であること。ただし、これらの書類の様式を定め、ホームページ等において公に示すことは、行政機関自体が、追認許可を前提とした対応を行っているとの誤解を与え、違反転用を常態化させるおそれがあることから、行わないこと。

4 長期未是正案件への対応について

実態調査の結果によると、令和2年末時点において違反転用が是正されていない案件（4,355件）の4割は、転用行為がされてから長期間経過しているとの理由によりその是正が困難なものとなっています。また、こうした長期未是正案件に対し「是正の意思が見られない」、「原状回復する資力がない」等の理由により、現状把握のみを行う等の消極的な対応をしているものが6割以上を占めており、必要な対応がなされているとは言い難い結果となっております。

このため、長期未是正案件への対応に当たっては、以下のことに留意し、是正に向けた働きかけを継続的に行うようお願いいたします。

- (1) 違反転用を認識しているにもかかわらず、行政がこれを看過し、消極的な対応のみに終始していることは、違反転用を黙認していることと事実上同じであり、仮に災害により何らかの被害が生じることとなった場合等には、違反転用を看過した行政の責任問題となる可能性があること。また、違反転用が事実上黙認されていることを理由として、新たな違反転用がなされる可能性があるほか、行政の指導等に応じない状況が生じ、違反転用を助長することにもなりかねないこと。
- (2) 現状は是正が困難と見込まれる案件であったとしても、当事者が既に死亡しており、一般承継人も存在しない等の特段の事情があるものを除き、是正に向けた原状回復等の措置の履行を定期的に求めていく等の継続的な指導を行い、行政として違反転用を容認しないという姿勢を貫徹すること。
- (3) 特に、災害の発生等により周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがある場合及び違法性を承知の上で公然と違反転用を繰り返すといった悪質な場合については、行政指導に終始することなく、法令に基づき厳正に対処することとし、農地法第51条第1項の規定に基づく処分を行うことを前提に対応すること。
- (4) 農地法第51条第1項の規定に基づく処分を行ってもなお当該処分に従わない場合には、同条第3項の規定による代執行についても積極的に検討するとともに、告発による刑事責任の追及に向け、警察等との連携を強化すること。

なお、農林水産省においては、実態調査を通じて収集した、是正までに長期間を要した違反

転用の解消事例や違反転用に係る告発を行った事例を、事例集として取りまとめ、当省のホームページに掲載しましたので、違反転用対策の取組の参考として御一読ください。

(参考：農地の違反転用に係る長期未是正案件の解消事例等について)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/nouchi_tenyo.html

5 違反転用の是正に係る取組の強化等について

(平成26年1月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知)
最終改正：平成28年3月

「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」（平成25年4月12日付け総評第31号）において、違反転用を抑制し優良農地を保全する観点から、違反転用に対する処分等の適切かつ厳格な実施の確保等を図るべき旨の指摘がなされたところである。

については、下記により、違反転用への厳正な対応をお願いする（とともに、貴管内市町村及び農業委員会に対して通知願いたい）。

記

1 違反転用の是正に係る取組の強化について

(1) 違反転用に対する処分等の適切かつ厳格な実施の確保

ア 都道府県又は指定市町村の取組

(ア) 農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に対する都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）による是正の指導は、是正の履行期限を3ヶ月以内を目途に定めて行うこと。ただし、違反事案の内容からみて、直ちに工事その他の行為を停止させないと当該違反事案に係る土地を農地等として利用することが困難となるおそれがある場合、周辺農地等に土砂が流出し、周辺の営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合等には、当該工事その他の行為を直ちに中止し、適切な措置を講ずるよう違反転用者等を指導すること。

(イ) 違反転用者等が指導に従わない場合には、都道府県知事等は、速やかに、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面により勧告すること。この場合、是正の履行期限を3ヶ月以内を目途に定めて行うこと。

(ウ) 違反転用者等が勧告に従わない場合には、都道府県知事等は、速やかに、農地法第51条第1項の規定による処分又は命令の内容を決定すること。

この際、当該処分又は命令は、農地法第51条第1項において「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」に行うとされていることから、違反転用を把握した場合には、優良農地の確保を図る観点から原状回復等を求めるか否かについて、全ての事案について十分に検討を行い、決定する必要があることに留意すること。なお、検討の結果、原状回復等を求めないことを決定した場合、その理由を整理すること。

また、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用区域内における違反転用は、農振法第15条の2第1項の規定に違反する行為である場合もあることから、農業振興地域制度担当部局と十分な連絡調整を行い対応するとともに、当該区域内の土地について農地法第51条第1項に基づく処分又は命令を行う場合には、必要に応じて農振法第15条の3の規定による開発行為の中止命令等と同時に行うこと。

(エ) 違反転用者等が当該処分又は命令に従わない場合には、都道府県知事等は、農地法第51条第3項に基づく行政代執行により原状回復を図るとともに、刑事責任を追究するために告発する等厳正に対処すること。

(オ) 都道府県知事は、管内の違反転用の状況（指定市町村の区域内のものを除く。）について、また、指定市町村の長は、管内の違反転用の状況について定期的に地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告すること。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付すること。

なお、当該報告は、毎年3月末、6月末、9月末及び12月末時点の違反転用事案について、それぞれ同年4月末日、7月末日、10月末日及び翌年1月末日までに地方農政局長

に報告すること。

イ 地方農政局の取組

アの(オ)の報告を受けた地方農政局長は、報告内容を取りまとめるとともに、必要に応じて、都道府県知事等に対して助言を行うこと。

(2) 違反転用事案の的確な把握の徹底

ア 農業委員会が違反転用を把握した場合には、事務処理要領別紙1の第4の6の(1)のアの(ア)において、その事情を調査し、違反転用事案報告書を都道府県知事等に提出することとしているが、当該報告書の提出は、違反転用を把握した日から1か月以内に行うこと。

なお、総務省の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」によると、農業委員会の指導によって是正が可能と判断されるものについては、都道府県知事に報告しないという運用がなされている農業委員会が見受けられたとのことであり、このような運用は、結果として都道府県知事等への報告がなされないまま違反転用状態の長期化を招く傾向にあることから、農業委員会の指導による是正の可否にかかわらず、速やかに都道府県知事等に報告すること。

イ 都道府県知事等及び農業委員会は、違反転用事案の処理経過の明確化及び事後の適切な対応に資する観点から、事務処理要領別紙1の第4の6の(1)のアの(キ)及びイの(オ)に基づく違反転用事案処理簿の作成及び保管を徹底すること。

2 事業計画どおり進捗していない転用事業に係る取組の徹底について

- (1) 都道府県知事等は、事務処理要領別紙1の第4の6の(3)の規定に基づき、農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について、事業進捗状況管理表（事務処理要領別紙1の様式例第4号の15）を作成することにより把握・管理するとともに、事業実施の指導・勧告等を適切に実施すること。
- (2) 都道府県知事は、管内の農地転用許可後の転用事業の進捗状況等（指定市町村の区域内のものを除く。）について、また、指定市町村の長は、管内の農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について、毎年12月末の状況を翌年1月末日までに地方農政局長に報告すること。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付すること。

6 農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について

(平成20年11月28日付け20農振第1413号各都道府県知事あて殿農林水産省農村振興局長通知)

※編者注. 根拠条文等については当時のもの

先般、地方分権への対応の検討に資するべく、各都道府県の御協力のもとに2ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態調査を実施したところであるが、当該調査結果において、許可に当たっての許可権者の検討が不十分と見受けられる事案等が散見されたことから、農地転用許可事務の適正化を図ることが必要となっている。

また、農地の違反転用については、これまでも厳正な対応をお願いしてきているところであるが、未だに多くの事例が発生している状況であり、近年の国際的な食料事情の不安定化等を背景に、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保の必要性が高まってきていることから、その防止・是正が特に求められているところである。

さらに、食の安全に対する国民の関心が高まっているところ、違反転用のうち産業廃棄物等の投棄に係るものについて、有害物質による周辺農地の汚染防止の取組も求められるところである。

については、農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化がなされるよう下記事項に御留意願いたい。

なお、このことについて、貴管下農業委員会にも通知願いたい。

記

1 農地転用許可事務の適正化について

(1) 農地転用許可に係る法令の適用の適正化

調査結果において、農地転用許可に係る法令の適用等に疑義がある事例が散見された。このような事態は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と非農業的利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという農地転用許可制度の趣旨からみて看過できないものである。

については、法令上の適用条件の確認を精緻に行う等農地転用許可に係る法令の適正な適用に万全を期されたい。

なお、調査結果において、特に改善が必要と認められたものを例示すると以下のとおりである。

ア 相当程度の農地の広がりがあるにもかかわらず、「おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地」（第1種農地）に該当するか否かの検討が十分に行われていない（農地法施行令第1条の11第1号・第1条の19第1号）。

イ 特定土地改良事業等の施行区域内であるにもかかわらず、現在耕作放棄地となっていたり、管理不十分等により水路の機能が低下していること等をもって第1種農地に該当しないと判断している（農地法施行令第1条の11第2号・第1条の19第2号）。

ウ 周辺には農地が広がり、道路が網状に配置されているとは言えない状況であるにもかかわらず、相当数の街区を形成している区域内にあるとして第2種農地として判断している（農地法施行規則第5条の14第1号）。

エ 水管が埋設された道路に接していない農地について、取付道路の農地転用と合わせて、当該道路の沿道の区域にあるとして第3種農地として判断している（農地法施行規則第5条の12第1号）。

オ 市街地化の指標となる施設からの距離を正しく適用しないで（300mと500mを取り違える等）、第2種農地又は第3種農地として判断している（農地法施行規則第5条の12第1号・第2号・第5条の14第2号）。

カ 一時転用であることをもって農地区分の検討を行っていない（農地法施行令第1条の10第1項第1号・第2号）。

キ 転用許可に係る事業者が施設の設置までを行わない転用事業計画（土地の造成のみで完了する計画）であるにもかかわらず、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するとして第1種農地の不許可の例外を適用している（農地法施行規則第5条の2第2号）。

ク 申請地が集落に接続しているとは言えない位置にあるにもかかわらず、集落に接続している

として第1種農地の不許可の例外を適用している（農地法施行規則第5条の2第4号）。
ケ 農地区分の判断理由等と法令上の適用条項が一致していない。

(2) 農地転用許可に係る決裁文書への必要書類の添付及び適正な保管の徹底

調査結果において、農地転用許可に係る決裁文書に、許可相当と判断した検討の経緯やその裏付けとなる資料が添付されていない事例が散見された。これらの書類は、起案を行う担当者が農地転用許可基準を満たしているかどうか等の確認に用いるだけでなく、決裁権者が許可の可否を判断するために必要なものである。このため、決裁に当たってこれらの書類が添付されていないという状況は、審査が適正に行われたことが確認できず、また、誤った許可基準の適用に至る可能性もある。これらの書類は、許可が適正になされたという証拠となるものでもあり、行政文書として適正に保管されなければならない。

については、これらの書類の決裁文書への添付及び適正な保管について徹底されたい。

なお、調査結果において、特に添付が不十分であったと認められる書類を例示すると以下のとおりである。

ア 許可相当と判断した検討の経緯に関する資料

審査表等（農地転用許可基準の各要件を満たしているか等の確認及びこれに基づき許可権者として許可相当と判断した理由等を整理したもの。別紙参考様式参照）

イ 許可相当との判断の裏付けとなる資料

- (i) 農地の集団性の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における申請地周辺の農地の賦存状況が十分に分かる図面等（第1種農地：農地法施行令第1条の11第1号・第1条の19第1号。第2種農地：農地法第4条第2項第2号・第5条第2項第2号）
- (ii) 公共施設又は公益的施設等市街地化の指標となる施設の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における当該施設が存在が明確に分かる図面等（第2種農地：農地法施行令第5条の14第2号。第3種農地：農地法施行規則第5条の12第1号・第2号）
- (iii) 道路への水管、下水道管又はガス管の埋設の有無が農地区分の決定において重要な要素となる場合における水管等の埋設状況が明確に分かる図面等（第3種農地：農地法施行規則第5条12第1号）

2 違反転用の是正等に係る取組の強化

(1) 違反転用の防止及び厳正な対応

違反転用については、これまでも「農地転用許可及び違反転用への厳正な対応について」（昭和63年6月17日付け63構改B第574号構造改善局長通知）及び「違反転用への迅速な対応について」（平成17年9月1日付け17農振第940号農林水産省農村振興局長通知）を发出するなど厳正な対応をお願いしてきているところであるが、なお十分な成果が上がっているとは言えないのが実情である。また、先般、違反転用への対応が不十分等との報道がなされたところであり、農地法遵守の励行上一層の取組の強化が必要と考えられるところである。

については、下記により、違反転用の防止及び違反転用への厳正な対応をお願いするとともに、貴管下農業委員会に対して協力を求められたい。

ア 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

(i) 都道府県の取組

- ① 違反転用を防止するためには、まず地域住民への啓発を図ることが重要であることから、自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民により身近である農業委員会において、(ii)による啓発活動が活発に行われるよう助言指導を行うこと。
- ② 違反行為が生じた場合、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における報告が迅速になされるよう、日頃より農業委員会との情報連絡体制を密にするとともに、農業委員会において(ii)により情報収集体制が整備されるよう助言指導を行うこと。
- ③ 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県の環境担当部局や地元警察

との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

(ii) 農業委員会の取組

- ① 農業委員会は、違反転用の防止に向けた地域住民への啓発を図るため、市町村役場の出入口等における農地転用許可制度に関するポスターの掲示、あるいはリーフレットの備え付け、更には市町村の広報誌等における制度の紹介の掲載等の取組を積極的に行うこと。
- ② 農業委員会は、違反転用を把握した場合においては、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和46年4月26日46農地B第500号農林省農地局長通知。以下「事務処理要領」という。）の第3の1の(1)に基づき、その事情を調査し都道府県知事に報告することとされているが、農業委員会による農地監視活動だけでは、所管内のすべての農地の状況を常時把握することは困難であることから、土地改良区、農協等地域の関係機関の協力を得て、効率的な違反転用情報の収集体制の整備に努めること。

イ 違反転用された農地に係る原状回復命令の厳格な適用

- ① 農地法第83条の2の規定においては、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」には違反転用者に対して原状回復命令を行うことができることとされているところであり、違反転用を把握した場合には、優良農地の確保の観点から、原状回復を求めるか否かについて十分に検討を行うこと。
なお、違反転用に係る農地について、仮に許可申請が行われれば許可できるような場合であってもその取扱いは同様であり、原状回復を求めるか否かについて検討を行う必要があることに変わりはないことに留意すること。
- ② 原状回復命令を行った場合において、この命令に従わないものについては、行政代執行法に基づく代執行等により原状回復を行うとともに、刑事責任を追及するため告発する等厳正に対処すること。

ウ 農業委員による違反転用の防止等

本来、違反転用の是正指導を行う立場にある農業委員が自ら違反転用を行うという事例が見受けられるが、このようなことは農地行政への不信感を招く原因となり誠に遺憾である。

都道府県の農地転用担当部局においては、このような事態が発生しないよう農業委員会への指導を強化するとともに、もし発生した場合には、厳正な対処に資するため、速やかに都道府県の農地転用担当部局に報告するよう農業委員会に周知すること。

(2) 違反転用に伴う有害物質による周辺農地の汚染防止等

違反転用のうち、産業廃棄物等が農地に投棄された事案においては、当該産業廃棄物等から有害物質が流出して周辺農地を汚染し、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されることが懸念される。

については、このような違反転用への対応に当たっては、国民の食の安全に対する関心の高まり等も踏まえ、以下による厳正な対応をお願いするとともに、貴管下農業委員会に対して協力を求められたい。

ア 都道府県の取組

産業廃棄物等の投棄による違反転用は、土地の農業上の利用の確保及び他の公益を著しく害する場合が多いと考えられることから、このような違反転用に対しては、原状回復について特に厳正に対処すること。

また、有害物質による周辺農地への汚染の可能性がある場合には、当該農地での耕作の可否について、都道府県の農業試験研究機関や普及組織等に営農上の措置について検討の要請を行うこと。

イ 農業委員会の取組

農業委員会が産業廃棄物等の投棄の疑いのある違反転用を発見し、事務処理要領に基づいて都道府県知事に報告を行う場合にあつては、市町村の環境担当部局等と連携して有害物質の周辺農地への流出状況等についても調査し、事務処理要領様式第12号「違反転用事案報告」の

「附近の農林水産業又は生活環境への被害の状況」欄に記入して速やかに報告を行うものとする。

農地転用許可申請に係る審査表

年 月 日

1 申請に係る事項等

申請者の 住所・氏名	譲受人	住所				氏名			
	譲渡人	住所				氏名 他名			
申請土地	所在地番								
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草 放牧地	m ²	その他	m ²
	申請土地の 所在する区域	市街化区域			市街化調整区域			その他の区域	
事業計画	用途								
	工事計画	着工 年 月 日				完工 年 月 日			
申請に係る権利の内容									

2 農地転用許可基準に基づく検討状況

農地の区分					
許可基準に定める 農地区分の該当事項					
該当事項とした判断理由	※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、 <u>根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ</u> 、判断理由を明確に記載する。				
転用候補地内の農地の区分別 面積及びその割合		甲種農地	第1種農地	その他	計
	面積				
	割合				
検討事項	検討結果				
1 農地区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由 2 資力及び信用 3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況 4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	※例外許可事由に該当する理由について、 <u>根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ</u> 、判断理由を明確に記載する。				

6 農地以外の土地の利用見込み						
7 計画面積の妥当性						
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性						
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無						
10 農地の利用の集積への支障の有無						
11 一時転用である場合にはその妥当性						
12 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況						
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)			
	都市計画法8条の地域地の決定状況		地域地区の種類			
			決定なし			
農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無		農用地区域内 農用地区域外 (告示 年 月 日)			
その他の土地利用等との関係						

3 総合判断

--

4 許可が相当と認められる場合に付すべき条件

--

記載注意

- 「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官通知。以下「改正通知」という。）第4の1に規定する甲種農地、第1種農地・（甲種農地以外の農地）、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「改正通知第4の1の(2)の①のア」のように、第2種農地にあつては、「改正通知第4の1の(5)の①のアの(7)」のように記載する。

(注) 「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」（平成20年11月28日付け20農振第1413号各都道府県知事あて殿農林水産省農村振興局長通知）別紙参考様式を一部改変

7 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について

(令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知)

営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。)により示してきたところである。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されることである。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)
- 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

なお、農地法施行規則の一部を改正する省令(令和6年農林水産省令第9号)附則第2条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。

この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間(「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第4の4の標準的な事務処理期間をいう。)を超えない期間とすることが適当である。

附 則

- 1 この通知は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。
ただし、4の(1)から(6)まで及び(8)並びに6の規定については、この限りではない。

(別添)

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い
に関するガイドライン

1 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第 1 号）

ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第 2 号）

(ア) (イ)以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第 3 号）

c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア)の b に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績
 - b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号）
- エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第5号）
- オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第6号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）

- b 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。
- c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合
- エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。
- オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。
- カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高 2 メートル以上を確保していること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高 2 メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。
- キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

 - a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。
- ク 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）によること。

 - a 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報

及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。

b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。

c 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

ケ 支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。

コ 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。

サ 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型

太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第7号、廃止する場合は別紙様式例第8号、第三者に承継する場合は別紙様式例第9号）。

オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。

このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第4条第5項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ 許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

① 栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

② 収支報告書（別紙様式例第 11 号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。

イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。

ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいええないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

(3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領

別紙1の第4の6(1)イ(ア)に基づき、勧告や法第51条第1項の規定による処分又は命令(以下「勧告等」という。)を行うことを検討するものとする。

- (4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告(指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付)し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助金(FIP)を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告(別紙様式例第12号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力)すること。

- (5) (4)の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表(別紙様式例第13号)にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

- (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

- (7) 農地転用許可権者は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

- (8) 農地転用許可権者は、(1)から(7)までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする(別紙様式例第14号)。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件

(同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと)を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

6 その他

(1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。

(2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。

また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。

その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第52条の4の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。

(3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。

(4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。

この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

(「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」(平成30年6月28日付け30経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知)参照)

別表

区分	期間
<p>(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</p>	10年以内
<p>(2) 遊休農地（運用通知第3の1の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）</p>	
<p>(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合</p>	
<p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p>	3年以内

(別紙様式例第1号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※1)	
イ 認定農業者 (※2)	
ウ 認定新規就農者 (※3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

- ※1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営
- ※2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- ※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- ※4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等(農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (m ²)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				
6年目				
7年目				
8年目				
9年目				
10年目				

(記載要領)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壤改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壤改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目													
2年目													
3年目													
4年目													
5年目													
6年目													
7年目													
8年目													
9年目													
10年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・ 収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

3. 下部農地における収支の見込

科目	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目	
	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目
販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額
自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費
雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入
(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)
(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)
金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額
小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)
種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費
肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費
農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費
農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費
動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費
修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費
人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費
土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料		土地・賃借料
農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金
減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費
土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費
雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費
租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課
小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)
差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していただきますので、適宜、追加調整をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、蓄電池太陽光発電設備の設置者と下部農地の営業者が同一である場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営業者が異なる場合に記入してください。

(別紙様式例第2号)

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

(記載要領)

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高 :	最高地上高 :	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第1号2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1及び2に記載した内容並びに別紙様式例1の2の(5)の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(7)~(9)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(7) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ(例えば試験研究機関による調査結果等)

(8) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見(別紙様式例第3号)

(9) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(1)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(7) 栽培実績(申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績)

(8) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由(別紙様式例第4号)

(別紙様式例第3号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 知見を有する者について

〔 所属
役職・氏名
住所
連絡先
〕

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

(別紙様式例第4号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____
設置者 氏名 _____
 住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名 : _____)
(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(_____ kg/10a)

(単収見込の根拠)

(記載要領)

・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(_____ 年 _____ 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

・作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。
・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

--

(記載要領)

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(別紙様式例第5号)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(別紙様式例第6号)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

〇〇〇〇知事 様
(〇〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名
住所
営農者 氏名
住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者)は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年2月末日までに報告することを約します。

(別紙様式例第7号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、)
②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第8号)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第9号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記3の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地番	面積 (㎡)		一時転用許可年月日	備考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

(別紙様式例第 10 号)

栽培実績書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏名	備考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	遮光率	備考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見 (具体的に記載してください。)

--

確認年月日

年 月 日

知見を有する者

所属

役職・氏名

住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した (別紙様式例第 3 号) に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合 (別紙様式例第 2 号の添付資料アにおいて(ア)又は(ウ)を選択した場合) に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を經由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

- ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
- ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2（5）ア(ア)又は(イ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

- ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽

光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2)農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)		前年度 (令和 年度)		今年度 (令和 年度)	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
収 入 金 額	販売金額	販売金額		販売金額	
	自家消費	自家消費		自家消費	
	雑収入	雑収入		雑収入	
	(発電収入)	(発電収入)		(発電収入)	
	(営農協力金)	(営農協力金)		(営農協力金)	
小 計		小 計		小 計	
支 出 金 額	種苗費	種苗費		種苗費	
	肥料費	肥料費		肥料費	
	農機具費	農機具費		農機具費	
	農薬・衛生費	農薬・衛生費		農薬・衛生費	
	動力光熱費	動力光熱費		動力光熱費	
	修繕費	修繕費		修繕費	
	人件費	人件費		人件費	
	地代・賃借料	地代・賃借料		地代・賃借料	
	農業共済掛金	農業共済掛金		農業共済掛金	
	減価償却費	減価償却費		減価償却費	
	土地改良費	土地改良費		土地改良費	
	雑費	雑費		雑費	
	租税公課	租税公課		租税公課	
小 計		小 計		小 計	
差引金額		差引金額		差引金額	

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を經由して提出してください。

(別紙様式例第 12 号)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供 (通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事案について、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元号) 〇年〇月〇日付け (文書番号) にて、(農地転用許可権者名) より (原状回復等の措置の内容) しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供 (通知) します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領の制定について (平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知) の別紙 1 の第 4 の 6 (1) イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当 : 〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail : 〇〇〇-〇〇〇〇@pref. 〇〇. lg. jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

(別紙様式例第13号) 営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表

番号	都道府県名	発電設備の設置者		許可年月日	農地区分	支柱部分の面積 (㎡)	下部農地の面積 (㎡)	下部農地の灌漑状況	違反の内容	違反転用に対する是正措置の実施状況及び内容等				関係機関への情報提供等				現在の状況	
		氏名・名称	職業・業種							口頭指導 実施年月日	勧告 実施年月日	内容	処分・命令 (徴収額(命令等)) 実施年月日	内容	FTI認定部局への情報提供 提供年月日	情報提供の内容	FTI認定の取消 年月日	違反転用者の態様 (真正悪意の有無等)	今後の対応方針
1																			
2																			
3																			
4																			

8 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

(令和4年3月31日付け3農振第3013号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知)

農地転用許可事務については、これまでもその事務の適正な処理をお願いしてきたところですが、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においては、農地転用手続全般の運用のばらつきについて対応を検討し、地方公共団体の制度担当者へ通知することとされたところです。

これを踏まえ、農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について、地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例がみられたところであり、こうした事例が、農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。

このため、都道府県知事等（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の都道府県知事等をいう。）及び農業委員会は、下記に御留意の上、関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、自ら定める審査基準等に基づき農地転用許可制度を適切に運用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、このことについて、市町村及び農業委員会の担当者まで行き渡るよう、貴管内市町村及び農業委員会に対して貴職から御通知願います。

記

1 審査基準の取扱いについて

(1) 適切な審査基準の策定について

行政手続法（平成5年法律第88号）上、行政庁は申請により求められた許認可等の可否をその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないものとされている（同法第5条第2項）が、その内容はあくまでも法令の規定の解釈として許容される範囲内のものであることが必要であること。

この点、農地転用許可基準は、農地法、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈、手続等については、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）その他の関係通知により定められているところであるが、農地転用許可権限を有する地方公共団体において審査基準を定めるに当たっては、それらの規定に即した内容を定めるよう留意すること。

(2) 審査基準の公表について

行政手続法第5条第3項の規定により、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならないこととされているが、令和2年度に都道府県及び指定市町村を対象に農地転用許可に係る審査基準の公表等の状況について調査をしたところ、当該審査基準を公表していない地方公共団体が見受けられた。

このため、農地転用許可権限を有する地方公共団体においては、当該審査基準を定め、これを農地転用許可に係る申請先である農業委員会等に備え付けるとともに、ホームページに公表することを徹底し、農地転用許可処分に係る公平性の確保と透明性の向上を図ること。

2 農地転用許可事務の運用のばらつきに係る個別の留意点について

(1) 農地転用許可を要しない農業用施設の取扱いについて

① 農地の保全又は利用の増進のために必要な施設

規則第29条第1号に規定する「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設に供する面積が2アール以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は、要しないこと。

なお、当該農業用施設としては、ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高

めるために必要な施設がこれに該当すること。

② 農業用施設への進入路その他の関連施設

規則第29条第1号に規定する「その農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装する場合等、農業用施設を利用する上で不可欠な施設等を整備する場合には、これを農業用施設と一体のものとして取り扱い、当該農業用施設に供する土地の面積と進入路等として当該農業用施設と一体的に整備する土地の面積とを合計した面積が2アール未満であるか否かにより判断することが適当であること。

③ 農業用施設を複数回設置する場合の取扱い

②の農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が2アール未満であるか否かで許可の要否を判断することが適当と考えられること。

よって、同一の事業主体が一連の事業計画の下で、農業用施設を複数箇所設置する場合には、その規模の合計が2アール以上となる場合には農地転用の許可を要することとなること。他方、一連の事業計画に従って事業が完了した後に、当該事業とは別に新たに2アール未満の規模の農業用施設を設置しようとする場合には、農地転用許可は要しないこととなること。

このため、規則第29条第1号に基づく農地転用許可制度の取扱いの運用に当たっては、あらかじめ施設設置者の一連の事業計画の内容と耕作又は養畜の事業の内容を確認しておくことが適当であること。

(2) 借地に農業用施設を建設する場合の取扱いについて

賃借権を有する農業者が、当該賃借権に係る農地に農業用施設を設置しようとする場合については、賃貸借契約を一旦解約し、改めて農業用施設用地に転用するための権利設定を行う方法のほか、賃貸人である農地の所有者の同意が得られる場合には、賃貸借契約を解約することなく、既に設定されている賃借権に基づいて農業用施設を設置することも可能であること。

このため、農業者年金の支給に影響がある場合等を除き、画一的に賃貸借契約の解約手続をとらせるような指導は適当ではないこと。

(3) 農地取得後3年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後3年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

(4) 農用地利用計画の変更を伴う農地転用について

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地のうち農用地区域からの除外又は用途の変更のための農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。）の変更手続を伴う転用事案については、農地転用許可を行う前に当該手続を行う必要があること。

この場合において、手続の迅速化の観点から農用地利用計画の変更手続と農地転用許可手続を並行的に処理するようなケースがあるが、農業振興地域整備計画の変更公告以前に農地転用許可が行われている事案が見受けられたことから、このようなことのないよう、関係部局で十分に調整の上で処理を行うこと。

(5) 一筆の農地の一部を転用する場合の取扱いについて

一筆の農地の一部を転用する場合において、農地についての権利移転の有無に関係なく、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めている事例も見受けられるが、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。

なお、あらかじめ分筆を行うこととする運用については、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法（平成16年法律第123号）による登記手続と農地転用許可手続の相互の運用の円滑化を図るためのものであることから、その点を

申請者に説明の上で対応することが適当であること。

3 農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化について

(1) その他参考となるべき書類の取扱いについて

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4068号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないよう依頼してきたところであるが、地域によっては、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等の添付を一律に求めている事例が見受けられた。また、申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用が行われている場合もあった。

こうした取扱いは、申請者又は届出者に過度の負担を求めることとなるものであることから、従来から書類の添付を求めているからといった合理性を欠いた理由で書類の提出を求めることはしないこと。

また、「その他参考となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、関係部局等への確認を行うことにより把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようすることが望ましいこと。

なお、添付書類又は押印欄について、不要なものは廃止する等、行政手続のオンライン化等を見据え、農地転用に係る許可申請又は届出の手続について、積極的な見直しを行うよう努めること。

(2) 法定添付書類の見直しについて

添付書類の簡素化及び審査の簡略化の観点から、令和4年3月31日付けで規則を一部改正し、規則第30条第1号において申請者が法人である場合に添付を要することとしていた法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについては、それらのうちのいずれかの書類のみの添付を求めることとし、農地法第5条第1項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要がある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみとしたこと（規則第57条の4第2項第1号）。

また、併せて、審査に際して重要性の低い記載事項の見直しも行ったところであるが、これらの見直しは、今後の手続のオンライン化等も見据え、添付又は記載を一律に求める必要性が低下したものを精査した結果であり、審査に際して特に必要と判断される場合には、「その他参考となる書類」等として添付等を求めることを否定するものではないが、従来どおり一律に添付等を求めることは適当ではないこと。

なお、農地法第5条第1項第7号の市街化区域内の農地転用届出書に添付を要していた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けることを必要とする場合に当該許可を受けたことを証する書面については、農地法第4条第1項第8号の取扱いを踏まえ、規則第50条第2項第3号を見直し、添付を要しないこととしたこと。

9 再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について

(令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知)

第203回臨時国会における総理所信表明演説においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされたところである。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースや国民一般・事業者等から、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、意見・要望等が寄せられたところである。

今般、荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方及びこれらの意見・要望等に対する当局の考え方を下記のとおりお示しするので、再生可能エネルギーの導入に当たっては、これらに御留意の上、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の一層の適正かつ円滑な運用をお願いする。

記

1 荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方

国民への食料の安定供給のため、国内の農業生産の基盤である優良農地を確保していくことは、重要な課題である。

荒廃農地については、その解消が急務であり、再生利用及び発生防止の取組を進める一方、こうした取組によってもなお農業的な利用が見込まれないものも相当存在している。

他方、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であり、こうした農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用して再生可能エネルギーの導入を促進していくのが適当と考えられる。

都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、このような考え方を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、次に掲げる農地に該当するなど、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地において、再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が図られるよう努めるものとする。

- (1) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第2項第2号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農地
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかつた農地
- (3) 人・農地プラン（「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。）において、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うことが具体的に計画されていない農地

2 農業振興地域制度の運用上の留意事項

(1) 農用地区域から除外して農山漁村再エネ法の設備整備区域に含める場合の手続の迅速化

意見等	<p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第2項第2号に掲げる区域（以下「設備整備区域」という。）に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地も含まれるようにし、地域主導の再エネ導入を進めるべきではないか。</p>
考え方	<p>「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」（平成26年5月30日付け26食産第974号農林水産省食料産業局長等通知）第4の2の（2）の①のイにおいて、農用地区域内の農用地について、農振法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となることもあるとされている。</p> <p>この場合において、農用地区域からの除外要件を満たすかどうかの判断は、設備整備区域を設定する際の農地転用の可否の判断と一体的に行い、迅速かつ効率的に処理することが適当であり、具体的な進め方については、4の「農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化」に準ずるものとする。</p>

(2) 面積目標の取扱い

意見等	<p>各都道府県において、確保すべき農用地等の面積の目標が設定されているが、市町村による農用地区域からの除外に係る都道府県への協議に際して、面積目標を理由に不同意にしているケースがあるのではないかと。都道府県の面積目標の設定は、必要なものなのか。</p>
考え方	<p>農用地区域からの除外に係る都道府県の同意・不同意は、農用地区域からの除外要件等のほか、市町村農業振興地域整備計画と都道府県農業振興地域整備基本方針との整合などを総合的に勘案して判断されるものであり、都道府県が、面積目標のみを理由として不同意にしているとは考え難いところである。</p> <p>また、都道府県の面積目標は、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日変更・公表）に基づき、農業振興地域整備基本方針において設定するものであり、国と地方が一体となって農地の確保を図るための取組を推進する上で必要なものである。</p> <p>なお、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）の第8の1の(1)の規定のとおり、国が都道府県の面積目標の達成状況を評価する際には、面積目標と実績とを単純に比較することのみをもって行うのではなく、地方の実情を十分に踏まえるものとしているところである。</p>

3 農地転用許可制度の運用上の留意事項

(1) 農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱い

意見等	<p>農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の取扱いを明確化すべきではないか。</p>
考え方	<p>農業用施設（農地法第43条第2項の規定に基づく農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>なお、これらは基本的な取扱いであり、実際には、事案ごとにその敷地が農地であるか否かや当該施設の主たる目的が農業であるか否か等に基づいて、農地法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）が総合的に判断することが適当である。また、農地に直接太陽光発電設備等を設置する行為は、農地転用に当たることから、以下の取扱いは適用しない。</p> <p>ア 農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地以外の土地である場合において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する行為は、農地を農地以外のものにする行為に該当しないことから、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「転用許可」という。）の対象にはならない。</p> <p>イ 農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地である場合（例えば、温室等が設置されている場合であって、その敷地を耕作の目的に利用しているとき）において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する行為は、次のいずれかにより転用許可の要否を判断する。</p> <p>(ア) 当該温室等の支柱や骨組みの補強等をする場合であって、その補強等が太陽光発電設備等を設置するために行われるものと認められるときは、当該施設を支える支柱部分を農地として取り扱うことは適当でないことから、当該支柱部分について、転用許可を要する。</p> <p>(イ) (ア)の場合以外は、転用許可を要しない。</p> <p>ウ 農地に新たに農業用施設を設置する際に、その屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合は、当該施設の構造や機能等からみて、当該施設が、仮に太陽光発電設備等が設置されない場合であっても農業用施設と認められるものである場合には、農業用施設と判断することができる。</p>

(2) 資力及び信用を証する書面の取扱い

意見等	<p>転用許可申請に当たり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースがあるが、大規模な発電事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、転用許可申請段階ではこのような資料を準備することが難しいため、転用許可申請時に資金の確実性を求める書類を廃止し、転用許可目的が達成されない場合は転用許可が無効となるようなルールを検討すべきではないか。</p>
考え方	<p>農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第4号又は第57条の4第2項第1号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられている。</p> <p>この書面は、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の別紙1の第4の1の(1)のイの(カ)の規定のとおり、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものであれば、金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面に限られるものではない。</p> <p>このため、融資証明書や残高証明書に限らず、都道府県知事等が資力及び信用があると判断できる書面を添付すればよく、例えば、申請者の財務諸表等と金融機関等が融資を検討していることが分かる書面（関心表明書等）とを照合し、資力及び信用があると都道府県知事等が判断できる場合には、このような書面を添付させることも可能である。</p>
	<p>この場合、転用事業の確実性を担保するため、融資等が決定した後に事業（農地等の権利の移転・設定等を含む。）に着手することを転用許可の条件とすることも可能である。</p>

(3) 撤去費用の取扱い

意見等	再生可能エネルギー設備の設置を目的とした転用許可申請において、当該設備の廃止後の撤去経費をあらかじめ行政機関に納付させるような過度な干渉はやめるべきではないか。
考え方	<p>農地転用許可制度においては、太陽光発電設備等の転用許可に際して、撤去費用をあらかじめ行政機関に納付させる仕組みはないことから、転用許可の条件としてこうした措置を求めることは適当でないことに留意すること。</p> <p>なお、営農型発電設備（「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「営農型通知」という。）の記の1の営農型発電設備をいう。以下同じ。）の一時転用許可の可否の判断においては、撤去費用の保有状況を確認することになるが、この場合において、行政機関にあらかじめ撤去費用を納付させるような取扱いは示していない。</p>

4 農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化

意見等	転用許可手続に至る前に事前協議が求められており、市町村と都道府県の連絡調整に時間がかかっていることから、当該事前協議に処理期間の目途を定めるなど、透明化を高めるべきではないか。
考え方	<p>農業振興地域整備計画の変更及び転用許可に係る手続の迅速化を促進するため、「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」（平成30年3月30日付け29農振第2589号農林水産省農村振興局長通知）を发出し、市町村、農業委員会及び都道府県に対し、農用地区域からの除外に係る希望を早期に把握すること、除外が可能か否かを速やかに判断すること、また、法定手続に先立って関係者と調整を了しておくこと等について、具体的な方法を例示しつつ、取組をお願いしているところである。</p> <p>また、同通知においては、</p> <p>① 都道府県は、農用地利用計画の策定又は変更に係る同意協議について、事前調整も含めた標準的な処理期間を設定すること</p> <p>② ①を踏まえ、市町村は、農業振興地域整備計画の変更手続に要する期間について、市町村の広報誌やホームページへの掲載等により、広く周知すること</p> <p>についても要請しており、手続の透明化に向けた取組も推進している。</p>

5 営農型発電設備の取扱いの留意事項

(1) 申請に係る一時転用期間の取扱い

意見等	営農型発電設備の一時転用期間（10年以内）について、金融機関等の融資の円滑化に向け、一時転用期間中の下部の農地の営農の状況等に問題がなければ、再許可による期間更新が可能であることを周知すべきではないか。
考え方	<p>営農型発電設備の一時転用許可の期間が満了する場合の取扱いは、営農型通知の記の5において、①「一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手續に準じた手續により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。」及び②「なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。」と規定している。</p> <p>①の規定は、一時転用許可は、本来再許可を前提としたものではないのが原則であるが、営農型発電設備については、特例的に再度一時転用許可を行うことが可能であることを明確にするために示しているものである。</p> <p>また、②の規定により、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、それがやむを得ない事情であれば、再度一時転用許可を行うことが可能となっているが、「やむを得ない事情」とは、例えば、台風等の自然災害に被災したことや農作業に従事する者の病気や死亡により労働力が不足したことにより、下部の農地における単収が減少した又は皆無となったこと等、社会通念上やむを得ないと認められるといった事情が考えられる。</p> <p>したがって、都道府県知事等及び農業委員会は、転用事業者や金融機関等から、一時転用期間の満了後の再度一時転用許可の可否について相談等があった際には、融資の円滑化の観点からこれらのことを十分説明するよう努めることが適当と考えられる。</p>

(2) 下部の農地で生産する農作物の取扱い

意見等	<p>ア 営農計画書（営農型通知の記の2の(1)のイの営農計画書をいう。以下同じ。）に、下部の農地で生産する農作物について、「牧草」と記載したところ、具体的な作物名を記載するよう根拠なく指導を受けたが、不適切ではないか。</p> <p>イ 民間側が作物銘柄を選定しているにもかかわらず、行政側が明確な理由もなく認めないのは不適切ではないか。</p> <p>ウ 営農計画書で複数の農作物で申請し、実際に栽培する際には、その農作物のいずれかを栽培する計画でも許可を可能とすべきではないか。</p>
考え方	<p>【上記ア及びイについて】</p> <p>営農型発電設備の下部の農地における農作物の制限はないことから、都道府県知事等は、営農計画書に農作物の品目や品種の具体的な記載を求める場合は、その理由を十分説明する必要がある。</p> <p>例えば、上記アのように、農作物が単に「牧草」と記載されていた場合には、牧草は、品種に応じて単収が様々であることから、地域の平均的な単収との比較が困難で、転用許可申請の適切な審査ができないと判断することもあり得ると考えられるが、その場合には、その旨を十分に申請者等に説明することが求められる。</p> <p>【上記ウについて】</p> <p>営農計画書にあらかじめ複数の農作物を記載して、営農者の判断で、その記載した農作物の中から作付けを行うことは可能である。</p> <p>この場合、都道府県知事等は、一時転用許可の可否の判断において、営農計画書に記載された農作物ごとに営農の適切な継続が確実に認められることを確認する必要がある。</p>

(3) 一時転用許可の可否の統一的な判断

意見等	一時転用許可について、都道府県の審査基準が地域によって異なり、普及状況に濃淡がある。地域共通の基準で許可の可否を判断すべきではないか。また、添付書類や農業委員会の対応を統一化すべきではないか。
考え方	<p>都道府県知事等は、一時転用許可事務について、営農型通知の取扱いに即して自ら基準を定めて運用することが望ましい。</p> <p>ア 一時転用許可の可否の判断</p> <p>都道府県知事等は、自ら定めた審査基準に即して、当該都道府県内で統一的に取り扱われるよう農業委員会に周知することが望ましい。</p> <p>また、一時転用許可の判断や事務処理について、地域ごとのばらつきは、できるだけ生じないことが望ましいことから、都道府県知事等は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の実務担当者を、国が実施する農地転用許可制度等に係る研修会や国と地方の協議の場等に積極的に参加させるなどにより地域的なばらつきの解消に努めること。</p> <p>イ 申請書の添付書類の取扱い</p> <p>一時転用許可申請書の添付書類は、農地法施行規則で定められており、また、「農地法関係事務処理要領の制定について」において、具体的な取扱いを示しているところであるが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でないこととしているところであり、都道府県知事等は、申請者に過分の負担を課すようなことがないよう努めること。</p> <p>ウ 農業委員会の対応</p> <p>都道府県知事等は、管内の農業委員会による相談対応や一時転用許可申請書の受付対応等について、農業委員会ごとに差異が生じないよう、制度の周知や指導助言に努めること。</p>

(4) 下部の農地の所有権移転等の取扱い

意見等	<p>下部の農地の売買や貸借は、農地法第3条第1項の許可のみで可能とし、同法第5条の一時転用許可を不要とすること。また、「始末書」の提出を求められる。</p>
考え方	<p>下部の農地の耕作目的での所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、農地法第3条第1項の許可を受けてこれを行うことができる。この場合、営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行うものでなければ、改めて同法第5条第1項の許可を受ける必要はないことに留意すること。</p> <p>また、営農型発電設備の一時転用許可申請書に始末書の添付を求めるような取扱いは示していない。</p> <p>なお、一時転用許可を受けて設置している営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、同法第5条第1項の許可を受ける必要がある。</p>

6 農地に風力発電設備を設置する場合の留意事項

意見等	<p>農地に農業と両立可能な風力発電設備を設置する場合は、営農型発電設備と同様のルール設定をすべきではないか。</p>
考え方	<p>営農型発電設備は、太陽光発電設備に限っておらず、営農型通知の記の1の規定のとおり、農地に設置する支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものであれば、風力発電設備も対象となる。</p> <p>なお、風力発電設備が営農型発電設備に該当するか否かの判断については、太陽光発電設備の支柱と同様に、当該風力発電設備の支柱の基礎の構造等からみて、簡易な構造で容易に撤去できるものであるか否かにより、事案ごとに判断する必要がある。</p> <p>また、農地に営農型発電設備以外の風力発電設備を設置する場合には、以下のように取り扱っているところであり、事業者から風力発電設備の設置に関する相談等があった際には、これらに留意して適切に対応する必要がある。</p> <p>ア 地方公共団体が風力発電設備を設置する場合は、原則転用許可は不要である。(農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号並びに農地法施行規則第29条第6号及び第53条第5号)</p> <p>イ 風力発電設備が、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第17号の規定による電気事業法(昭和39年法律第170号)の発電事業の用に供する電気工作物に該当する場合は、第1種農地であっても転用許可が可能である。(農地法施行規則第37条第1号)</p>

10 農地転用許可及び農用地区域内の開発許可の権限に係る指定市町村の指定等について

(平成28年3月31日付け27農振第2486号各地方農政局長他あて農林水産省農村振興局長通知)

最終改正：令和3年6月14日3農振第714号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による改正後の農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第15条の2第1項に規定する指定市町村の指定等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知願いたい。

なお、都道府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添える。

記

第1 農地法施行令第9条第2項第1号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第13条の3第2項第1号関係（優良農地を確保する目標を定めること）

農地法施行令（昭和27年政令第445号）第9条第2項第1号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項によるほか、以下によるものとする。

なお、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第13条の3第2項第1号についても同様とする。

1 農業振興地域整備計画を定めている市町村について

(1) 申請に係る市町村（以下「申請市町村」という。）における確保すべき農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）の面積の目標（以下「面積目標」という。）が、農振法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が定める農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び農振法第4条第1項の規定により都道府県知事が定める農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）に沿ったものであり、かつ、一定の水準以上のものであることを基本とする。

なお、申請市町村が面積目標を地域の農用地の利用状況を基にして、独自の考え方にに基づき設定する場合には、基本指針の現況面積に対する面積目標の割合との整合性が図られていることを基本としつつ、当該市町村の事情を考慮する。

また、農地法第4条第1項又は農振法第15条の2第1項の規定により指定を受けた市町村（以下「指定市町村」という。）は、基本方針が変更された場合には、変更後の基本方針に沿った面積目標に変更すべきであることに留意するものとする。

(2) 農地法施行規則第49条第1項第1号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、以下によるものとする。

① 「農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること」とは、

ア 集団的に存在する農用地の農用地区域への編入の取組の効果

イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）を通じた認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）等の農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、多面的機能発揮促進事業（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。）の実施による共同活動への支援、農業生産活動に向けた取組の推進、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保等による荒廃農地の発生防止及び解消の効果等を適切に勘案し、申請市町村におけるこれらの施策の実施状況及び今後の取組方針からみて適切にその効果が見込まれていることをいう。

② 申請市町村の面積目標の現況面積に対する割合が、基本指針の面積目標の現況面積に対する割合を下回っている場合であっても、基本方針の面積目標の達成に支障が生じず、当該面積目標とすることがやむを得ないと認められるときは、この要件を満たすものとする。

(3) 農地法施行規則第49条第1項第2号に規定する「指定市町村として考慮すべき事情」とは、例えば、都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定す

る市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。)等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく具体的な開発予定等、農用地の面積のすう勢には含まれない計画的な開発プロジェクト(単なる需要見通しによる構想は除く。)をいう。

2 農業振興地域整備計画を定めていない市町村について

申請市町村の面積目標が上記1の考え方に準じて定められていることとする。

第2 農地法施行令第9条第2項第2号及び農振法施行令第13条の3第2項第2号関係(農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること及び農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること)

農地法施行令第9条第2項第2号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則第49条第2項によるほか、以下によるものとする。また、農振法施行令第13条の3第2項第2号についても同様とする。

1 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められることについて

(1) 農地法施行規則第49条第2項第1号の「当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められる」とは、過去5年間に、農林水産省が行う農地転用許可事務実態調査(農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の第4の7の(1)の農地転用許可事務実態調査をいう。以下同じ。)等において改善が必要な事案があった申請市町村が、農林水産大臣又は都道府県知事の技術的助言(地方自治法(昭和22年法律67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言をいう。以下同じ。)等に基づき違反の是正又は改善を図っており、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められることをいう。

(2) 農地法施行規則第49条第2項第1号ニに掲げる要件を満たすか否かについては、申請市町村が行った道路、公園等の公共施設の設置に係る行為(農地転用許可が不要な行為)について、集団的に存在する農地及び土地改良事業を実施した農地等の優良農地の中央に設置される等の事案であって、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものがないことを確認して判断する。

(3) 農地法施行規則第49条第2項第1号ホに掲げる要件を満たすか否かについては、市町村が地方自治法第252条の17の2第1項の条例に定めるところにより処理することとされている事務について、以下の事項を確認して判断する。

① 農地法第51条第1項の規定による処分又は命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

② 農振法第15条の3の規定による命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

(4) 農林水産省、都道府県及び申請市町村の間で農地法、同法施行令及び同法施行規則の解釈について見解が相違する場合においても、そのことだけをもって指定(農地法第4条第1項の規定による指定をいう。以下同じ。)の可否の判断は行わないこととする。

なお、農林水産省は、申請市町村と見解に相違があった事案について、事実関係、法令の趣旨及び目的等を精査し、申請市町村と十分調整した上で、どのような判断が適当であったかにつき、双方の見解の一致を見出すよう努めるものとする。また、農林水産省は、その事例を基に、国と地方の意見交換の場の開催、事例集の作成及び充実並びに研修等の活用により、取扱いの明確化を図り、その後の事務において、農林水産省の解釈と市町村等のそれとの間に相違が生じないように努めるものとする。

2 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められることについて

- (1) 農地法施行規則第49条第2項第2号イの「農地転用許可事務に従事する職員」には、農地転用許可事務に常時従事する職員のほか、農地転用許可事務に常時従事する職員以外の者であつて、農地転用許可事務等の従事経験（同号ロに規定する従事経験をいう。以下同じ。）を有しており、必要に応じて、農地転用許可事務に常時従事する職員の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う等、常時従事する職員の事務を補助するもの（以下「サポート職員」という。）を含むものとする。

このため、事務処理体制が整っていると認められるか否かの判断においては、農地転用許可事務に従事する職員として、従事経験を有する職員を2名以上配置することを基本とするが、例えば、

- ① 従事経験を有する職員（以下「従事経験職員」という。）1名及び研修を受けることにより、従事経験職員と同等の農地転用許可制度等に関する理解を有すると認められる職員（以下「研修受講職員」という。）1名
- ② 従事経験職員1名及びサポート職員1名
- ③ 研修受講職員1名及びサポート職員1名

を配置する場合についても、農地法施行規則第49条第2項第2号の要件を満たすものとする。

- (2) 農地法施行規則第49条第2項第2号ハに掲げる要件を満たすか否かについては、農地法施行規則第48条第3号の組織図及び体制図をもって確認する。

第3 指定手続等

1 指定の申請について

- (1) 農林水産省は、あらかじめ時間的余裕をもって、農地法施行令第9条第1項又は農振法施行令第13条の3第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の受付期間等を別に定め、市町村及び都道府県に周知するものとする。また、市町村の申請状況等を取りまとめて公表する。
- (2) 市町村の申請は、申請書に農地法施行規則第48条各号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「農振法施行規則」という。）第37条の2各号の書類（添付書類）を添えて行うものとする。

なお、申請は、別紙様式例1によるものとする。

2 都道府県知事の意見聴取について

- (1) 農地法施行令第9条第3項及び農振法施行令第13条の3第3項の規定による都道府県知事の意見聴取は、原則として、指定の基準に係る以下の事項について聴くものとする。

なお、意見の提出は、別紙様式例2によるものとする。

- ① 農地法施行規則第49条第2項第1号及び農振法施行規則第37条の3第2項第1号に規定する事務の処理及び行為の状況
- ② 基本方針との整合

- (2) 農林水産省は、指定の状況等と併せ、必要に応じて、提出された都道府県知事の意見の概要を公表する。

3 農地転用許可等に係る事務処理及び面積目標の達成状況の報告について

指定市町村は、農地法施行令第9条第7項又は農振法施行令第13条の3第7項の規定に基づき、農地転用許可等を行った年度の翌年4月1日から30日までに、別紙様式例3による報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

なお、指定市町村が面積目標を変更した場合には、別紙様式例4による報告書を速やかに農林水産大臣に報告するものとする。

4 農地転用許可等の事務の実態調査等について

農林水産省は、指定市町村における個別の農地転用許可等の事務の処理状況を把握するため、指定市町村に対する農地転用許可事務実態調査を重点的に実施し、その結果に基づき、指定市町村における事務の改善が必要と認められる事案について技術的助言等を行うものとする。また、指定市町村に対して地方自治法第245条の5に規定する是正の要求又は同法第245条の7に規定する是正の指示を行った場合は、当該指定市町村名及びその事案の内容を公表する。

5 指定の取消しについて

指定市町村に対して、上記4の是正の要求又は指示を行ってもなお指定市町村がこれに従わな

いときには、指定の基準に適合しなくなったものとして、その指定を取り消すものとする。また、指定市町村が上記3の報告を行わない場合も、同様とする。

第4 制度の適切な運用のための支援

- 1 農林水産省は、農地転用許可等の基準の明確化、事例集の作成及び研修の充実並びに国と地方との意見交換の場の活用を図るとともに、日頃の相談に適時適切に対応することにより、指定市町村における農地転用許可等の適切な運用が図られるよう努めるものとする。
- 2 農林水産省は、4ヘクタールを超える農地転用許可事案については、指定市町村等の求めに応じて、事前に農林水産省、都道府県及び指定市町村の担当者による打合せを行うなど、その後の事務の処理が迅速に行われるよう努めるものとする。

※別添（略）

※別紙様式例（略）

11 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

(平成31年 3月29日付け30農振第4002号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知)

最終改正：令和2年4月1日元農振第3698号

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実に認められないことから、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第5号及び第57条第5号において、原則として、これを認めないこととされているところである。

しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。）との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。）が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いします。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。

- 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
- 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
- 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第2の1の（2）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

2 定義

この要領において使用する用語は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、3の（1）から（3）までの要件を全て満たすことが確実と認めて許可されたもの
建築業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認

3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- (2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- (3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

4 農地転用許可申請

特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。
- (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3の(3)の状況となった場合において必要となるものを含む。）
 - イ 則第30条第7号又は第57条の2第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

(3) (2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。

この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去5か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどと考えられる。

5 農地転用許可の判断等

(1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。

ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。

イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。

ウ 関係法令を遵守しなかったこと。

(2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。

6 農地転用許可に付ける条件

特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第4条第7項又は法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

(2) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

7 農地転用許可後の措置

特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。

このため、6の(1)の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。

12 農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて

(平成31年3月29日付け30農振第4003号各都道府県農地担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)

農地転用許可を伴う地目変更登記の取扱いについては、従来、下記のとおり通知されており、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）に規定する建築条件付売買予定地の場合も含め、農地転用許可を伴う地目変更登記の取扱いについては、これらの通知に基づき運用されているところである。

このため、地目変更登記のために転用事実の証明に係る申請があった場合には、農業委員会は、転用の状況を現地調査等により確認した上で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認などの状況が、これらの通知に示された状況に適合するのであれば、転用事業が完了する前でも転用事実の証明を行っても差し支えない。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

おって、本取扱いについては、法務省及び国土交通省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。

記

- 登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて（昭和56年8月28日付け法務省民三5402号法務省民事局長通知）
- 登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて（昭和56年8月28日付け法務省民三5403号法務省民事局第三課長通知）

○登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて

制定：昭和56年8月28日法務省民三第5402号
法務省民事局長通知

最近一部の地域において、農地について、農地法上必要な許可を得ないで造成工事等を行った上、標記の登記申請をする事例が多く生じているが、中には、その処理をめぐり、地目の変更及びその日付に関する登記官の認定が厳正を欠いているとの批判や、登記官が農地法の潜脱に加担したものであるかのような誤解を招くに至った事例もみられる。

このような事態にかんがみ、今後標記の登記申請があった場合には、特に左記の点に留意の上、農地行政の運営との調和に配慮しつつ、地目の変更及びその日付の認定を厳正に行うことにより、いやしくも右のような批判や誤解を招くことがないように処理するよう貴管下登記官に周知方取り計らわれたい。

なお、標記の登記申請に当たり、申請人、申請代理人等が登記官に対し、不当な圧力をかけてその申請の早期受理を強く迫る場合も見られるので、このような場合には、その対応について臨機に適切な措置を講ずるよう配慮されたい。

おって、左記一の1から3までについては、農林水産省と協議済みであり、この点に関して同省構造改善局長から各都道府県知事あてに別紙のとおり通達されたので、念のため申し添える。

記

- 一 標記の登記申請に係る事件の処理は、次の手続に従って行うものとする。
 - 1 登記官は、申請書に次の各号に掲げる書面のいずれかが添付されている場合を除き、関係農業委員会に対し、標記の登記申請に係る土地（以下「対象土地」という。）についての農地法第4条若しくは第5条の許可（同法第4条又は第5条の届出を含む。）又は第73条の許可（転用を目的とする権利の設定又は移転に係るものに限る。）（以下「転用許可」という。）の有無、対象土地の現況その他の農地の転用に関する事実について照会するものとする。
 - (1) 農地に該当しない旨の都道府県知事又は農業委員会の証明書
 - (2) 転用許可があったことを証する書面
 - 2 登記官は、1の照会をしたときは、農業委員会の回答（農業委員会事務局長の報告を含む。以下同じ。）を受けるまでの間、標記の登記申請に係る事件の処理を留保するものとする。ただし、1の照会后二週間を経過したときは、この限りでない。
 - 3 対象土地について農地法第83条の2の規定により対象土地を農地の状態に回復させるべき旨の命令（以下、「原状回復命令」という。）が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答があった場合には、農業委員会又は同会事務局長から原状回復命令が発せられた旨又は原状回復命令が発せられる見込みがなくなった旨の通知がされるまでの間、標記の登記申請に係る事件の処理を更に留保するものとする。ただし、農業委員会の右回答後二週間を経過したときは、この限りでない。
 - 4 対象土地の現況が農地である旨の農業委員会の回答があった場合において、対象土地の地目の認定に疑義を生じたときは、登記官は、法務局又は地方法務局長に内議するものとする。
- 二 登記官が対象土地について地目の変更の認定をするときは、次の基準によるものとする。
 - 1 対象土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、対象土地が現に建物の敷地（その維持若しくは効用を果たすために必要な土地を含む。）に供されているとき、又は近い将来それに供されることが確実に見込まれるときでなければ、宅地への地目の変更があったものとは認定しない。
 - 2 対象土地が埋立て、盛土、削土等により現状のままでは耕作の目的に供するのに適しない状況になっている場合であっても、対象土地が現に特定の利用目的に供されているとき、又は近い将来特定の利用目的に供されることが確実に見込まれるときでなければ、雑種地への地目の変更があったものとは認定しない。ただし、対象土地を将来再び耕作の目的に供することがほとんど不可能であると認められるときは、この限りでない。
 - 3 対象土地の形質が変更され、その現状が農地以外の状態にあると認められる場合であっても、

現状回復命令が発せられているときは、いまだ地目の変更があったものとは認定しない。

三 申請人、申請代理人等の供述以外に確実な資料がないのに、地目の変更の日付を安易に申請どおりに認定する取扱いをしないものとする。

○登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記申請があった場合の取扱いについて

制定：昭和56年8月28日法務省民三第5403号
法務省民事局第三課長通知

標記については、本日付け法務省民三第5402号をもって民事局長から通達（以下「通達」という。）されたところですが、この運用に当たっては、左記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方しかるべく取り計らわれたく通知します。

一 通達が発せされた背景

登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への地目の変更の登記がされると、農地法上必要な転用許可がない場合であっても、その登記前と比べて数倍ないし十数倍の価格でこれを売却することができるという実態があること等から、最近一部の地域において、農地について、転用許可を得ないで簡易な造成工事を施すなどした上で、農地以外の地目への地目の変更の登記を申請する事例が多くなっている。

また、都市計画法上、市街化調整区域においては、原則として都道府県知事の許可を受けなければ建築物の新築等をしてはならないこととされている（同法第43条第1項）が、市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更（いわゆる線引き）の際既に宅地であった土地（いわゆる既存宅地）については、その旨の都道府県知事の確認を受ければ建築物の新築等が許されることとなっている（同項第六号ロ）ところ、いわゆる既存宅地である旨の確認に当たっては、地目の変更の登記の原因日付の記載がその有力な資料として用いられているという実情にあるため、市街化調整区域の土地（農地に限らない。）について、地目の変更の日付がいわゆる線引きの日より前の日（通常十数年前の日）であると主張して宅地への地目の変更の登記を申請する事例も少なくない。

標記の登記申請に係る事件の処理に当たっては、地目の変更又はその日付の認定を厳正に行うべきことはいうまでもないが、同時にできるかぎり農地行政や都市計画行政の運営との調和にも配慮することが望ましいと考えられるところから、今般農林水産省とも協議の上、標記の取扱いについて通達が発せられることとなったものである。

二 登記申請処理上の留意点

- 1 標記の登記申請があったときは、登記官は、原則として関係農業委員会に対し農地の転用に関する事実の有無について照会すべきこととされた（通達一の1）が、この照会は、農業委員会又は都道府県知事においてこれを端緒として農地の違反転用の防止又は是正の措置を講ずることができるようにするとともに、登記官において農業委員会から地目の変更の有無の認定に必要な資料を得るために行うものである。
- 2 通達一の1による照会は、別紙様式又はこれに準ずる様式によってするものとする。
- 3 登記官から照会を受けた農業委員会は、照会を受けた日から二週間以内に登記官に回答をするものとされているが、農業委員会の総会又は農地部会がおおむね月一回程度しか開催されないため、所定の期間内に回答をすることができないこととなるときは、登記官に対して農業委員会事務局長から調査結果の報告がされるので、この報告があったときは、農業委員会の回答があった場合と同様に扱うものとする。
- 4 農業委員会に照会をしたときは、原則としてその回答があるまで事件の処理を留保すべきであるが、照会后二週間以内に農業委員会の回答がないときは、登記官は、実地調査を実施した上で、対象土地の現在の客観的状況に応じて、申請を受理し、又は却下して差し支えない（通達一の2）。
- 5 原状回復命令が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答があったときは、原則として農業委員会又は同会事務局長から原状回復命令が現実に発せられた旨又は発せられる見込みがなくなった旨の通知があるまで事件の処理を更に留保すべきであるが、原状回復命令が発せられる見込みである旨の農業委員会の回答後二週間以内に原状回復命令が発せられたかどうかについての通知がないときは、登記官は、実地調査を実施した上、対象土地の現在の客観的状況に応じて、申請を受理し、又は却下して差し支えない（通達一の3）。

6 対象土地が農地である旨の農業委員会の回答があった場合において、対象土地の地目の認定に疑義を生じたときは、登記官は法務局又は地方法務局長に内議するものとされた（通達一の4）が、これは、農地行政の運営との調和を図りつつ、管内の登記行政の統一的運営を確保するためにするものである。

7 対象土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、対象土地が現に建物の敷地若しくはその維持・効用を果たすために必要な土地（以下「建物の敷地等」という。）に供されているとき、又は近い将来建物の敷地等に供されることが確実に見込まれるときでなければ、宅地への地目の変更があったものと認定すべきではない（通達二の1）が、対象土地を宅地に造成するための工事が完了している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、対象土地が近い将来建物の敷地等に供されることが確実に見込まれるものと認定して差し支えない。

(1) 建物の基礎工事が完了しているとき。

(2) 対象土地を建物の敷地等とする建物の建築について建築基準法第6条第1項の規定による確認がされているとき。

(3) 対象土地を建物の敷地等とするための開発行為に関する都市計画法第29条の規定による都道府県知事の許可がされているとき。

(4) 対象土地を建物の敷地等とする建物の建築について都市計画法第43条第1項の規定による都道府県知事の許可がされているとき。

8 対象土地が形質の変更により現状のままでは耕作の目的に供するのに適しない状況になっており、かつ、対象土地が不動産登記事務取扱手続準則第117条イからネまでのいずれの土地にも該当しないと認められる場合であっても、対象土地が現に特定の利用目的に供されているとき、又は近い将来特定の利用目的に供されることが確実に見込まれるときでなければ、原則として雑種地への地目の変更があったものと認定すべきでない（通達二の2本文）が、対象土地が現に特定の利用目的に供されておらず、また、その将来の利用目的を確実に認定することもできないときであっても、諸般の事情から対象土地が将来再び耕作の目的に供することがほとんど不可能であると認められるときは、雑種地への地目の変更があったものと認定して差し支えない（通達二の2ただし書き）。

9 対象土地の形質が変更され、その現状が農地以外の状態にあると認められる場合であっても、原状回復命令が発せられているときは、いまだ地目の変更があったものとは認定しないものとされた（通達二の3）が、これは、原状回復命令が発せられている以上、その命令を受けた者は自ら対象土地を農地の状態に回復する義務があり（農地法第93条第3号参照）、また、その命令を発した行政庁が行政代執行により対象土地を農地の状態に回復させることもできる（行政代執行法参照）ことにかんがみ、対象土地の現在の客観的状況がそのまま将来にわたって固定的安定的に継続するとはいい難いので、対象土地の地目の変更があったものとは認定すべきでないからである。

通達二の3はこのような趣旨であるから、原状回復命令が発せられている場合であっても、原状回復がなされないまま長期間が経過し、その命令を受けた者がこれに従う見込みがなく、また、行政庁が行政代執行をする見込みもないと認められるときは、登記官は、実地調査を実施した上で、その当時における対象土地の客観的状況に応じ、地目を認定して差し支えない。

10 地目の変更の日付は、確実な資料に基づいて認定するものとし、安易に申請どおりに認定すべきでない（通達三）が、確実な認定資料が得られないときは、「年月日不詳」、「昭和何年月日不詳」等として差し支えない。

なお、登記簿上の地目が農地以外の土地についてする地目の変更の日付の認定も、これと同様に処理するものとする。

13 「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

(平成30年11月20日付け30経営第1796号都道府県知事あて農林水産省経営局長通知)
最終改正：令和5年8月29日5経営第1291号

第196回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）については、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第73号）と併せて、平成30年11月16日から施行されることとなった。

これにより農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正され、同法第43条及び第44条が追加されることとなったので、これらの取扱いについては、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）」、「農地法の運用についての制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）」及び「農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）」によるほか、下記に留意の上、農地法関係事務を適正に処理されたい。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

農地法第43条及び第44条の運用について

第1 法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供される土地への農地法の適用

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

第2 農作物栽培高度化施設の基準

1 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第88条の3第1号の判断基準

- (1) 「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。
- (2) 農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の2第2項第6号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下同じ。）に通知すること。
- (3) なお、農業委員会は、則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

2 則第88条の3第2号の判断基準

(1) 同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の2第2項第4号及び第88条の3第2号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

① 告示の2の「高さが8メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この2において同じ。）から施設の棟までの高さが8メートル以内であることをいう。

また、「軒の高さが6メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが6メートル以内であることをいう。

② 告示の2の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

③ 告示の2の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

④ 告示の2の「周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね2時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の2第2項第4号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日の午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
2 m以内	2 m
2 m超 3 m以内	2.5 m
3 m超 4 m以内	3.5 m
4 m超 5 m以内	4 m
5 m超 6 m以内	5 m

(2) 同号ロの判断基準

① 「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

② 「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場

合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

3 則第88条の3第3号の判断基準

- (1) 「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。
- (2) 「許認可等を受けていること」については、則第88条の2第2項第8号に規定する許認可等（以下「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。
- (3) 「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

4 則第88条の3第4号の判断基準

「施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。
- (2) 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

5 則第88条の3第5号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第1項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

6 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

7 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、1から6までのほか、次の(1)又は(2)によること。

(1) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

① 売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

② 売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること
ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

イ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の5第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

(2) 農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては6で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地

から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

第3 法第43条第1項の規定による届出

法第43条第1項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

1 届出手続

(1) 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第1項の規定による届出をしようとする者には、様式例第1号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

① 則第88条の2第2項各号に規定される書類

これらの書類については、次の点に留意すること。

ア 同項第3号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。

(ア) 農作物の栽培施設

(イ) 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設

イ 同項第4号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。

(ア) 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日の前8時から午後4時までの間に、平均地盤面からの高さ0mに2時間以上日影を生じさせる範囲

(イ) 敷地境界線

(ウ) 縮尺及び方位

(エ) 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置

(オ) 農作物栽培高度化施設からの水平距離5m及び10mの線

ウ 同項第5号に規定する計画については、様式例第2号により提出すること。

なお、第2の7の(1)のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。

エ 同項第6号に規定する書面については、様式例第1号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。

オ 同項第7号ロに規定する書面については、様式例第3号により提出すること。

カ 同項第8号に規定する書面については、様式例第1号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる。

② 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（様式例第3号）。その他参考となる書類。

(3) 届出書に(2)の②の書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

① 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

② 届出の受理又は不受理の判断に必要不可欠なものであるかどうか

③ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、

① 届出に係る施設が則第88条の3各号の要件を満たしているか

② 届出書の法定記載事項が記載されているか

③ 添付書類が具備されているか

④ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているか

を確認の上、その受理又は不受理を決定する。

(2) なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設において農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、

- ① 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
- ② 原状回復の費用は誰が負担するか
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか

について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

(3) 農業委員会は、法第43条第1項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは様式例第4によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(4) 事務処理要領別紙1第4の1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(5) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第1項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

(6) 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

(7) 農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第1項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

(8) 農業委員会は、届出を受理したときは、届出に係る高度化施設用地において法第30条第1項の規定による利用状況調査等を円滑に実施するため、営農計画書を行政文書に関する規則に従って保管する。

(9) 農業委員会は、届出を受理した後、法第30条第1項の規定による利用状況調査を行う際に、届出に係る農作物栽培高度化施設の設置状況を確認するものとし、施設の設置が適切に行われていない場合として次に掲げるときには、それぞれ次のとおり対応すること。

- ① 届出書に記載する工事完了時期を過ぎているにもかかわらず、施設が設置されていない場合第4の2の(4)に準じて対応すること
- ② 届出書に記載された施設と異なる施設が設置されており、農作物栽培高度化施設の基準を満たすと認められる場合法第43条第1項に規定する届出内容の変更手続を行わせること
- ③ 農作物栽培高度化施設の基準を満たさないと認められる施設が設置されている場合違反転用に該当するため、第4の3の(4)に準じて対応すること

第4 高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

1 法第3条関係

(1) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、

- ① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき

② 高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき
のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要がある。

(2) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために、必要な次の書面を添付させるものとする。

① 農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画

② 次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

ア 届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

イ 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

③ 届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

(3) 農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第3条第1項の許可申請が必要となる。

2 高度化施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る規定について（法第30条、第31条、第32条及び第44条等関係）

(1) 高度化施設用地に係る法第32条第1項に規定する遊休農地の判定に当たっては、営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ法第32条第1項に規定する農地に該当するものと判断すること。

① 農作物の栽培が行われていない場合同項第1号に規定する農地

② 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合同項第2号に規定する農地

(2) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(1)によるほか、届出書に添付される営農計画書上、8月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、8月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施すること。

(3) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(2)によること。

(4) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、具体的には、次のとおり実施することとする。

① 農業委員会は、法第30条の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書上、当該施設において農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、当該施設の所有者（当該施設について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）から、農作物の栽培が行われていない理由を聞き取るものとする。

② 農作物の栽培が行われていない理由が、天候や市況を踏まえ栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね1月以内に当該施設において農作物の栽培を行う旨の意向が表明された場合には、農業委員会は、当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期に、再度利用状況調査を行うものとする。

③ 農業委員会は、①及び②において、

ア 当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね1月以内ではない場合

イ ②の再度の利用状況調査において、農作物の栽培が行われていないことを確認した場合のいずれかに該当する場合には、法第32条の規定による利用意向調査を行うものとする。

なお、その際、法第44条の規定に基づき、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきである旨の勧告を、様式例第5号により合わせて行うものとする。

また、「相当の期限」は、6月以内とするが、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農作物の栽培が行われていない場合には、個別事情を総合的に判断して期限を設定することができる。

④ 農業委員会は、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条の規定により準用する令第18条で定める方法により探索を行ってもなお当該施設の所有者等を確知することができないときは、法第32条第3項に規定される公示を行うものとする。

⑤ 農業委員会は、高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書の内容が変更されたことを把握した場合には、変更の内容を様式例第2号により提出させるとともに、その内容を農地台帳に記録することが適当である。

(5) 農業委員会は、高度化施設用地が適正に利用されていることの確認のため、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定等に関する意見照会等があった場合には適切に対応すること。

3 法第4条及び第5条関係

(1) 高度化施設用地について、法第4条又は第5条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

① 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

ア 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

イ 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

② 高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合

ア 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

イ 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

ウ 法第32条第3項に規定される公示から2月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

エ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第7条第2項の規定による公示を行った場合

(2) 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにする事となるため、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(3) 法第43条第1項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の3の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(4) 農業委員会は、高度化施設用地が、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得ずに(1)のいずれかに該当した場合には、これらの項の規定に違反するものとして、都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告すること。

4 法第7条及び第10条等関係

- (1) 国は、高度化施設用地について、法第7条第2項に基づく公示を行った場合には、買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。
- (2) 買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P \left[\frac{m-n}{m} \right] Q$$

P：推定再築造費

m：耐用年数

n：経過年数

Q：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

5 法第51条及び第52条の4関係

- (1) 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。
- (2) 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。
- (3) 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

6 法第52条関係

- (1) 農業委員会は、地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。）から依頼があった場合には、高度化施設用地の所在、遊休農地に該当するか否か及び違反転用に該当するか否かなどの情報を提供すること。
- (2) 農業委員会は、以下に掲げる場合において、速やかに、市町村税務部局に対して必要な情報を提供すること。
- ① 法第43条第1項に基づく届出を受理した場合は、届出書の写し、営農計画書の写し、受理通知書の写し、施設の位置及び施設の配置状況等
 - ② 法第44条に基づく農作物の栽培を行うべきことの勧告を行った場合は、勧告書の写し、勧告した時点の施設の設置状況及び農作物の栽培状況等
 - ③ 法第44条に基づく勧告を行った後に農作物の栽培が再開された場合は、農作物の栽培状況等
 - ④ 法第4条第1項に規定する農地の転用の制限に違反すること（違反転用）に該当することとなったものを把握した場合は、当該土地の状況等
- (3) 農業委員会は、(2)の情報に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して当該変更後の情報を提供すること。
- (4) 農業委員会は、市町村税務部局と調整の上、毎年1月1日時点の(2)に掲げる事項のうち必要な情報をとりまとめた一覧表を、当該年の1月末までに市町村税務部局に対して提供すること。

7 法第52条の2関係

法第52条の2の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成において、則第101条第8号の「その他必要な事項」については、法第43条第1項に基づく届出の受理の状況、法第44条に基づく勧告の実施状況が含まれることに留意すること。

第5 その他留意事項

法第43条第1項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第1項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の1の基準の全てを満たすものについては、次の2に基づき取り扱うものとする。

1 届出の対象となる施設の基準について

- (1) 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。
- (2) 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の日より前に法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得て並びに法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次の①から③までのいずれかの書類で確認できること。
 - ① 農地転用許可に係る許可権者の決裁文書
 - ② 農地転用許可書の写し
 - ③ ①又は②に準ずる文書
- (3) 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。
- (4) 則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

2 法第43条第1項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

- (1) 農業委員会は、法第43条第1項の規定に基づく届出があった場合には、第3に準じて取り扱うものとする。
- (2) 農業委員会は、1の(2)の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同②及び③に関する書類の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同①から③までの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。
- (3) 農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい旨を併せて周知する。

なお、様式例第4号の記の2の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。
- (4) 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事局に連絡する。
- (5) (1)の届出に係る法の規定の適用は、第4を準用する。

第6 制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第1項に規定する農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

※様式例（略）

14 【県通知】農地法の適切な運用に係る留意事項等について

(平成30年2月28日付け農村第1189号農林事務所長あて岐阜県農政部長通知)

第1 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条関係

(1) 耕作証明書の様式について

耕作証明書については、（別記2）によるものとする。

なお、この証明書については、各農業委員会において、別途様式を定めることができるものとする。

(2) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「政令」という。）第2条第3項第1号関係

政令第2条第3項第1号では、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることとされているが、この例外規定を運用しようとする場合、下記項目のような諸点を総合判断、考慮の上適用するものとする。

まず、農地の有効利用の促進と、農業中核農家の育成の観点も含め、

ア 専業農家又は第一種専業農家であって、花き又は施設園芸農家が取得後における農地が効率的に利用されると認められる場合（専業又は第一種の判断は税務の所得申告又は農産物の年間販売証明（農協等）による。）

イ 全耕地面積を自ら耕作（効率的に利用していること、すなわち請負耕作に出していないこと）

ウ 農業者としての技術や経営能力にすぐれ中核農家として認められること（過去の実績を基準とする）

エ 資産の買い替え等による資産の保有取得でないと認められること

(3) 農地所有適格法人に係る要件の確認

法第2条第3項の規定による農地所有適格法人に係る要件の確認に当たっては、農地所有適格法人要件の適格説明書（別記15）を参考に行うものとする。

なお、この様式については、各農業委員会において、別途様式を定めることができるものとする。

第2 法第4条及び第5条関係

1 農地転用関係事務の取扱い

(1) 農地転用許可の審査体制の強化と事務処理手続の合理化

農業委員会（法第4条に基づき指定を受けた指定市町村及び転用面積4ha以下の事案に係る「岐阜県事務処理の特例に関する条例」（平成12年岐阜県条例第4号）により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会を除く。以下同じ。）、市町村及び岐阜県農林事務所（以下「農林事務所」という。）において、優良農用地の確保、農業公共投資との調整、土地利用計画との整合性の確保、その他法の適正な運用を図るための必要な事項について相互に連携を取りながら検討するものとし、併せて事務処理の合理化を図るため、農業委員会の意見書等の様式を定めて農地転用許可申請書に添付するものとする。また、農地転用許可申請書の受理後にあつては、農業委員会において、農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト（別記58）を参考に転用許可に係る形式的な要件等の確認を行うものとし、必要に応じて、申請者に対し早期に補正指導等を行うよう努めるものとする。

(2) 農地転用後の土地の現況確認

農地転用許可制度の適正な運用及び不動産登記法（平成16年法律第123号）による地目認定との円滑な調和を図るため農業委員会又は農林事務所は農地転用後の土地（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第7条第1項の規定による市街化区域内の土地を除く。）の現況確認を実施するものとする。

(3) 土地改良事業施行地域における農地転用の取扱い

土地改良事業施行地域における農地転用について、土地改良区が農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第30条第6号（規則第57条の2第2項第3号により準用する場合を含む。）の規定による意見書を交付しようとするときは、あらかじめ市町

村（土地改良事業担当部課）及び農林事務所（土地改良事業担当課）と協議するものとする。
ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農用地区域の変更を伴う農地転用許可申請であって農用地区域の変更に係る事前調整手続の過程においてこれらの機関と協議を了しているものについては、これを省略することができるものとする。

2 取扱手続

(1) 第2の1の(1)関係について

ア 農業委員会は、農地転用許可申請者に対して、許可申請書の提出に当たってはあらかじめ許可申請書の副本に許可書用紙を添付するよう指導するものとする。

なお、農地転用許可申請者に対する前記指導が困難な場合にあっては、農業委員会が許可申請書の副本に許可書用紙を添付し、農林事務所へ進達するものとする。

イ 農業委員会は、農地転用許可申請書の提出があったときは、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可の基準に基づき、農業委員会の意見書（別記20・別記21）の「農地転用に関する許可基準からみた意見」欄の各検討事項について、その意見を決定するものとする。

ウ 農業委員会は、法第4条第4項又は法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）に対する意見聴取を行う際、諮問依頼書（別記38）を添付するものとする。

エ 農業委員会は、農林事務所へ農地転用許可申請書を進達する際、農業委員会の意見書を添付するものとする。

なお、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可申請にあっては、法第4条第3項に基づき送付される意見書の附属書類として、営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（別記59）も併せて送付するものとする。

オ 農業委員会は、農地転用許可申請書を農林事務所へ進達する際、都道府県機構への意見聴取の有無を記載の上、定められた期日までに農林事務所へ進達するものとする。

なお、進達に係る期日にあつては、別途定めるものとする。また、農地転用許可申請書の進達に当たっては、農地転用許可申請総括表（別記30）及び農地転用許可申請明細書（別記31・別記32）を添付するものとする。

カ 農林事務所においては、農業委員会から農地転用許可申請書の送付があったときは、農業委員会の意見書の記載内容を踏まえ、農地転用の可否等について前記第2の2の(1)のイに準じて検討するものとする。

キ 前記第2の2の(1)のイ又はカによる検討の結果、農地転用許可を受けられる見込みのないことが明確である場合は、付せん処理等により農地転用許可申請書を返戻し申請の取下げ等を求めるものとする。

ク 農林事務所においては、必要に応じ、法第4条又は同第5条に基づく農地転用許可申請書を農業委員会から進達のあった日から定められた期日までに県庁農村振興課へ進達するものとする。

なお、進達に係る期日にあつては、別途定めるものとする。

ケ 農業委員会の意見書の「特定土地改良事業等関係」欄の記載については、当該農地にかかる農業生産基盤の整備開発関係に係るすべての農業公共投資（計画中のものを含む。）を記載するものとする。

コ 譲渡人の農地取得後3年を経過しない農地転用許可申請については、当該農地が法第3条の規定に基づき耕作を目的として取得等された土地であることを踏まえ、法第3条の許可を行った許可権者となる農業委員会において、許可の条件・申請書の内容等に照らし法第3条違反の有無等について検証を行うものとする。その上で、法第3条違反となると判断される場合にあっては、農業委員会において申請者に対し必要な指導等を行うものとする。

ただし、農地転用することについてやむをえない特殊な事情があると認められる場合にあってはこの限りではなく、この場合においては、その必要性、緊急性等を詳細に記載した書面を添付させるものとする。

(2) 第2の1の(2)関係について

- ア 農地転用許可及び農地転用許可に係る事業計画変更承認を受けた農地の転用後の土地（都計法第7条第1項の規定による市街化区域内の土地を除く。）の現況確認については、別に定める「岐阜県農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」（以下「県事務処理要綱」という。）により転用事業者の申請に基づいて農業委員会が実施するものとする。
- イ 法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認については、「県事務処理要綱」により土地所有者の申請に基づいて知事（農林事務所長が専決処理するものとする。）が土地の現況確認を実施するものとする。
- なお、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第4の(3)のアの規定に基づき農業委員会が法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとして、同ウの規定に基づき対象地が農地に該当しない旨の判断を行うことが相当である場合を除くものとする。

(3) 第2の1の(3)関係について

- ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく計画概要の公告の日から、工事完了の公告の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日、又は換地処分公告の日のいずれか遅い日までに属する土地改良事業の施行地域内で、かつ農用地区域の変更を伴わない地域における農地転用について、土地改良区が規則第30条第6号（規則第57条の2第2項第3号により準用する場合を含む。）の規定による意見書を交付しようとするときは、土地改良区は、あらかじめ市町村（土地改良事業担当部課）及び農林事務所（土地改良事業担当課）とそれぞれ協議し、意見書に当該協議済書の写しを添付して交付するものとする。
- イ 農業委員会は、法第4条第1項ただし書又は法第5条第1項ただし書の規定により農地転用許可を除外されている転用についても前記第2の2の(3)のイに準じて協議するよう指導するものとする。
- ウ 農業委員会は、前記第2の2の(3)のイ及びイの場合において、市町村営事業等で土地改良区が設立されない場合、又は土地改良区が未設立若しくは解散している場合は、農地転用事業者が市町村（土地改良事業担当部課）及び農林事務所（土地改良事業担当課）に協議するよう指導するものとする。
- エ 土地改良事業の施行地域内で、かつ、農用地区域の変更を伴う農地転用については、当該変更にかかる事前調整手続の過程で市町村長が農林事務所、土地改良区等と協議することとなるので、当該協議の際、前記第2の2の(1)のイに準じてその内容を検討するものとする。
- オ 土地改良事業の一時利用地の指定にかかる土地の農地等の転用は原則として許可しないものとする。ただし、農地区分が第1種農地又は甲種農地としての農地転用許可基準に適合し、一時利用地の指定中の農地を転用することについて特にやむを得ない事情が認められ、かつ、次に掲げる書面が添付されている場合に限り特例として許可するものとする。
- (ア) 一時利用地の指定通知書の写し、又はその内容を証する書面
- (イ) 当該転用に同意し、又は承認する旨を明らかにした次に掲げるいずれかの書面
- a 土地改良事業の施行地域（換地工区がある場合には、当該工区）内の土地の所有者及び賃貸借その他の使用収益権を目的とする権利を有する者の全員の同意書
- b 土地改良区の総会又は総代会の議事録の謄本
- c 土地改良区の理事会の議事録の謄本及び理事会に対して農地転用について同意し、又は承認する権限を委任したことを証する総会又は総代会の議事録の謄本

(4) その他

- ア 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請（申請書の様式については（別記43）とする。）については、農地転用許可申請に準じて処理するものとする。ただし、承認書用紙の様式については（別記44）とする。また、事業計画変更承認申請の進達に当たっては、事業計画変更関係申請明細書（別記46）を添付するものとする。
- なお、承認申請書に添付すべき農業委員会の意見書の様式については（別記20・別記21）を使用するものとし、「農地転用許可」を「農地転用事業計画変更承認」と読み替え

- るものとする。
- イ 農地転用許可書又は承認書の変造その他の不正使用を防止するため、農業委員会受付印及び農林事務所受付印（県庁農村振興課に進達するものにあつては経由印）は、許可書等用紙と許可申請書等副本との両方にかけて押印するものとする。
- ウ 代理人により申請がなされるときには、申請者に準じて、農地転用許可申請書において、代理人の住所・氏名の記載がなされていることを確認すること。また、代理権限を証する書面（委任がなされていることが分かる書面等）と当該内容を確認すること。

3 農地転用後の土地の現況確認の実施関係

- (1) 農業委員会は、農地転用許可（農地転用事業計画変更承認を含む。）後、当該許可等に係る転用の目的を達成した者の申請に基づき、現地について調査し、土地現況確認書を交付するものとする。
- (2) 県、農業委員会その他の関係機関は、地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に当たっては、土地現況確認書を添付するよう地域住民に対して周知をはかり指導するものとする。

4 農地転用許可後の工事進捗状況報告の取扱い関係

- (1) 許可書については、（別記33）の許可用紙を使用するものとし、許可のあったときは、許可条件の2により工事進捗状況報告書（別記40）を提出させるものとするが、農業委員会は、その報告があった場合は、整理保管の上、許可条件履行状況調査等転用事業の監督指導のための資料とするものとする。
- (2) 農業委員会は、前記(1)により提出があった報告書のうち3,000㎡を超える許可に係る報告については、あらかじめ知事から送付を受けた基本台帳（別記42）の写しに必要事項を記載の上、報告書を知事に対し進達するものとする。
- (3) 3,000㎡以下の許可に係る工事完了報告については、「土地現況確認申請書」をもってこれに代えることができるものとする。また、3,000㎡を超える許可に係る転用事業者に対しては、工事完了報告書と併せて土地現況確認申請書を提出させるものとする。
 なお、農業委員会は現況確認の上、基準に適合するものについては、土地現況確認書を交付するとともに工事完了報告書を知事に対し進達するものとする。

5 農地転用許可に係る工事進捗状況及び工事完了の把握の徹底

法第4条又は第5条の規定による農地転用許可については、事業を行うことの必要性・確実性等が審査の対象とされていることから、許可後においては許可に係る土地が当該許可の目的に供されたことを確認することが必要となる。

そのため、特に下記に該当する事案については、許可書の交付時において申請者に別記書面を交付の上、許可条件に基づき工事進捗状況及び工事完了の報告書を提出するよう指導し、事業実施の確認を徹底するものとする。また、事業計画変更の承認事案についても、同様の取扱いとする。

なお、農地転用許可に際しては、許可書記載事項の条件2により、以下の報告を行うことが許可の条件とされていることに留意すること。

- (1) 許可の日から3か月後及びその後1年ごとの工事進捗状況報告
- (2) 工事が完了した場合の工事完了報告

<対象事業>

事 案 の 内 容	交 付 す る 書 面
転用面積が3,000㎡超	工事進捗状況報告書（別記40）
転用目的が駐車場、資材置場 ※転用面積に拘わらない	同上
転用目的が分譲住宅 ※転用面積に拘わらない	同上
砂利採取事業、農地の嵩上げ等一時転用に該当する事業 ※転用面積に拘わらない	一時転用許可（承認）に係る 工事完了報告（別記41）

6 一時転用許可後における工事進捗状況等の把握

- (1) 一時転用事業者において、申請書に記載された工事完了の日までに農地に復元することが当然のことであっても、法第4条第7項又は法第5条第3項（法第3条第5項を準用）の規定により、許可には条件を付けてすることができることから、転用許可書の条件に「農地に復元すること」を明示すること。
- (2) 一時転用事業者が転用許可書を交付する際は、工事進捗状況報告書及び一時転用許可に係る工事完了報告書（別記41）も併せて配布し、その提出の徹底を図り、一時転用許可後の工事進捗状況等を常に把握できるようにすること。
- (3) 農業委員会から一時転用事業に係る工事完了報告書の進達があった場合において、報告書の内容から必要があると認めるときは、関係機関と連携して、適切に現況確認等を行うこと。
- (4) 一時転用事業者が、当該許可の当初計画どおり工事が進捗していない（未着手及び遅延）と認められるときは、当該事業者に対し、速やかに工事に着手し又は工事を完了すべき旨を催告書（別記47）により催告し、事業計画の変更が必要な場合には、事業計画変更承認の手続をとるよう指導すること。

7 砂利採取関係

(1) 砂利採取事業に係る農地転用許可申請の取扱い

ア 国協議案件の判断

同一事業者が同一事業の目的に供するため4haを超える農地を農地以外のものにする場合は、原則として、農林水産大臣との協議が必要となる。

しかし、同一事業かどうかの判断は、必ずしも砂利採取法（昭和43年法律第74号）の申請の取扱いと一致しない（砂利採取法では、従前認可面積の50%を超えて追加される申請、50%以内であっても従前認可期間内に埋め戻しが完了しない事業の申請は独立した新規申請として取り扱われる。）ので留意し、追加区域が一連の事業計画のもとに行われるものかどうかを個別具体的に検討する必要があること。

イ 従前に許可された区域の事業が完了した場合の取扱い

追加区域の申請が提出された場合であっても、従前に許可された区域の事業が完了すれば、追加区域に係る申請は、従前許可区域の事業とは独立したものとして取り扱われるものとする。

なお、事業完了の判断は、原則として砂利採取法第24条の廃止届によるものとし、その時期は砂利採取法に基づく認可等に係る所管課へ廃止届が提出され現地確認を終了した時点とするものとする。

ウ 申請書の受理と申請者に対する指導

農地転用許可申請書が提出された場合は、まず許可権者を確認し、申請先が誤っている場合は、申請者に書類の補正を指示するなど適切な措置を取ること。

なお、前記イにより従前許可区域の事業完了後に追加区域の事業を着手することが確認できる場合は、申請者に、転用許可は従前許可区域の事業完了後に行うことを説明すること。

(2) 砂利採取事業に係る農地転用許可の取扱い

ア 搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、引き続き砂利採取を行おうとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を行わせること。

イ 砂利採取場又は搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、他の砂利採取場のための搬出入路として引き続き使用しようとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を行わせること。

なお、この場合において、変更後の事業計画における転用期間は、当該他の砂利採取場の転用許可に係る許可期間を超えることができないこと。

ウ 上記ア及びイにおいて、当該砂利採取場又は搬出入路が農用区域内であるときは、変更後の事業計画における転用期間は当初の転用許可に係る許可期間の初日から3年を超えることができないこと。

エ 砂利採取場及び当該砂利採取場のための搬出入路について転用許可を受けようとする場

合において、搬出入路の転用期間は当該砂利採取場に係る転用期間を超えることができないこと。

(3) 一時転用を恒久転用に切り替える場合等の取扱い関係

ア 農振法第8条第2項第1号に規定する農用区域において行われている農地等の一時転用について、原状に回復することなく、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を継承させることは認められないこと。

ただし、砂利採取場を目的とする一時転用について、他の砂利採取場のための搬出入路に転用目的を変更しようとする場合及び砂利採取場のための搬出入路を目的とする一時転用について、砂利採取場に転用目的を変更しようとする場合又は引き続き他の砂利採取場のための搬出入路として使用しようとする場合において、事業計画変更の承認を受けるときはこの限りではないこと。

イ 農用区域において行われている農地等の一時転用について、事業計画変更の承認を受けて単に転用期間を延長しようとするだけの場合でも、転用期間は、当初の転用許可に係る許可期間の初日から3年を超えることができないこと。

ウ 農用区域外において行われている農地等の一時転用については、原状に回復することなく、事業計画変更の承認を受けて、恒久転用に切り換え、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を継承させることができること。

(4) 農地の一時転用許可に係る埋戻し等の適正化の確保関係

一時転用許可申請のうち、区域外から持ち込んだ土砂等による埋め戻し又は区域外から持ち込んだ土砂等の埋め込みを伴うものについては、以下の方法により埋戻し等の適正化を図るものとする。

ア 農地転用許可申請書の「転用計画」の「権利を移転し、又は移転しようとする理由の詳細」欄に次の事項を記載するよう、申請者を指導すること。

(ア) 区域外から持ち込んだ土砂等の調達先及びその内容

(イ) 農地への確実な復元を行う旨

<記載例>

・埋め戻しについては、〇〇(株)から購入する山土を用いて、農地への復元を行う。

・〇〇市発注の〇〇事業工事残土を埋め込み嵩上げをした後、耕土をかぶせ、農地へ復元を行う。

イ 前記アの内容に疑義がある場合は、必要な範囲において、その内容を確認できる書類の添付を求めること。

なお、この場合にあっても、申請者に過度の負担とならないように留意すること。

8 資金証明書関係

(1) 農地転用許可申請書を提出する場合には、規則第30条第4号及び同第57条の2第2項第1号により「転用の目的に係る事業を資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面（以下「資金証明書」という。）」を添付することが義務付けられていること。

(2) 資金証明書となる書面

原則として、申請前概ね3ヶ月以内（証明の内容が証明の日現在であること。）のものであること。

ア 金融機関が発行する残高証明書

イ 融資（見込）証明書、金融機関等が受け付けた融資申込書の写し（別記62）

ウ 預金通帳の写し

エ 贈与等の意思等を明示した書類（別記63）、金銭消費貸借契約書

なお、親族・知人等から贈与や融資を受ける場合にあつては、前記エに加え、その親族等のアからウのいずれかの書面を併せて提出する必要があること。

(3) 夫婦が共同して住宅を建築する場合における農地転用許可申請の取扱い

ア 基本的な考え方

法第5条の許可は、「農地を農地以外のものにする」ために、「権利の設定又は移転」をすることに対する許可であるので、申請者である譲受人は、土地の権利の取得者であると

ともに、転用行為を行う転用事業者である必要があること。

イ 具体例

(ア) 夫婦が共有（共同）で権利の取得者となる場合

申請者（譲受人）は夫婦の連名となること。

なお、所有権移転の場合は持分設定の上、転用行為は夫婦が共同で行う必要があること。

(イ) 夫婦の一方が権利の取得者となる場合

申請者となる者が、権利の設定、移転を受け、転用行為を行う必要があること。

ただし、新たに建築する住宅に夫婦が同居を予定し、事業計画において二人で住宅を建てるということであれば、転用行為の共同性を認め、資金証明書について申請者以外の一方が資金の一部を負担することとなっても、申請者の転用行為と認めるものとする。

ウ 留意事項

(ア) 事業計画において、申請者が転用行為を行わないことが明確な場合は、転用事業者と認められないため、法第5条の許可対象とならないこと。

(イ) 親子についても、上記と同様に取り扱うものとする。また、これら以外の場合については、個別具体的な判断を要するため、別途検討が必要となること。

9 太陽光発電事業を目的とする農地転用許可申請に係る添付書類関係

(1) 基本的な考え方

事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることを確認する必要があること。

(2) 事業実施の見込みを確認する書類

ア 旧制度（平成29年4月1日改正前の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」という。）の適用を受けるものをいう。）による設備認定に関しては経済産業省資源エネルギー庁（以下「経産省」という。）からの「設備認定通知」及び電気事業者に対する接続の同意に係る手続がなされたことが分かる書面により事業実施の見込みを確認するものとする。

イ 新制度（平成29年4月1日改正後のFIT法の適用を受けるものをいう。以下同じ。）による事業計画の認定に関しては経産省からの「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類により事業実施の見込みを確認するものとする。

なお、認定の見込みが分かる書類については、接続の同意を示す書類の写し及び事業計画認定申請書の写しをもって、事業実施の見込みがあるものと取り扱うことができるものとする。

また、認定に係る設置者（転用事業者）の変更を伴う場合にあっては、経産省に対する事業計画の変更認定申請書の写し及び当該変更に係る当事者間の契約書等を確認することにより、申請者による事業実施の見込みが確認できれば足りるものとする。

ウ 上記接続の同意を示す書類については以下のとおりとする。

(ア) 原則

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金契約の締結日	連系承諾及び工事費負担金の額を定めた書類

(イ) 工事費負担金の額が契約書に記載していない場合（工事費負担金は発生）

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金の請求日	連系承諾書類＋工事費負担金の請求書

(ウ) 工事費負担金がない（0円）の場合

接続同意日	提出を求める書類
連系承諾日	連系承諾書類

(3) 留意事項

農地転用許可申請時にあつては、オンライン申請等により経産省に対する事業計画認定申請をしたことが分かる書類を添付することにより、申請をすることができること。

10 その他

(1) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い関係

ア 現地調査員関係

「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年8月28日付け56構改B第1345号。以下「登記官照会通知」という。）記1(1)により農地から農地以外の地目への変更に係る登記官からの照会に対する農業委員会（又は「農業委員会事務局」以下同じ。）の回答に当たっては、農業委員又は農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）3名以上と農業委員会事務局職員による現地調査を実施し、現況地目の確認をすることとされているが、回答期限が登記官の照会の日から2週間以内となっていることを踏まえ、あらかじめ担当農業委員等を農業委員会において指名する等の措置を講じておくこと。

イ 現況調査の結果報告関係

現地調査の結果、農地転用許可の必要な事案であるに拘わらず、許可を得ずして農地以外の現況地目にされていることが明らかになった場合は、照会書（別記64）により農林事務所へ報告し、当該土地の原状回復命令の可能性等登記官への回答に必要な指示を受けること。

なお、回答期限までに農業委員会から登記官への回答がなされない場合においては、登記事務に支障を生ずることとなるので、農林事務所への報告は、登記官からの照会のあつた日から1週間以内に行うこと。

この場合においてやむを得ない事情があるときは、照会書の報告内容を電話連絡する等の措置をとることも差し支えないこと。

ウ 法務局に対する回答関係

登記官照会通知の回答期限については、登記処理の促進等の関係から厳守すべきものであるが、事案により期限内に回答することが困難なことが予想される場合にあつては、あらかじめ登記官と連絡調整し、法の適正な運用に支障を来すことのないよう措置されたいこと。

エ 登記官照会通知関係

農林事務所長は、農業委員会から照会書による報告（これに代わる電話連絡等を含む。）を受けた場合においては、速やかに、現地調査を実施し、調査結果に基づき当該土地に係る原状回復命令の可能性の有無について、登記官照会通知記1(3)により登記官に回答すべき期限前に農業委員会に適宜の方法により指示すること。

なお、照会に係る土地について原状回復命令の発せられる可能性がある旨の指示を農業委員会に対し行った場合においては、上記照会による報告書の写し（電話連絡の場合はそれに代わるべき書面）に現地調査結果の概要を記載した書面その他参考資料を添付し速やかに県庁農村振興課あて報告すること。

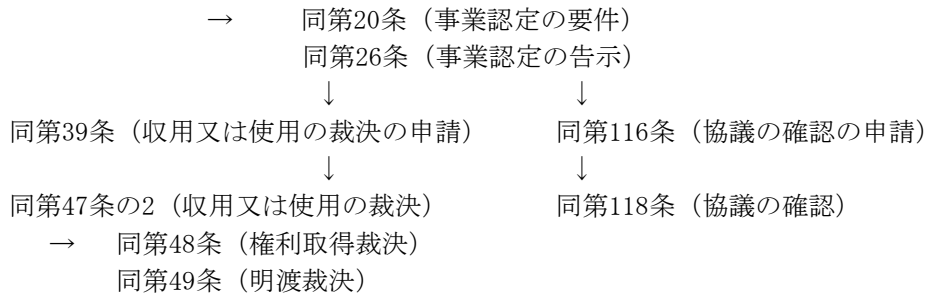
県庁農村振興課は、当該報告に基づき関係者からの事情聴取・現地調査等を実施し、当該事案に係る原状回復命令の可否について審査し、登記官照会通知記1(4)により農業委員会が登記官に対して行う通知期限前に農林事務所を経由してその取扱いを農業委員会に通知するものとする。

(2) 法第5条の許可不要等の取扱い関係

土地収用法（昭和26年法律第219号）第118条（協議の確認）の規定による協議の確認が行われた場合には、同法第121条の規定により、収用又は使用の裁決があつたものとみなされていることから法第5条第1項の許可を受けなくてもよい場合に該当すること。

<参考>

土地収用法第3条該当



なお、上記のケースは、事業主体を問わない規定となるが、事業主体が地方公共団体であれば、土地収用法第3条各号に掲げられている事業に該当すれば許可不要となること。
(法第5条第1項第7号(その他農林水産省令で定める場合)、規則第53条第1項第5号)

(3) 規則第30条第6号関係

申請に係る土地が土地改良区内である場合は、土地改良区の意見書を添付するよう指導するものとする。

なお、規則第30条第6号の規定による土地改良区の意見書の様式については（別記65）によるものとする。

(4) 関係法令の許可関係

農地転用許可に当たって、「都計法」、「森林法（昭和26年法律第249号）」、「砂防法（明治30年法律第29号）」、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」等他法令の許可等の許可見込みが必要となり、原則として同時許可とされていることから、これらの関係機関との連携を密にすること。

(5) 土地開発公社関係

土地開発公社が、法令により土地利用が規制されている土地を取得しようとするときは、関係法令を遵守するものとされている。

よって、特に、土地開発公社が農地を取得する場合にあっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 耕作目的での農地の取得又は農地としての代替地の取得は行わないものとされていること。

イ 転用目的で取得した農地は、速やかに非農地化するものとされていること。

ウ 農地の転用、所有権の移転等には、法が求める手続、税法上の問題等について、あらかじめ関係行政機関と十分協議するものとされていること。

第3 法第18条関係

(1) 法第18条第1項第3号に規定する10年以上の期間の定めがある賃貸借の取扱い

農地法の一部を改正する法律(昭和45年法律第56号。以下「改正法」という。)の施行日以降に期間の定めのない賃貸借を契約当事者が、法第18条第1項第2号前段により合意解約し、新たに10年以上の定期賃貸借契約（以下「定期賃貸借」という。）をしたものであるのか、改正法施行の際、現に存する期間の定めのない賃貸借について、改正法施行日以降に契約当事者の合意により、その存続期間を10年以上とする契約条件の変更をしたものであるかによって異なる。

前者の場合の賃貸借は、新たに賃貸借契約を締結し期間を定めたものであると解するのが妥当であるが、当該賃貸借につき法第3条の許可を得ていないから無効であり、法第18条第1項第3号に規定する10年以上の定期賃貸借に該当しないこととなること。

後者の場合の賃貸借は、従前の期間の定めのない賃貸借につき、その契約条件の一部である賃貸借の期間を変更して10年以上の定期賃貸借に変更したものであると解するのが妥当であり、当該契約条件の変更は新たに賃貸借契約を成立させるものではないから法第3条の許可を

要しない。

したがって、戦前からの小作地及び戦後の許可を得た小作地について、昭和45年10月1日以降、10年以上の定期賃貸借を締結した場合、当該賃貸借は、法第18条第1項第3号に規定する10年以上の定期賃貸借に該当する。また、3～5年ごとに契約更新してきたものを10年以上の定期賃貸借に切り換えた場合も、上記の考え方によって判断するものとする。

(2) 昭和45年10月1日以後に締結し、有効に効力の発生している10年以上の定期賃貸借の期限が昭和55年10月1日以後に到来する場合において、契約を更新するときに3年程度の短期賃貸借として更新した場合の取扱い

法第18条第1項第3号のかつこ書後段に、「期間の満了前にその期間を変更したもので、その変更をした時以後の期間が10年未満であるものを除く。」と規定されており、期間の満了前にその期間を変更したものには、賃貸借の期間を変更してその期間を延長したものはもちろん、その期間を短縮したものも含まれる。

したがって、この場合、その変更をしたとき以後の期間が10年未満であるため、法第18条第1項第3号に規定する10年以上の定期賃貸借に該当しない。

(3) 農地等の賃貸借契約に伴う賃借権の効力

農地等の賃貸借更新については、その期間満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借をしたものとみなされる（法第17条）。賃貸借の更新があったものとみなされる場合、当該農地等についての使用収益権は賃借人にあることとなる。

ただし、「農地等の賃貸借が農地法第19条（現：第17条）により更新されたときは、以後期間の定めのない賃貸借として存続するものと解すべきである。」（最高裁判例：昭和35年7月8日最高裁二小三(オ)791号）との判例が示されていることに留意すること。

第4 法の適正確保に当たっての留意事項

(1) 市町村の農地取得については、土地収用法その他の法令による場合等、法令上適用除外に該当するものを除き許可を要すること。

なお、市町村による公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする農地の取得は、許可できないことに留意すること。

(2) 市町村土地開発公社による農地の取得は許可を要すること。

なお、市町村等の実施する公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする農地の取得は、前記第4(1)と同様許可できないことに留意すること。

(3) 農業委員会と市町村部局との役割分担の明確化

農業委員会の職員が市町村部局職員と兼務する場合は、執行機関相互の事務分担を明確にし、農業委員会本来の役割、機能が損なわれることのないよう留意すること。

(4) 農地に対する監視の強化

農地の移動・転用について、定期的に巡回点検を実施する等、違反事実の早期把握に努め、併せて、適切な是正指導を行うこと。

別記

岐阜県農地転用後の土地現況確認事務処理要綱

(主旨)

第1 農地転用許可制度の適正円滑な運用を図るため、この要綱に基づき農地転用後の土地の現況確認を行うものとする。

(農地転用許可を受けた土地の現況確認申請)

第2 農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可(以下「農地転用許可」という。)を受けた転用事業者が、当該転用の目的に係る事業の用に供するための工事等を完了したときは、土地現況確認申請書(別記33)に農地転用許可書を添えて農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

(農地転用許可に係る事業計画変更承認を受けた土地の現況確認申請)

第3 農地転用許可後の事業計画変更の承認を受けた転用事業者が、当該転用の目的に係る事業の用に供するための工事等を完了したときは、土地現況確認書に事業計画変更承認書(別記44)を添えて農業委員会(法第4条に基づき指定を受けた指定市町村及び転用面積4ha以下の事案に係る「岐阜県事務処理の特例に関する条例」(平成12年岐阜県条例第4号)により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会を除く。以下同じ。)に提出し、その確認を受けるものとする。

(農地法の適用を受けない土地の現況確認申請)

第4 法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でない土地(第2及び第3に該当し確認を受けることを要する土地を除く。)の所有者は、土地現況確認申請書(別記67)に位置図、字絵図、施設等の配置図、登記事項証明書及び農地又は採草放牧地でなくなったことを証する書類を添えて農業委員会を経由して、知事(農林事務所長が専決処理するものとする。)に提出し、その確認を受けるものとする。

なお、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第4の(3)のアの規定に基づき農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとして、同ウの規定に基づき対象地が農地に該当しない旨の判断を行うことが相当である場合を除くものとする。

(農地転用許可書等を添付できない場合の土地現況確認申請)

第5 第2及び第3に該当する場合であって、やむを得ない事情により農地転用に係る許可書又は承認書を添付できないときは、土地現況確認申請書(別記66)を農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

(土地現況確認の基準)

第6 農業委員会又は知事は、第2から第5までにより土地現況確認申請書(別記66・別記67)の提出があったときは、申請地について現地調査し、別表に定める基準(以下「確認基準」という。)に適合するかどうかを確認するものとする。

(土地現況確認書の交付)

第7 農業委員会又は知事は、確認基準に適合することを確認したときは、土地現況確認書を申請者に交付するものとする。

(土地現況確認基準に適合しない場合の措置)

第8 農業委員会又は知事は、確認基準に適合しないことを確認したときは、当該申請を却下するとともに別表に定める措置をとるものとし、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利害を衡量して特に法第51条による処分及び命令を要すると農業委員会が認めるときは、「農地

法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付、21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の第4の6の(1))による違反転用事案報告書(別記27)を農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

(地目変更等の登記申請における土地現況確認書の提出)

第9 不動産登記法(平成16年法律第123号)による農地から農地以外への地目変更又は更正の土地の表示に関する登記を申請する場合には、この要綱により交付する土地現況確認書を提出するよう地域住民に周知を図り指導するものとする。

(土地現況確認書の提出部数)

第10 土地現況確認申請書にあっては、正副2部提出するよう指導するものとする。

(補則)

- 1 この要綱は、平成30年2月28日から施行する。
- 2 農地法施行前における農地法の規定に相当する旧法令の規定に基づく処分、行為等は、農地法の規定に基づく処分、行為等とみなすものとする。

(別表)

土地現況 確認区分	確 認 基 準	確認基準に適合しないことを確認したときの措置
1 農地転用 許可関係	農地転用許可にかかる転用事業計画に従って工事等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実であると認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。	<p>(1) 農地転用許可を受けた転用事業計画者と転用事業者が異なるとき（ただし、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域以外の区域においては、転用事業者がその者の配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族である場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。</p> <p>(2) 農地転用許可に係る転用目的が異なるときは、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。</p> <p>(3) 施設等の配置、構造等が異なるとき（ただし、転用面積、用排水、被害防除その他の観点から施設等の配置、構造等を改善させる必要がある場合以外の場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続をとるよう指示するものとする。</p>
2 農地転用 許可に係 る事業計 画変更承 認関係	農地転用許可後の事業計画変更承認にかかる転用事業計画に従って工事等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実であると認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。	
3 農地法不 適用関係	<p>農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域」以外の土地で登記簿上の地目が田、畑、牧場となっているものについて、次のいずれかの要件を満たすとき。</p> <p>ただし、現況が宅地であるものについては、家屋登記簿謄本、課税証明その他農業委員会以外の公的機関が発行する証明書等により現況が農地又は採草放牧地でなくなった事実及びその時期について証明できる場合に限る。</p> <p>(1) 現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年を経過しているものであること。</p> <p>(2) 災害により農地又は採草放牧地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地又は採草放牧地として復旧することが困難であること。</p>	

15 【県通知】農地転用後の土地の現況確認の実施について

(昭和49年6月13日付け農政第371号岐阜地方法務局長あて岐阜県農政部長通知)

農地法の厳正円滑な運用を図るため、このたび農業委員会その他の関係機関に対して、農地転用関係事務の取扱いについて別添（写し）のとおり通知しましたが、これらの措置のうち特に農地転用後の土地の現況確認の実施については、その実行性を確保するため下記事項について貴管下各登記官の格別の御配慮を賜りたくお願いします。

記

- 1 農業委員会は、農地転用許可（農地転用事業計画変更承認を含む。）後、当該許可等に係る転用の目的を達成した者の申請に基づき、現地について調査し、土地現況確認書を交付することとしたこと。
- 2 県、農業委員会その他の関係機関は、地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に当たっては、土地現況確認書を添付するよう地域住民に対して周知をはかり指導することとしたこと。
- 3 土地現況確認書が添付されない地目変更に係る土地の表示に関する登記申請があった場合には、その土地の地目の認定についてあらかじめ農業委員会と協議願いたいこと。
- 4 農地法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認については、従来「現況農地でないものの証明」により処理してきたが、このたびの土地現況確認制度の一環としての様式、手続等を整備することとしたこと。

16 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて

(昭和56年 8月28日・56構改B第1345号農林水産省構造改善局長通知)
最終改正：平成28年 3月・27農振第2452号

不動産登記法による地目認定と農地法の統制規定との相互の運用の円滑化を図るための調整措置については、これまで「登記官吏が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和38年 7月 8日付け38農地第2708号（農）、農林省農地局長通達）及び「登記官が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和49年 2月 9日付け49構改B第250号、農林省構造改善局長通達）により運用してきたところであるが、最近一部の地域において、農地につき農地法の許可なく転用し、登記簿上の地目を農地以外の地目に変更登記した上譲渡する等の事態が生じている。

このような事態は、優良農用地を確保し、良好な農業環境を保持することを目的とする転用規制等農地法の励行確保を期する上で看過することができないものであり、その未然防止を図るためには、基本的には農地担当部局等において、不断に農地事情の迅速的確な把握に努めるとともに、適切な是正措置を適時に講じていく必要があることは当然である。しかし、違法な転用行為の防止や適時の是正措置の実施等転用規制の厳正な執行に万全を期するためには、併せて不動産登記制度と農地制度との相互の運用の整合性を可能な限り確保していくことが肝要であり、このため、法務省民事局長と登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請があった場合の取扱いについて協議を行ってきたところである。

その結果、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記の取扱いに関し、登記官は、地目変更登記申請に農地法の転用許可証等又は都道府県知事若しくは農業委員会の農地に該当しない旨の証明書が添付されていないものについては、必ず農業委員会に農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等について照会するとともに、農業委員会の回答をまわって登記事案の処理が行われることとなった。また、違法転用に係る事案で、都道府県知事が農地の状態に回復すべき旨の命令（以下「原状回復命令」という。）を発する見込みであるものについては、登記官は、原状回復命令が発せられるまで登記事案の処理を更に留保し、原状回復命令が発せられたときは登記申請を却下することとされ、別添（「登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目への変更の登記申請があった場合の取扱いについて」昭和56年 8月28日付け法務省民三第5402号法務省民事局長通知。添付省略。）のとおり法務省民事局長より通達されたところである。

については、登記官からの照会に係る事務の処理についてその取扱いを下記のとおり定めたので、これが処理に当たっては迅速に対処し、登記官に対する回答期限の厳守については特に配慮し、遺憾なきを期するとともに、登記官からの照会により違法転用の事実又はその可能性が明らかになった事案については、適時適切に違法行為の防止又は是正のための措置が講じられるよう措置されたい。

なお、「登記官吏が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和38年 7月 8日付け38農地第2708号（農）、農林省農地局長通達）及び「登記官が地目を認定する場合における農地法との関連について」（昭和49年 2月 9日付け49構改B第250号、農林省構造改善局長通達）は、廃止する。

おって、貴管下農業委員会に対しては、貴職からこの旨通達されたい。

記

1 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、登記官から標記照会を受けたときは、照会に係る土地について農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出及び同法第4条第8項又は第5条第4項の協議を含む。以下「転用許可」という。）を受けているか否かを確認し、更に転用許可を受けていない事案については転用許可を要しないものであるか否かを確認するとともに、原則として農業委員又は農地利用最適化推進委員3人以上と農業委員会事務局職員により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認するものとする。この場合において、転用許可を要しない事案には、転用許可の適用が除外されているもののほか、災害によって農地以外の土地に転換しているもの等が含まれるので、留意するものとする。

- (2) 農業委員会は、(1)の調査の結果、転用許可を要する事案で、かつ、転用許可を受けないで農地転用行為が行われているものがあつた場合には、直ちに当該事案について都道府県農地担当部局（農地法第4条第1項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定市町村の農地担当部局。以下「都道府県等農地担当部局」という。）に報告し、原状回復命令を発する予定があるか否かについて適宜の方法により同部局に確認するものとする。
- (3) 農業委員会は、登記官が標記照会をした日から2週間以内に、別紙様式第1号により登記官に回答するものとする。
- (4) 農業委員会は、(3)により近く原状回復命令が発せられる見込みである旨の回答をした事案について次の事項を確認したときは、速やかに別紙様式第2号又は第3号により登記官に通知するものとする。この場合において、当該通知は(3)の回答の日から2週間以内に行うものとする。
- ア 都道府県知事又は指定市町村の長が原状回復命令を発したとき
- イ 原状回復命令を発する見込みがなくなったとき
- (5) 農業委員会の総会又は部会の開催の都合等により農業委員会が(2)の報告、(3)の回答又は(4)の通知を適時に行うことができないときは、農業委員会事務局長が(2)の報告若しくは(4)の通知をし、又は(3)の回答に代わる調査結果の報告をするものとする。
- (6) 農業委員会は、(3)又は(4)による回答又は通知の期限が差し迫っている事案については、適宜の方法によりあらかじめ登記官と連絡調整し、事案の適確な処理が図られるよう努めるものとする。

2 都道府県等農地担当部局の処理

- (1) 都道府県等農地担当部局は、1の(2)により農業委員会から報告を受けたときは、遅滞なく現地調査を行い、原状回復命令を発する予定があるか否かについて、適宜の方法により農業委員会に通知するものとする。
- (2) 都道府県等農地担当部局は、農業委員会が1の(3)又は(4)による登記官への回答又は通知をそれぞれ所定の期限内に行い得るよう、事務処理の迅速化に努めるものとする。
- (3) 都道府県等農地担当部局は、農業委員会の回答に係る農地の地目の認定に疑義が生じた場合において、法務局又は地方法務局から協議を受けたときは、農業委員会から当該協議に係る地目の認定の経緯、認定の理由等を聴取するとともに、現地調査をした上、法務局又は地方法務局と協議し、その結果を農業委員会に通知するものとする。

3 その他

- (1) 農業委員会及び都道府県等農地担当部局は、1の(3)又は(4)の回答又は通知がそれぞれ所定の期限内に行われない場合には、登記官は照会に係る事案の登記申請を処理することになることに留意し、照会に係る事務の迅速かつ適正な処理に努めるものとする。
- なお、農業委員会又は都道府県等農地担当部局は、農地を違法転用し、あるいは違法転用に係る農地の登記簿上の地目を農地以外の地目に変更している事案については、既に第三者に譲渡されているものを含め、その実態に即し、その所有者又は行為者等に対し、土盛その他の転用行為の中止、原状回復等の勧告を行い、現状に回復されたときは登記簿上の地目の農地への変更登記申請等の指導を行うものとし、当該勧告及び指導に従わない者に対しては、農地法第51条第1項の規定に基づく措置命令を発する等の措置を講じ、更に当該命令等に従わない者については行政代執行の検討及び捜査機関に対する農地法違反の告発を行うことを考慮する等により農地法の厳正な励行確保を期するものとする。
- (2) 農業委員会及び都道府県等農地担当部局は、1の(2)並びに2の(1)及び(2)により事務の処理をすることが農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の第4の6に定める事務処理手続と異なる場合には、事務処理の迅速化を図る観点からこの通知の定めるところにより処理することとし、原状回復命令を発するに際しての書面による農業委員会に対する意見の聴取を省略して差し支えない。

様式第 1 号

地目変更登記に係る照会に対する照会書（又は調査結果）

年 月 日

〇〇〇登記官 殿

〇〇〇農業委員会会長（〇〇〇農業委員会事務局長）

年 月 日付け第 号をもって（当農業委員会に）照会のあった件につき、
下記のとおり回答（調査結果を報告）します。

記

1 現地調査年月日	年 月 日						
2 土地の表示 と現況地目	所 在	地 番	登記簿 地 目	面 積 (㎡)	土地所有者の氏名・住所		現況地目
					氏 名	住 所	
3 転用許可等 の有無と その内容	有	許可等年月日		許可条項	転用目的	許可等を受けた者の氏名・住所	
		年 月 日		農地法第 条			
	無	該 当 に ○	許可を得ることが必要であるが許可を得ていない				
		許可を得る必要がない案件である					
4 都道府県 からの 指示事項	該 当 に ○	原状回復命令を行わない					
		近く原状回復命令を行う					
5 その他 参 考	都 市 計 画 法 関 係			農 振 法 関 係		そ の 他	
	線引都市計画		未線引都市計画		農振地域内		農 振 地域外
	市街化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	用途地域	用 途 地域外	農用地 区域内	農用地 区域外	

記載注意

- (1) 2の「現況」欄は「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは4の欄の記入は行わない。
- (2) 3の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の氏名・住所」欄の記入は、権利の設定、移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。
- (3) 4の「原状回復命令」は、対象土地を農地の状態に回復すべきことを命ずるものをいう。また、4の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。
- (4) 5の欄は、該当箇所に○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。

原状回復命令措置の通知書

年 月 日

〇〇〇登記官 殿

〇〇〇農業委員会会長（〇〇〇農業委員会事務局長）

貴職からの 年 月 日付け照会に対する、 年 月 日付け回答

〔 農業委員会事務局長が調査結果を提出
調査結果を提出 〕した下記土地については、別添「処分書」（又は「命

令書」）写しのとおり、原状回復命令が発せられたので通知します。

記

土地の表示 〇〇〇〇〇

（注）

- (1) 別添「処分書」（又は「命令書」）写しには、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙1の第4の6の(1)のイの(ウ)の規定により送付された書面（様式例第4号の13又は第4号の14）の写しを添付するものとする。
- (2) 通知の記の1の(3)の回答を同(5)により農業委員会事務局長が行ったものについて、農業委員会会長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「農業委員会事務局長が調査結果を提出」と、農業委員会事務局長がこの通知を行う場合には「回答」に代えて「調査結果を提出」と記載する。

農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書

年 月 日

〇〇〇登記官 殿

〇〇〇農業委員会会長（〇〇〇農業委員会事務局長）

貴職からの 年 月 日付け照会があり、 年 月 日付け回答

〔 農業委員会事務局長が調査結果を提出
調査結果を提出 〕 した下記土地については、

のための原状回復命令を行わないこととされたので通知します。

記

土地の表示 〇〇〇〇〇

(注)

- (1) 「農業委員会事務局長が調査結果を提出」又は「調査結果を提出」と記載する場合とは、様式第2号の(注)の(2)のとおりである。
- (2) 空欄には、原状回復命令を行わないこととされた理由を記載することとするが、その例としては、①違法転用者の弁明内容を容認した。②勧告指導段階で原状回復が行われた。等が考えられる。

17 農地における砂利の採取の取扱いについて

(昭和44年1月9日付け44農地B第30号地方農政局長あて農林省農林事務次官通知)

このことについては、「農地における砂利採取の取扱いについての覚書」(昭和42年7月15日付け42化局第353号、42農地B第2365号(農)通商産業省化学工業局長、農林省農地局長)に基づき、旧砂利採取法(昭和31年法律第1号)および農地法(昭和27年法律第229号)の運用が行なわれてきたところであるが、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「新法」という。)の施行に伴い、このたび同覚書に代えてあらたに農地局長と通商産業省化学工業局長との間で別添写しのとおり覚書を交換させるとともに、これにあわせて、下記事項についても、新法の制度に際して交換された覚書(「砂利採取法制定に関する覚書」(昭和43年3月27日付け43農地A第592号、43化第351号、建設省河政第29号、農林省農地局長、通商産業省化学工業局長、建設省河川局長))において関係省間で確認をしたので、ご了知のうえ、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、「農地における砂利採取の取扱いについて」(昭和42年7月18日付け42農地B第2364号(農)農林事務次官通達)は廃止する。

おって、このことについては、管下各都道府県知事に対し貴職から通達されたい。

以上、命により通達する。

記

- 1 新法第16条に定義する河川区域等以外の区域において都道府県知事が同条の採取計画の認可、第20条第1項の採取計画の変更の認可または第22条の変更命令(以下この項において「認可等」という。)をする場合において、当該認可等に係る砂利の採取が農業に影響を及ぼすおそれがあるとき(砂利採取場が農地または農業用施設と接している場合等)には、当該認可等を行なう都道府県の砂利担当部局は、農地担当部局に協議するものとする。
- 2 新法第23条第1項の「必要な措置」には、砂利の採取跡の埋めもどしが含まれるものとする。
- 3 新法第23条第2項の「第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者」には、新法第21条の規定に違反して砂利の採取を行ない、新法第23条第2項の命令をすべきときにはすでに砂利採取業を廃止している者が含まれるものとする。
- 4 通産省は、砂利の採取に伴う跡地の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置(以下「埋めもどし等」という。)が行なわれない場合において、採取者が不確知であり、かつ、そのまま放置すれば災害の発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、自から埋めもどし等を行なうよう指導するものとする。

(別添)

農地における砂利の採取の取扱いについての覚書

(昭和44年1月9日43化第1942号、44農地B第30号通商産業省化学工業局長、農林省農地局長)

※下線部は編者において補足

砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に伴い、砂利採取法に基づく採取計画の認可等と農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用の許可等との調整を図るため、農地における砂利の採取の取扱いに関し、下記事項について相互に了解し、覚書を交換する。

記

1 用語の定義

- (1) この覚書において、「農地」とは、農地法第4条、第5条または第73条（覚書交換後の農地法改正（平成21年改正）により、現在、第73条の規定（売り渡した土地等の処分の制限）に相当する規定は存在しない。以下同じ。）の規定により転用（そのための権利の設定または移転を含む。以下同じ。）が制限される土地をいう。
- (2) この覚書において「認可権者」とは、砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の権限を有する者（同条の河川管理者を除く。）をいう。
- (3) この覚書において「許可権者」とは、農地法第4条、第5条または第73条の規定による農地の転用の許可の権限を有する者をいう。

2 土地改良事業と砂利の採取との調整

認可権者および許可権者は、土地改良法に基づく土地改良事業が施行された地域または同事業が現に施行され、もしくはその施行が計画されている地域における砂利の採取については、農地の維持、改良または造成と砂利資源の合理的な開発との調整をとくに十分に行なうこととし、相協力して砂利採取業者に対する必要な指導をするものとする。

3 許認可の際に配慮すべき事項

許可権者は、砂利の採取に係る農地の転用の許可に当たっては、その許可基準として農地転用許可基準（昭和34年10月27日付け農地第3353号（農）農林事務次官通達）によるほか、次によるものとし、認可権者は、採取計画の認可に当たっては、その砂利採取場に農地が含まれているときは、その許可基準を十分配慮するものとする。

- (1) 砂利採取業者が砂利の採取のため農地について取得する権利は、特別の事情がある場合を除き、所有権以外のものであること。
- (2) 砂利の採取後は、砂利採取業者において直ちに採取跡の埋めもどしおよび廃土の処理を行ない、特別の事情がある場合を除き、農地として復元することが確実であること。
- (3) 砂利の採取期間（埋めもどしの期間を含む。）は、特別の事情がある場合を除き、1年（覚書交換当時のもの。砂利採取法が自治事務であることを踏まえ、当県における陸砂利の認可期間は、採取跡地作業を含め1年6ヵ月以内とされている。ただし、当該採取計画の実施について岐阜県砂利協同組合の保証がなされているなど、確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合には、当分の間、認可期間は採取跡地作業を含め2年以内とすることができるものとされている。）以内であること。

4 砂利採取跡の埋めもどし

認可権者は、農地に係る砂利採取場について砂利採取法第23条第1項または第2項の規定に基づき採取跡の埋めもどしを命ずる場合には、特別の事情がある場合を除き、許可権者の協力を得てその埋めもどし後の土地が農地として利用し得る適切なものとなるよう砂利採取業者を指導するものとする。

5 連絡または調整

認可権者または許可権者は、次の(1)に掲げる処分をしようとする場合において、当該処分に係

る砂利採取場またはその予定地の区域に農地が含まれているときは、(2)に掲げる手続きにより相互に連絡または調整を図るものとする。

(1) 連絡または調整を要する処分

- ア 砂利採取法第16条または第20条第1項の認可
- イ 砂利採取法第22条または第23条の命令
- ウ 砂利採取法第26条の認可の取消しまたは採取の停止の命令
- エ 農地法第4条、第5条または第73条の許可
- オ エの許可の取消し

(2) 連絡または調整の手続き

- ア 認可権者または許可権者は、(1)のアまたはエの処分をしようとするときは、あらかじめ申請書の写しを添えて相互に連絡し、可及的すみやかに、十分に調整を図ったうえで認可または許可することとする。この場合に、これらの処分は、同時に行なうものとする。
- イ 認可権者または許可権者は、(1)のイ、ウまたはオの処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分の内容ならびに当該処分をする理由および時期を相互に連絡するものとし、当該処分後においてもその後の経過について連絡するものとする。

6 その他の連絡調整

- (1) 認可権者は、砂利採取法第12条第1項の処分をしたときまたは同法第36条第2項の通報を受けたときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。
- (2) 認可権者は、砂利採取業者から砂利採取法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出があった場合において、当該届出に係る砂利採取場に農地が含まれているときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。
- (3) 認可権者または許可権者は、砂利採取法または農地法の規定に違反して砂利の採取を行なっている事例（認可または許可の条件に違反している場合を含む。）を知った場合において、当該事例に係る砂利採取場が農地に係るものであるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする。

18 施設園芸用地等の取扱いについて

(平成14年4月1日付け13経営第6953号あて地方農政局生産経営部長あて経営局構造改善課長回答)

神奈川県環境農政部長から別添1の照会があり、別添2のとおり回答したので、お知らせします。
なお、貴局管内都府県に貴職から周知をお願いします。

別添1

施設園芸用地等の取扱いについて（照会）

(平成14年3月13日農地第581号神奈川県環境農政部長から農林水産省経営局構造改善課長あて)

最近、県下各地において、農地に温室等を設置し、花き、野菜等の作物が盛んに栽培されています。これらの中には直接地面を耕作しない栽培形態も多数採り入れられ、これらの用地や栽培に必要な設備を設置する用地の取扱いについて、租税特別措置法に規定する相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に関連し、農地法上の農地の判断につき下記事項に疑問がありますので、御教示願います。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地農地をコンクリートで地固めする等の形質変更を加えることなく、次に掲げる利用形態により、農作物の栽培の用に供されている場合には、引き続き農地として取り扱ってよろしいか。
 - ① 農地に鉢、ポット等を置くための棚等を設置し、農作物を栽培する場合
 - ② 農地をシート等で被覆し、農作物を栽培する場合

- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地
その農地における農作業上必要な通路及び進入路、堆肥・養土置き場、温室等における栽培に必要なボイラー、重油タンク、液肥調整用タンク等を設置する場合（これらの設置に必要な舗装が施されている場合を含む）については、当該土地全体を農地として取り扱ってよろしいか。

別添 2

施設園芸用地等の取扱いについて（回答）

（平成14年 4月 1日13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長から神奈川県環境農政部長あて）
平成14年 3月13日付け農地第581号をもって照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地（別紙1参照）

農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

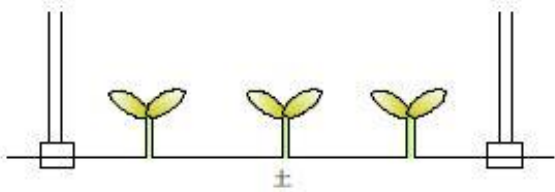
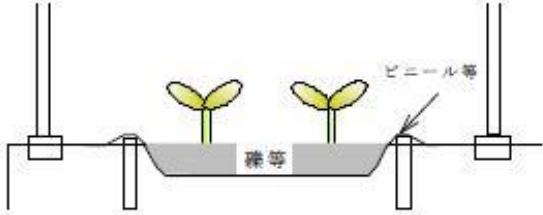
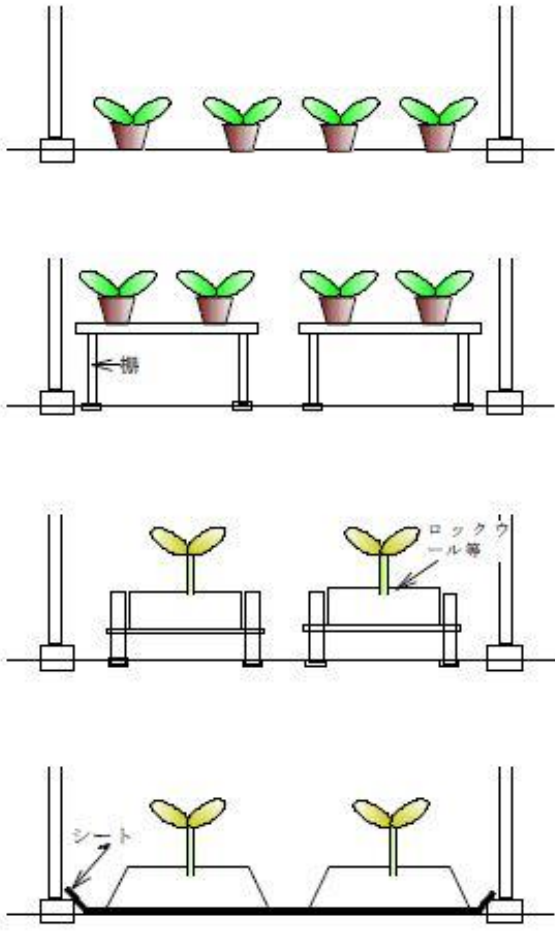
なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。（ただし、2に該当するものを除く。）

- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地（別紙2参照）

その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用または取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地として取り扱って差し支えない。

(別紙1)

1 農地にあたるもの

説 明	概 念 図
<p>(例) ア 温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合</p>	
<p>イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培している場合</p>	
<p>ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）</p>	

(別紙2)

1 その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等
(全体を農地として取り扱うもの)

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路</p> <p>イ その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置き場</p> <p>ウ 温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所</p> <p>注：当該部分がその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠のものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの</p>	<p>The diagram illustrates a farm layout with the following components:</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室等 (Greenhouse etc.): Three rectangular plots at the top, each containing two yellow plant icons. 農地界 (Farm boundary): A line separating the greenhouse area from the main field. 舗装通路 (Paved path): A horizontal path separating the greenhouse area from the main field. 堆肥・養土置き場 (Fertilizer/soil storage area): A circular area on the right side. 機材・設備の設置場所 (Equipment/infrastructure installation area): A rectangular area at the bottom containing: <ul style="list-style-type: none"> 液肥調整用タンク (Liquid fertilizer adjustment tank) 加温設備 (Heating equipment) 重油タンク (Heavy oil tank) 進入路 (Access road): A rectangular area at the bottom center. 道路 (Road): A horizontal line at the very bottom.

2 農地と認められない部分を含む場合

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>・農地と認められない部分</p> <p>ア その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地</p> <p>イ 事務所、倉庫、直売所等農作物の栽培に通常必要不可欠といえないもの</p> <p>ウ これらに附帯する土地</p> <p>注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。</p>	

19 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について

(平成31年3月7日付け30経営第2825号東海農政局経営・事業支援部長あて
農林水産省経営局農地政策課長通知)

農地に通路、進入路等を設置している用地部分の農地法(昭和27年法律第229号)上の取扱いについては、別添「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」(平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知。以下「通知」という。)により明確化したところですが、当該通知や2アール未満の農地に農業用施設を設置する場合における農地転用許可制度の運用においては、

- ① 温室に道路からの進入路を設置し、その用地部分をコンクリートで舗装した事例において、当該進入路が農作物の栽培に必要不可欠なものであり、かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないものであっても、コンクリート張りであることをもって、進入路の用地部分を一律に農地として取り扱わない(農地転用として取り扱う)、
- ② 農地に駐車場、トイレ、更衣室等を設置する場合において、当該施設が耕作の事業に必要な不可欠なものであり、かつ、2アール未満の農地を転用して設置されるものであっても、一律に農地転用許可を求めている

といった事例が見受けられました。

このような取扱いは適切ではないことから、通知の運用に当たって、下記の点に留意するよう、貴局管内の県及び市町村に対して、貴職から周知願います。

記

1 農地に附帯設備を設置した土地の全体を農地法上の農地として取り扱う場合の留意点(通知の記の2)

農地にコンクリート等で舗装した通路、進入路、機械・設備等を設置する場合であっても、

- ① 当該用地部分が、当該農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、
- ② その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないかにより、当該用地部分も含めた土地全体を農地法上の農地として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であること。

なお、当該用地部分を農地として取り扱うか否かの判断において、コンクリート等で舗装したことをもって、一律に農地として取り扱わないと判断することは適切でないこと。

2 農地転用に該当するが農地転用許可を要しない場合の留意点

農地転用許可制度上、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設(農業生産活動に必要な不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限る。)の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。

この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれることを、「「農地法の運用について」の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知)の一部改正(平成30年11月20日から適用)により明確化したことから、その取扱いに留意すること。

20 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

(平成28年3月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知)

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成28年4月1日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第2種農地(周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。)又は第3種農地(「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1の(1)のオ及びカの第2種農地又は第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。以下同じ。)において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法(昭和27年法律第229号)の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第4の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いいたします。

併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成24年3月28日付け23農振第2508号農林水産省農村振興局長通知)は、廃止します。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いいたします。

記

1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて

(1) 農地の法面又は畦畔(以下「法面等」という。)は、作付けを行う田面又は畑面(以下「本地」という。)の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。

したがって、法面等に太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。)を設置する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

(2) 許可権者(転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村(農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の長をいう。以下同じ。)は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。)及び運用通知の定めによるものなのか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。

エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地(当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。)に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。

オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが

ないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと

カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

2 転用期間が満了する場合に、あらためて1の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘案し、総合的に判断するものとする。

3 一時転用許可の条件等

(1) 法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第4条第7項又は第5条第3項において準用する農地法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。）の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。

イ 法面等の状況を、毎年報告すること。

ウ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

(2) 太陽光発電設備について、農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることがあります。

4 許可申請

太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設計図
- (2) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書
- (3) 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

5 報告

(1) 太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が属する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。

- (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

6 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導

- (1) 許可権者は、処理要領4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

7 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。
- (2) 太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。
- (3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日影が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。

21 営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて

(平成25年3月31日付け24経営第3797号農林水産省経営局農地政策課長通知)

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け24農振第2657号農村振興局長通知)が施行されたところであるが、同通知一(1)の営農型発電設備に係る農地法第3条第1項の許可の取扱いについては下記のとおりとする。貴局管内都府県に対して貴職から周知願いたい。

記

- 1 農地の所有者等以外の者が許可申請する場合には、許可申請者に対しては、農地法第3条第1項の許可(以下「3条許可」とする。)に係る申請と法第5条第1項の許可(以下「5条許可」とする。)に係る申請を同時に行うことを指導すること。
- 2 農業委員会は、5条許可申請書の記載事項等につき検討して意見書を作成する際に、併せて3条許可申請について判断すること。
この際、5条許可がされない場合には、3条許可は行わないこと。
- 3 農業委員会は、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。

22 FIT 制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る事業実施の確実性の確保に向けた取組について

(令和5年7月28日付け農村第541号各市町村長・各市町村農業委員会会長あて
岐阜県農政部農村振興課長通知)

このことについて、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長から周知依頼があったので、御了知願うとともに、制度の適切かつ円滑な運用をお願いします。

また、FIT制度を活用した営農型太陽光発電施設に係る農地の一時転用許可申請の事務処理は、農地事務の手引（第5版）第5の7及び平成30年2月28日付け農村第1189号岐阜県農政部長通知「農地法の適切な運用に係る留意事項等について」第2の9(2)イに基づき行ってください。

さらに、申請者が過去に違反した事実があるなど、転用事業の確実性に疑義がある場合は、FIT認定の進捗状況を申請者に確認するなど行ってください。

なお、農業委員会におかれては、農地の一時転用許可申請書の受け付け時に、申請者に対して、事業計画認定申請書の写しを速やかに提出するよう求めてください。

○FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る事業実施の確実性の確保に向けた取組について

(令和5年7月21日付け5農振第1243号岐阜県農政担当部長あて
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)

平素より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、低圧太陽光発電（10-50kw）のFIT認定につきましては、令和2年度から地域活用要件が設けられましたが、営農型太陽光発電については特例が措置されているところです（（注）参照）。

この場合において、FIT認定後3年以内に農地法（昭和27年法律第229号）による一時転用許可を得ることを条件に、FIT認定を受けられるという運用を可能としているところですが、経済産業省が、令和2年度にFIT認定を受けた事案について調査を行ったところ、事業者が事業実施の確実性の検討を十分に行わないままFIT認定を受け、一時転用許可の手続を進めることなく放置している事案が多数存在していることが明らかになりました。

このような状況は、新規の電力系統の確保に支障を生じるものであることから、経済産業省と協議を行い、FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る一時転用許可申請について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知ください。

また、貴管下の市町村農業委員会に周知いただきますようお願いいたします。

(注) FIT制度における地域活用要件の概要及び営農型太陽光発電の特例

低圧太陽光発電（10-50kw）のFIT認定については、

- ① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること
- ② 災害時に自立運転を行い給電用コンセントを一般の用に供すること

の要件を満たす必要。

営農型太陽光発電（一時転用許可期間が3年間を超えるもの）については、自家消費（上記

- ①）を行わない案件であっても、災害時活用（上記②）を条件に、FIT制度の対象として位置付け。

記

令和5年2月8日に開催された経済産業省調達価格等算定委員会において取りまとめられた「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」において、FIT認定事業の事業実施の確実性を確保するため、営農型太陽光発電のためのFIT認定申請に当たっては、事業者から農地の一時転用許可申請の有無を確認することとし、具体的には、農地転用許可申請書の写しの提出を求めるとされました（別添参照）。

このため、FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電の実施のため、事業者から農地転用許可申請書の提出があった場合においては、次のように取り扱っていただくよう御配慮をお願いします。

1. 農地転用許可申請書の写しの提供

農業委員会は、事業者からの事前相談等を通じて必要な調整を行った後、当該事業者から農地の一時転用許可申請書の提出があり、これを受理した場合は、事業者からの求めに応じて、接受印が押印された当該申請書の写しを事業者に提供してください。

2. 資源エネルギー庁等からの照会への協力

FIT認定申請事業者から提出のあった農地転用許可申請書の写しについて疑義等のある際には、資源エネルギー庁等から農業委員会に照会がある場合がございますので、御協力をお願いします。

3. 許可の審査

申請書受理後の許可審査について、農業委員会及び都道府県知事等は、従来どおり、事業者からFIT認定の進捗状況や電力会社（送配電事業者）との接続契約等を確認する等、転用事業の確実性を確認しつつ行ってください。

令和5年度以降の調達価格等に関する意見（抜粋）
【令和5年2月8日 経済産業省調達価格等算定委員会】

V. 地域活用要件

1. 低圧事業用太陽光発電

(1) 地域と共生した太陽光の導入拡大に向けた方向性

- 低圧太陽光発電（10-50kW）については、自家消費型の事業実施（需給一体的な構造）により、
 - ・ 系統負荷の小さい形での事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、レジリエンス強化に寄与する
 - ・ 需給が近接した形での事業実施により、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営を進める

との考え方の下、2020年度より、以下の①②の両方をFIT認定の要件として求めている¹⁸。

① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること¹⁹

② 災害時に自立運転20を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること

- こうした要件設定により、自家消費型の太陽光発電の導入拡大が進み、地域のレジリエンス強化や太陽光の長期安定的な事業運営に一定程度、寄与したと考えられる一方で、2020年度以降の当該区分の認定量は、2020年度以前と比べると、大きく減少傾向にある。こうした中、地域と共生した太陽光の導入加速化を図っていく観点から、昨年度の本委員会においても、集合住宅の屋根設置太陽光（10-20kW）のみなし自家消費についてとりまとめたところ。

- 地域と共生した太陽光の更なる導入加速化を図っていくため、地域のレジリエンス強化や長期安定的な事業運営の確保、事業規律の確保を大前提に、要件適用の際の条件について更なる議論・検討を進めていくことも考えられる。例えば、温対法の地域脱炭素化促進事業制度に基づき、自治体の設定した促進区域内にあって、自治体の認定を受けている事業であることを確認し、長期安定的な事業運営が見込まれることを確認することも考えられるところ。

- 地域共生・地域活用を適切に担保するとの要件趣旨や温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度等の関連制度の動向、事業規律の強化に向けた議論の進捗等もふまえて、今後、こうした要件適用の際の条件に関する更なる議論・検討を進めることとした。

(2) 営農型区分の地域活用要件に関する対応

- 営農型太陽光発電（農地転用許可の期間が3年間を超えるもの）については、近隣に電力需要が存在しない可能性も鑑み、上記のとおり、「農林水産行政の分野における厳格な要件確認」を経たものとして、自家消費を行わない（上記①）案件であっても、災害時活用（上記②）を条件に、FIT制度の対象として位置付けている。

- この場合、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの指摘があることをふまえ、農地転用許可がなされることを条件にFIT認定を行った上で、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得ることを求めている。

- こうした運用の下、2020年度認定案件については、2023年度にその3年の期限を迎える中で、2022年11月時点で3,216件が農地転用許可の提出のない状況。こうした状況をふまえ、2022年11月時点で農地転用許可証を未提出の事業者（3,216件）に対して、農地転用許可証の取得状況に関する書面調査を実施した。（参考98）

【参考98】低圧営農型太陽光の認定状況、調査の主要な設問

<低圧営農型太陽光区分の認定等状況>

認定年度	認定件数	うち、農地転用許可の提出なし
2020年度	3,559件	3,216件
2021年度	4,070件	3,744件
2022年度	1,164件 ※申請件数	-

※2022年11月時点
ただし、2022年度申請件数は2022年12月時点

<主要な設問の構成>

Q. 農地転用許可証の取得・提出状況

1. 許可証を経産省に対して提出済
2. 許可証を取得済・未提出
3. 許可証を未取得（取得中・準備中）

Q. 農地転用許可証の取得に向けた進捗

1. 許可申請書を農業委員会に対して提出済
2. 許可申請書を未提出（申請準備中）
3. 許可申請書の提出予定なし（廃止届出を提出予定）

Q. 許可申請書を未提出の場合

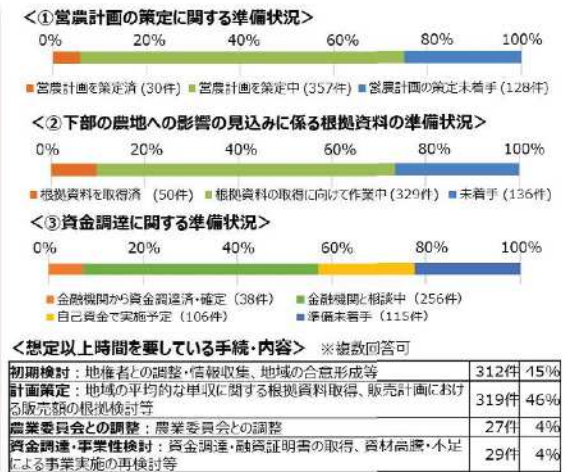
- 営農計画の策定に関する準備状況
- 資金調達に関する準備状況
- 農地への影響見込に係る根拠資料の準備状況
- 許可申請書の提出予定時期
- 許可証の取得・申請準備にあたって想定以上に時間を要している手続・内容

- 調査票を送付した3,216件のうち、673件（約2割）が回答。回答のあった673件のうち、614件（約9割）が農地一時転用許可を取得できていない（取得準備中）との状況。このうち、515件が農地転用許可申請書を農業委員会に対して未提出（申請準備中）との状況。この515件のうち、営農計画書（①）と下部の農地への影響見込に関する根拠資料（②）とともに策定・取得中又は未着手の件数が463件（約9割）。このうち、資金調達（③）についても金融機関に相談中／準備未着手の件数が332件。また、想定以上に時間を要している手続・内容については、地権者・地域との調整等や、計画策定に必要なデータ収集との回答が多く挙げられた。（参考99）

【参考99】 低圧営農型太陽光の調査結果の概要

Q. 農地一時転用許可証の取得・提出に関する状況		
1. 許可証を経産省に対して提出済	8件	1%
2. 許可証を取得済・未提出	51件	8%
3. 許可証を未取得（取得中・取得準備中）	614件	91%

Q. 農地一時転用許可証の取得に向けた進捗		
1. 許可申請書を農業委員会に対して提出済	36件	5%
2. 許可申請書を未提出（申請準備中）	515件	77%
3. 許可申請書の提出予定なし（廃止届出を提出予定）	63件	9%



- このように、今回の調査では、2020年度の営農型区分の認定案件の多くが、FIT認定後3年の期限を迎えるまで残り1年程度という中で、未だに農地転用許可の申請を行っていない等の状況にあることが明らかになった²¹。
- 引き続き、こうした営農型区分の認定案件の動向のフォローアップや農地転用許可制度の遵守徹底のための周知を関係省庁で連携して行うとともに、来年度以降の営農型区分のFIT認定にあたっては、3年以内の農地転用許可の取得の見込について、より適切に確認を行うことが必要と考えられる。
- 具体的には、今回の調査においても、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの回答があったこともふまえて、FIT認定申請時点において、管轄の農業委員会に対して提出した農地転用許可申請書の写し等の提出を求め、管轄の農業委員会に対して農地転用許可申請が既に行われていることを確認することとした。その上で、今後も、引き続きその動向をフォローアップするとともに、関係省庁で連携してこの円滑な運用・執行に向けて、自治体等に対して適切な情報提供等に努めていくこととした。

2. 陸上風力発電

- 昨年度の本委員会では、陸上風力発電の2023年度にFIP制度のみ認められる対象については、50kW以上とした上で、50kW未満については、当面は地域活用電源としてFIT制度により支援していくことをとりまとめた²²。
- 陸上風力発電（FIT利用）に適用する地域活用要件の具体内容については、昨年度の本委員会で提示した方向性のとおり、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様に、太陽光発電と比べて立地制約が大きいことをふまえ、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件を設定することとした。

3. 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電

- 昨年度の本委員会では、2024年度についても、2022年度及び2023年度と同様に、自家消費型・地域消費型／地域一体型の要件を適用し、今後の動向に注視することとした。

- 2025年度についても、同様の要件を適用することを基本としつつ、自治体の関与も含め、今後、その実態把握に努めていくこととした。

(注.)

- 18 営農型太陽光（農地転用許可の期間が3年間を超えるもの）と集合住宅の屋根設置太陽光（10-20kW）については、自家消費の要件①の特例あり。
- 19 農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象。
- 20 災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。
- 21 FIT認定後、3年以内に農地転用許可が得られない場合、認定条件を満たさないものとして、認定は取り消されるとされている。
- 22 リプレース区分については、新設と異なる扱い。

23 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

(令和6年3月28日付け5農振第3179号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知)

「農地法に係る事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）において、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。

このようなことから、転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、適切な運用に御協力いただくようお願いする。

なお、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。

また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

記

1 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

- (1) 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。
- (3) 農業委員会は、(2)の通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。
なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

2 資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

- (1) 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第4の1の(6)のウのほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。
- (2) 都道府県等は、(1)の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

(参考)

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等

24 公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取扱いについて

(昭和57年7月30日・57構改B第1075号 各都道府県知事あて農林水産省構造改善局長通知)

最終改正：平成28年3月・27農振第2452号

※下線部は編者において補足

最近、一部の地域において、地方公共団体の行う公共事業の施行に伴い農地が廃土置場として使用され、そのまま原状回復されることなく非農地として第三者に転売されるという事案があった。

この種の事案については、農地法上の農地転用許可が不要であり、また、公共事業施行者(＝地方公共団体)の行う廃土処理の結果が一時転用に係るものであるか恒久転用に係るものであるか不明であることから、その取扱いについて一部に混乱が見受けられる。

については、農地転用許可を要しない公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取扱いについてその留意すべき事項を下記のとおり定めたので、遺憾のないようにされるとともに、貴管下における関係公共事業施行者に対してもその趣旨を十分徹底されたい。

記

- 1 公共事業の施行に伴う廃土置場の選定は、農地の有効利用に支障が生じないようできるだけ農地を避けるものとする。

事業施行区域及びその周辺の地域における地形その他の自然条件や土地利用の状況、工費節減あるいは工法上の要請等諸般の状況からやむを得ず農地を選定する場合には、できるだけ優良農地を避けるとともに、一時転用を原則とし、事業終了後は速やかに農地に復旧するものとする。

この場合に、事業施行者(＝地方公共団体)は、廃土処理のための農地の借上契約書等において、農地に復旧する旨及びその時期等を明らかにしておくことが好ましい。

- 2 農地法上の農地転用許可を要しない公共事業の施行者が農地を借り上げて廃土処理を行う場合において、当該農地の状態及び農地所有者の意向、周囲の土地利用の状況、工費節減あるいは工法上の要請等諸般の状況から、廃土処理に伴いやむを得ず当該農地を恒久転用しようとするときは、次の事項について十分留意するよう指導を徹底し、廃土処理に係る農地転用の取扱いの明確化を図るものとする。

(1) 当初から恒久転用しようとする場合には、公共事業の施行者及び農地所有者は、事業着工前に、当該農地の転用許可を担当する行政部局(都道府県(指定市町村(農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項に規定する指定市町村をいう。))の区域内にあっては、指定市町村)の農地法担当部局)と調整しておくものとする。(申出書の様式は、別記60)

なお、この場合の手続は、農地転用許可申請手続に準じて行うものとする。

(2) 当初は一時転用を予定していたが事業実施の途中においてやむを得ず恒久転用に変更しようとする場合には、その時点で(1)の手続をとるものとする。

(3) 農地転用許可を担当する行政部局は、(1)又は(2)の調整を行うに当たっては、農地法第4条第6項又は第5条第2項に準拠してその可否を判断するものとする。

- 3 2による事前の調整を行っていない土地については、農業委員会等是非農地証明は行わないものとする。また、2による事前の調整を了した土地に関し農業委員会等が非農地証明を行う場合には、次の事項に配慮するよう指導を徹底するものとする。

(1) 事前に必ず現地調査を行うものとする。

(2) 事前に総会又は部会の議を経ることを原則とする。ただし、紛争の発生や違法性の疑いがなく問題のない事案については、あらかじめ専決処理のための事務処理規程を整備した上で、農業委員会事務局長等の専決により処理し得るものとする。

(3) 総会又は部会の議事録並びに非農地証明申請受付簿及び同交付簿その他の関係書類を整備し、あらかじめ定める保存期間内は必ず保存しておくものとする。

25 農地法施行規則第5条および第7条の一部改正について

(昭和45年10月7日付け45農地B第2921号都道府県知事あて農林省農地局長通知)

市町村および電気事業者に対する農地の転用規制については、「農地法施行規則の一部を改正する省令」(昭和45年9月1日付け農林省令第47号)において、それぞれ転用事業の範囲を特定しその除外措置が講じられたが、この改正は、農地転用許可基準に即して農業上の土地利用との調整が事前に講ぜられることを前提として行われたものである。

したがって、市町村に対する転用規制の除外措置については、自治省から別添1のとおり各都道府県あて通達されているが、貴職におかれても、市町村が農地等の転用をしようとする場合には、その農地等の転用が法令等に基づく土地利用区分との調和を図りつつ農地転用許可基準に即して適正に行われるように、関係機関を指導することとされたい。また、電気事業者に対する転用規制の除外措置については、通商産業省から別添2のとおり各電気事業者あてに通達されており、事前に電気事業者が地方農政局および都道府県に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとされているので、この説明を受けたときは、地方農政局長および都道府県知事は市町村、農業委員会、土地改良事業施行者等関係者と密接な連絡をとり、電気事業者に対し適宜、適切な措置を与え十分調整を行うこととし、遺憾のないようにされたい。

なお、配電用の電気工作物または送電線架設用装置を設置するために農地を転用する場合には、かならずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではないが、農業上の土地利用につき不都合が生じることのないよう合わせて関係者をご指導願いたい。

別添1

農地法の一部を改正する法律の施行について

昭和45年9月29日付け自治行発第61号
自治省行政局行政課長から都道府県総務部長あて

この度農地法の一部を改正する法律(昭和45年法律第56号)が関係法令とともに昭和45年10月1日から施行されることとなった。

今回の改正のうち、地方公共団体に関する主な事項は、おおむね下記のとおりであるが、このうち特に(5)の改正については、市町村の建設に関する基本構想、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画、都市計画法による都市計画、その他土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適正かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として措置されたものである。したがって、改正後も許可を要することとされている住宅、工場等の敷地に供するため農地の転用等をしようとする場合はもちろん、許可を要しない農地の転用等をしようとする場合においても、この趣旨のもとに適正な運用がなされるよう配意されるとともに、管下市町村に対してもこの趣旨を十分周知徹底のうえ適正なご指導方願います。

記

(1)～(4) 略

(5) 市町村が農地を転用しまたは農地もしくは採草放牧地を転用するために権利を取得しようとする場合において農地法第4条または第5条の許可を要しない範囲は、従来道路、河川、堤防、水道又はため池の敷地に供する場合に限られていたが、今回の改正により広く公用、公共用の施設(土地収用法第3条各号に掲げる施設。ただし、同条第30号に掲げる施設を除く。)の敷地に供する場合に拡大されたこと(同規則5・10、7・6)。

(6)、(7) 略

別添 2

電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

昭和45年9月22日付け45公局第520号
通商産業省公益事業局長から電気事業者あて

上記の件について昭和45年9月1日をもって農地法施行規則の一部が別添のとおり改正され、(施行は同年10月1日) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置にかかる農地法第4条および第5条の農地転用の許可は要しないこととなった。

この改正は、電気事業者と農林大臣または都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を充分に行うよう当局が電気事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に送電用の電気工作物に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

- 1 電気事業者は、送電用の電気工作物の設置にかかる用地取得前に、別紙に定める事業計画書(別記67)により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は2ヘクタールをこえる農地を当該事業計画地に含む場合にあっては都道府県農地担当部局長および地方農政局長に説明を行い、送電用の電気工作物の設置と土地改良事業等農業関係公共事業および農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 電気事業者は送電用の電気工作物の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 送電線架設に際し、架設用装置(ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチおよびワイヤー捲取機)を設置するため農地転用を行った場合には、送電線架設後速やかに当該敷地を原状に復帰させること。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
電気事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要

- (1) 所在（送電線路にあっては経過する市町村名を記載）
- (2) 面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ha	ha	ha	ha	ha	ha

5 計画に関する農業関係公共事業（事業毎に記載）

- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他
(開拓事業にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日)

6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

26 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

(平成17年8月1日付け農林水産省農村振興局農村政策課利用計画係事務連絡)

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用については、事前に認定電気通信事業者が、別添通達等(※)による指導に基づき、都道府県又は4ヘクタールを超える農地転用の場合は都道府県及び地方農政局等に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとしております。都道府県又は地方農政局等の農地転用担当者においては、認定電気通信事業者から当該事業計画の説明を受けたときは、農業委員会、土地改良事業施行者等と密接な連絡をとり、当該認定電気通信事業者に対して適宜、適切な指示を与え、十分調整を行うよう対応方よろしくお願いします。

なお、中継施設以外の施設については、必ずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではありませんが、農業上の土地利用につき不都合が生じることがないように併せて関係者を指導するよう対応方よろしくお願いします。

※ 「電気通信事業の登録等に係る電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の運用方針について」(平成16年6月2日付け総基事第78号総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長データ通信課長通達)第4の2の(2)及び「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)

○ 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

平成16年6月2日付け事務連絡
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長から
各総合通信局情報通信部電気通信事業課長、
沖縄総合通信事務所情報通信課長あて

標記の件については、従前より第一種電気通信事業の許可の際に周知徹底を図ってきたところですが、平成16年4月1日をもって電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の一部が改正され、第一種電気通信事業、第二種電気通信事業の事業区分が廃止されるとともに、新たに公益事業特権の付与に係る認定制度が創設されるといった制度の見直しがなされたことから、今後、電気通信事業法第117条第1項の規定に基づき新たに認定をした場合には、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別添

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、平成16年4月1日をもって農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正され、同日付けで施行された。これにより、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととなった。

この改正は、認定電気通信事業者と農林水産大臣又は都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるため、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書（**別記67**）により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は4ヘクタールを超える農地を当該事業計画地を含む場合には都道府県農地担当部局長及び所管地方農政局長（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長。沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則第5条第22号及び第7条第16号において使用する用語は、次のとおりであること。
 - (1) 「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
 - (2) 「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。
 - (3) 「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。
- 4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事の許可（4ヘクタールを超える農地が含まれる場合には農林水産大臣の許可）を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要

- (1) 所在（線路にあつては経過する市町村名を記載）
- (2) 面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ha	ha	ha	ha	ha	ha

5 計画に関する農業関係公共事業（事業ごとに記載）

- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他（開拓事業にあつては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日）

6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

27 ガス事業者がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するため行う農地転用の取扱いについて

(平成29年3月31日付け28農振第2368号農林水産省農村振興局長通知)

これまで、ガス事業者が整備するガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供する場合の農地転用の取扱いについては、「一般ガス事業者等がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するため行う農地転用の取扱いについて」(平成26年1月10日付け25農振第1811号農林水産省農村振興局長通知。以下「旧通知」という。)により、その適正化を図ってきたところです。

今般、電気事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第47号)によるガス事業法(昭和29年法律第51号)の改正により、平成29年4月1日より、ガス事業者の類型が変わることに伴い、当該農地転用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、貴管内の市町村に対し周知するようお願いいたします。

本通知の内容については、経済産業省資源エネルギー庁と調整済みですので申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止します。

記

1 農業上の土地利用との調整

- (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者が、ガス導管について、河川、用排水路、軌道、交通量が多大な道路等を横断させるために公道等から隣接地に迂回させる際、当該隣接地にガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備(以下「測定等設備」という。)を設置しなければならない場合があり得る。

このような測定等設備の敷地に供するために行う農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)の転用について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項の許可(以下「農地転用許可」という。)を不要としているが、この場合、周辺の農地等の農業上の利用に支障を生じることがないよう、農業上の土地利用との調整が適切に行われることが重要である。

- (2) このため、経済産業省からガス事業者に対して、農地等を転用して測定等設備を設置しようとする場合には、事前に都道府県知事又は指定市町村(農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の長(以下「都道府県知事等」という。)に事業計画の説明を行い所要の調整を図るよう、周知されたところであるが、都道府県知事は、市町村、農業委員会、土地改良事業施行者(指定市町村の長にあっては、農業委員会、土地改良事業施行者)等と密接に連絡をとり、周辺の農地等に係る営農条件等に支障を生じることがないよう、農業上の土地利用との調整を十分に行うものとする。
- (3) また、経済産業省からは、測定等設備に係る農地等の権利の取得が完了した場合には、その土地について一覧表を作成し関係する農業委員会に報告することについても、周知されたところであるが、農業委員会は、一覧表の写しを都道府県知事等に送付するものとする。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。

2 その他

(1) 農用地区域内の取扱い

測定等設備を農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の農地等に設置する場合、既に、同法第15条の2第1項の許可は不要とされており、農地転用許可も不要となることから、同区域からの除外を行わずに設備を設置することは可能であるものの、当該土地は農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなることから、設備の設置中又は設置後に同区域からの除外を行うことが適当である。

(2) その他のガス工作物等の取扱い

ガス工作物(ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物をいう。以下同じ。)で測定等設備以外のものを農地等に設置する場合やガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両

通行のための道路拡幅用地、仮設の作業用地や資材置場等として農地等を一時的な利用に供する場合については、農地転用許可を受ける必要がある。農地転用許可については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において標準的な事務処理期間を定めているところであるが、今後、以下の点に留意して、これらの場合の事務処理の迅速化が一層図られるよう努めるものとする。

ア 都道府県知事等は、事業者と事前の調整を速やかに行い、その結果をもとに事務処理を円滑に行うこと。

イ 農用地区域内の農地等にガス工作物で測定等設備以外のものを設置する場合には、農地転用許可の前に同区域からの除外を行う必要があることから、都道府県知事は、市町村と密接に連絡をとり、市町村の行う同区域の変更に係る調整と併せて、農地転用許可に係る事前の調整を迅速に進めること。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

○ ガス事業者が設置するガス導管の変位の状況を測定する設備等に係る農地転用許可制度上の取扱いについて

（平成29年3月31日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室事務連絡）

標記の件について、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成29年農林水産省令第20号）が、平成29年3月30日に公布され、同年4月1日から施行された。これにより、これまで農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の農地転用許可が不要とされていたガス事業者が今後も許可不要となるよう、改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が、ガス導管を公道等からその隣接地に迂回させる際に設置するガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置についても、引き続き農地転用許可が不要となるよう措置されたところである。

この改正は、ガス事業者と都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うことを前提としてなされたものであるため、当該施設に係る農地の転用等に当たっては、引き続き、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

また、農林水産省が各地方農政局等に発出した通知文書を別に添付するので、所管するガス事業者に周知されたい。

記

- 1 ガス事業者は、ガス導管を公道等から農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）に迂回させる際に設置する導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書（別記67）により、その事業計画について都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に説明を行い、当該設備の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 ガス事業者は当該設備の設置に係る農地等の権利の取得が終了した場合は、当該農地等について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
また、農業委員会に報告した一覧表の写しを関係農地等が所在する都道府県を管轄する各経済産業局ガス事業担当課（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課）に提出すること。
- 3 農地法施行規則第32条第18号及び第53条第17号において使用する用語は、次のとおりである

こと。

- (1) 「ガス導管の変位の状況を測定する設備」とは、ガス導管の地中における変位の状況を確認するための設備をいう。
- (2) 「ガス導管の防食措置に状況を検査する設備」とは、ガス導管の地中における防食措置が適切に機能しているか確認するための設備をいう。

4 整圧器、ガス遮断装置等、3の設備以外のガス工作物を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可)を受けなければならないこと。

また、ガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両通行のための道路拡幅用地や仮設の作業用地や資材置場等のために農地等の一時転用を行う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

このため、これらの農地等の転用許可を受けるに当たっては、当該許可に係る手続の迅速化のため、都道府県知事等と事前の調整を行うことが適当であること。

(別紙)

事業計画書

年 月 日

(ガス小売・一般ガス導管・特定ガス導管・ガス製造) 事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要
 - (1) 所在
 - (2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- 5 計画に関する農業関係公共事業 (事業ごとに記載)
 - (1) 事業主体
 - (2) 施行面積
 - (3) 事業の種類
 - (4) 施行の時期
 - (5) 計画地に関する面積
 - (6) 計画地に関する施設の種類、数量
 - (7) その他
- 6 調整措置
 - (1) 農業施設との調整措置
 - (2) 受益面積減による調整措置
 - (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
 - (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置
- 7 添付図
 - (1) 事業概要図
 - (2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)

28 全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定による認可を受けた者が鉄道施設の敷地等に供するために行う農地転用の取扱いについて

(平成26年9月5日付け26農振第1239号農林水産省農村振興局長通知)
最終改正：平成28年3月

この度、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第48号）が、別添のとおり、平成26年9月5日に公布され、同日から施行された。

今回の改正により、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定による認可を受けた者が、当該認可に係る鉄道施設の敷地等に供するために行う農地転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項本文の規定の適用が除外されることとなるが、運用上の取扱いを下記のとおり定めたので、運用に当たっては留意するとともに、貴管内市町村及び農業委員会に対し周知するようお願いする。

なお、本通知の内容については、国土交通省と調整済みであるので申し添える。

記

1 農業上の土地利用との調整

- (1) 全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定に基づき工事实施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）が、鉄道施設（当該認可に係るものに限る。以下同じ。）の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地（以下「鉄道施設等」という。）に供するために行う農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用については、同事業の高い公益性を考慮して、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可（以下「農地転用許可」という。）を不要としたところであるが、当該事業の実施により鉄道施設等の周辺の営農条件に支障を生じないよう、農業上の土地利用との調整が適切に行われることが重要である。
- (2) このため、国土交通省から認可事業者に対して、鉄道施設等に供するために農地等を転用しようとする場合には、事前に都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に事業計画の説明を行い、所要の調整を図るよう周知されたところであるが、都道府県知事は、市町村、農業委員会及び土地改良事業施行者（指定市町村の長にあっては、農業委員会、土地改良事業施行者）等と密接に連絡をとり、鉄道施設等の周辺農地等の営農条件に支障が生じないよう、農業上の土地利用との調整を十分に行うものとする。
- (3) また、国土交通省から認可事業者に対しては、鉄道施設等に係る農地等の権利の取得が完了した場合には、当該農地等について一覧表を作成し関係する農業委員会に報告することについても周知されたところであるが、農業委員会は、当該一覧表の写しを都道府県知事等に送付し、都道府県知事等はこれを地方農政局長に送付するものとする。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。

2 その他

(1) 農用地区域内農地等の取扱い

鉄道施設等を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地等に設置する場合、既に、同法第15条の2第1項の許可が不要とされており、今回の改正により農地転用許可も不要となることから、同区域からの除外を行わずに設備を設置することは可能であるが、当該土地は農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなることから、市町村は、施設の設置中又は設置後に農用地区域から除外することが適当である。

(2) 一時転用を行う場合等の取扱い

認可事業者が鉄道施設等の設置に当たり仮設の作業用地や資材置場等として農地等を一時転用する場合については、農地転用許可を受ける必要がある。農地転用許可については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において、標準的な事務処理期間を定めているところであるが、都道府県知事等は、認可事業者と事前の調整を速やかに行い、事務処理を円滑に行うことが適当である。

29 遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

(令和3年6月14日付け3経営第823号・3農振第713号各都道府県担当部長あて
農林水産省経営局農地政策課長・農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知)

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の解消に向けた措置については、遊休農地に関する措置の計画的な実施について（平成27年12月25日付け27経営第2479号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「遊休農地調査通知」という。）において、その実績等の報告を求めてきたところです。

また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。）を実施してきたところです。

今般、現場段階での負担軽減及び調査の効率化、地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討及び詳細な発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しを行うとともに、両調査を統合し一本化しました。

つきましては、下記事項に御留意し本調査の実施に御協力いただくとともに、貴管下農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」という。）に対して本調査の徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、遊休農地調査通知は、廃止いたします。

記

1 調査に関する基本的な考え方

農業委員会等は、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意すること。また、本調査の実施に当たっては、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3及び第4に留意すること。

2 記入事項

調査様式へは、次の事項に留意して記入すること。

(1) 様式1

遊休農地等（法第30条第1項に規定する利用状況調査（以下単に「利用状況調査」という。）により判定された法第32条第1項第1号の遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）、法第32条第1項第2号の遊休農地及び法第33条第1項に規定する農地並びに再生利用が困難な農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をいう。）を報告対象とし、1筆ごとに3の報告方法に従って報告するものとする。また、遊休農地等が遊休農地等でなくなった場合は、当年度の報告において解消等の確認の報告を行うものとし、翌年度の報告対象外とするとともに、翌年度の様式から行を削除する。様式から行を削除した農地の所在及び面積については、削除データとして管理するものとする。

前年度から継続して遊休農地等である場合は、前年度調査時に報告した「本年度の状況」の「調査年月」、「遊休農地（荒廃農地）の区分」及び「利用意向調査の発出状況」を当年度の様式1の「前年度の状況」欄へ記載する。

なお、令和3年度の報告は、様式の移行期間であるため、「前年度の状況」は空白とし、それ以外の箇所について記入するものとする。

ア 様式右上の欄は、調査年、都道府県名、市町村名及び農業委員会名を記入する。

イ 「通し番号」欄は、1から順に1筆ごとに付番する。遊休農地等でなくなったことにより行が削除された筆に付されていた番号については、以後欠番とし、新たに遊休農地等の判定を行った筆は、新たな通し番号を付する。

ウ 「旧市町村」欄は、昭和25年2月1日時点の市区町村名を記入する。

エ 「所在」欄は、当該農地の所在する地番を入力する。

オ 「地目」欄は、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）

を次から選択して記入する。

田：田

畑：畑

他：田・畑以外のもの（樹園地等）

カ 「他の地目」欄は、オで【他】を選択した場合に、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を記入する。

キ 「面積」欄は、農地台帳上の面積（現況の面積として農地台帳に登録されている面積）を記入する。前年度と比べて面積の増減があった場合は、現在の面積を記入する。

ク 「地域区分農振法」欄は、当該農地が農業振興地域、農用地区域の該当の有無について次から選択して記入する。農業振興地域内に該当する場合は、1又は2を選択して記入する。

1：農用地区域内（農振青地）

2：農用地区域外（農振白地）

3：農業振興地域外

ケ 「農業地域類型区分」欄は、農林統計における農業地域類型の区分を次から選択して記入する（「農業地域類型区分」の記入は任意とするが、可能な限り記入する。）。

1：都市的地域

2：平地農業地域

3：中間農業地域

コ 「調査年月」欄は、利用状況調査を実施した年月を記入する（年は西暦で記入する。以下同じ。）。

サ 「解消の確認」欄は、当該年度に遊休農地等でなくなった筆について、解消等の理由について次から選択して記入する。

1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）

2：農地中間管理機構への貸付け

3：転用

4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

シ 「遊休農地（荒廃農地）の区分」欄について

(ア) 「区分」欄は、遊休農地等の区分について、次から選択して記入する。

1：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のaの農地）

2：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbの農地）

3：法第32条第1項第2号の遊休農地（運用通知第3の1の(3)のイの農地）

4：法第33条第1項に規定する、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第78条各号に掲げる農地

5：再生利用が困難な農地（運用通知第3の1の(3)のウの農地）

なお、違反転用の農地については、違反事業者が意図的に当該農地に直接転用行為を実施しており、現況に戻すことが前提であることを踏まえ、報告の対象としない。

(イ) 「新旧の別」欄は、新たに発生したものであるかの別について、遊休農地等でなくなったことにより作成した削除データを参照し、次から選択して記入する。

1：新規発生（過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないもの）

2：再発生（一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているもの）

3：継続（前年度調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合）

(ウ) 「現況1」欄及び「現況2」欄は、当該農地が遊休農地等になり得る現況について、該当する現況を次から選択して記入する。また、そのうち【7：その他】を選択した場

合、「その他現況」欄に詳細を記入する。

- 1：傾斜地
- 2：不整形地
- 3：狭小地
- 4：湿田
- 5：囲繞地（接道がない）
- 6：連担が困難
- 7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
- 8：遊休農地等になりうる現況は有していない

(エ) 「発生場所の区分」欄は、当該農地が発生している場所について、次から選択して記入する。

- 1：山間（山の中の地域）
- 2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）
- 3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）
- 4：崖地（急斜面の土地）

(オ) 「基盤整備の予定」欄は、今後、当該農地へ基盤整備の実施が具体的に予定されているかについて、「○」又は「×」を記入する。

- ：予定されている
×：予定されていない

(カ) 「区分整理年月」欄は、シの(ア)～(オ)の判断を行った年月について記入する。

(キ) 「非農地通知発出（予定）日」欄は、サで【4：非農地判断の結果、農地台帳から削除】を選択した場合、非農地通知を発出した年月日について記入する。

また、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、今後非農地通知を発出する予定の年月日について記入する。

(ク) 「非農地通知未了理由」欄は、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、非農地通知を発出できていない理由について次から選択して記入する。

そのうち、【4：その他】を選択した場合は、「その他非農地通知未了理由」欄に詳細を記入する。

- 1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象外となることから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。
- 2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため非農地判断を行っていない。
- 3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。
- 4：その他

ス 「利用意向調査の発出状況」欄は、利用意向調査の状況について、次から選択して記入する。また、そのうち【7：意向調査発出済】を選択した場合、「発出年月」欄に利用意向調査を発出した年月を記入する。

- 1：措置継続中（農地中間管理機構との借受協議の継続中等）
- 2：意向調査の対象外（法第4条第1項又は第5条第1項に該当するもの）
- 3：意向調査の対象外（則第77条第1号に該当するもの）
- 4：意向調査の対象外（則第77条第2号に該当するもの）
- 5：所有者等が不明（公示済）（法第32条第3項の公示を行ったもの（法第33条第2項による準用を含む。））
- 6：所有者等が不明（公示未了）（法第32条第3項の公示を行っていないもの（法第33条第2項により準用する場合を含む。））
- 7：意向調査発出済（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施しているもの）
- 8：意向調査発出未了（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施していないもの）

セ 「利用意向調査の結果」欄のうち、「利用意向調査の回答」欄は、調査年に発出した利

用意向調査の回答について、次から選択して記入する。

なお、令和3年度の報告については、令和2年に発出した利用意向調査の回答について、「前年度の状況」の「昨年の利用意向調査の回答」欄に次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構を利用
- 2：自ら賃借権等を設定
- 3：自ら耕作
- 4：その他（農業上の利用を行う意思がない旨記載があったものを除く）
- 5：農業上の利用を行う意思がない
- 6：未回答

ソ 「勧告の実施状況」欄は、法第36条第1項に規定する勧告の実施状況について、次から選択して記入する。

- 1：実施済
- 2：未実施
- 3：勧告撤回
- 4：対象外

タ 「農業委員会による指導・斡旋の有無」欄は、法第34条に規定する必要なあつせんその他農業上の利用関係の調整の実施について、次から選択して記入する。

- 1：実施
- 2：未実施

チ 「当該農地の現状」欄のうち、「区分」欄は、農地の状況について当てはまるものについて、次から選択して記入する。また、そのうちa6：【解消】その他の事由、b3：【継続】その他の事由、c3：【減少】その他の事由のいずれかを選択した場合、「その他の事由」欄に農地の状況について記入する。

- a1：【解消】自ら耕作
- a2：【解消】農地中間管理機構による中間保有
- a3：【解消】農地中間管理機構による貸付け
- a4：【解消】農地中間管理機構以外による貸付け
- a5：【解消】基盤整備後営農再開
- a6：【解消】その他の事由
- b1：【継続】措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）
- b2：【継続】農地中間管理機構の借受基準不適合
- b3：【継続】その他の事由
- c1：【減少】非農地判断
- c2：【減少】転用
- c3：【減少】その他の事由

「区分整理年月」欄は、【解消】又は【減少】の区分を選択した場合、区分に記入した農地の状況になった年月を記入し、【継続】の区分を選択した場合、記入した時点での年月を記入する。

ツ 「農地中間管理事業の利用希望の処理実績」欄は、セで【1：農地中間管理機構を利用】を選択した等の、所有者から農地中間管理事業を利用する意思表示があつた場合、法第35条に規定する農地中間管理機構による協議の申入れの状況について、次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済（法第35条第1項に基づき通知されたもの）
- 2：農地中間管理機構による協議申入れ済（法第35条第2項に基づき農地中間管理機構による協議申入れがされたもの）
- 3：協議後、農地中間管理機構が借受済（2による協議申入れ後、借受されたもの）
- 4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済（法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨通知されたもの）

テ 「裁定の処理実績」欄は、法第37条又は法第41条に基づき、裁定申請が行われた場合の裁定による現在の状況について、次から選択して記入する。

- 1：裁定の申請済（法第37条）
- 2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
- 3：所有者等を確知できないときの裁定の申請済（法第41条第1項）
- 4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条第2項）

(2) 様式2

様式2に記載のある調査対象及び調査要領を参照し、番号 [1] ～ [24] について回答する。調査要領を設けていない項目については、項目に記載されていることについて、回答を行うものとする。

3 報告方法

農業委員会等は、本調査の結果を別紙様式1及び別紙様式2に取りまとめた上で、毎年3月末時点での措置状況を4月末までに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会等の報告内容を取りまとめ、毎年5月末までに地方農政局等（北海道にあっては経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告すること。地方農政局等は取りまとめの上、速やかに農林水産省経営局農地政策課へ提出するものとする。

4 遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等への指導

都道府県は、上記の報告の結果、遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合には、当該農業委員会等に対し、早急に改善するよう、厳しく指導すること。

なお、国は、農業委員会等が遊休農地に関する措置を適切に実施していない場合には、

- (1) その農業委員会等の名称・実施状況・実施しない理由等の公表
- (2) 地方自治法に基づく是正の要求
- (3) 農業委員会交付金等の配分への反映

等を行う可能性があるため、農業委員会等はそのような事態を招かないよう、法に従って適切に事務を実行すること。

別紙様式 1 平成29年利用状況調査の実施状況

平成29年11月末日時点

【調査対象】

・平成29年1月1日～11月30日の間に各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った農地法（以下「法」という。）第30条利用状況調査の結果

【定義】

・この調査における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) **1号遊休農地** 法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいう。
- (2) **2号遊休農地** 法第32条第1項第2号に規定する「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1号遊休農地を除く。）」をいう。

【留意事項】

・特に、[19]の第32条第1項第1号の本年値については、必ず**荒廃農地の発生・解消状況に関する調査**（以下「荒廃農地調査」という。）の様式2のA分類農地と同値となることに留意してください。

・項目における「**農業振興地域内**」とは、農用地区域内農地（いわゆる青地）のみならず、**農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）**であることに留意してください。

【調査様式への記入方法等】

- ・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。
- ・面積を記入する場合の単位は、すべて「**m²**」としますので、注意してください。
- ・**マイナスの値**が出ないようにしてください。
- ・ 及び の欄は**記入しないこと**。

【各調査事項の記入内容】

番号	項目	回答欄	調査要領
[1]	都道府県名		都道府県名を記入。
[2]	市町村名	市町村名 コード	市町村名及び総務省の全国地方公共団体コード（6ケタ）を記入。
[3]	農業委員会名		農業委員会名を記入。「□□農業委員会」※農業委員会が設置されていない市町村は、担当部署を記入。

1 利用状況調査の実績

番号	項目	面積（m ² ）	筆数	調査要領
[4]	管内農地面積			法第52条の2の農地台帳で管理している管内の農地の面積及び筆数を記入。なお、[33]の非農地判断の議決を行った農地は含まれない。
[5]	うち農業振興地域内の面積			農業振興地域内の農地（いわゆる白地を含む。）の面積を記入。なお、[34]の非農地判断の議決を行った農地は含まれない。
[6]	利用状況調査実施面積			平成29年1月～11月の間に法第30条第1項により実施した利用状況調査の面積を記入。
[7]	うち農業振興地域内の面積			
[8]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積			被災して農業利用ができなくなっている農地又は災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃し、立入困難なために利用状況調査が実施できなかった農地の面積を記入。なお、当該農地に関しては、進入路の復旧等により立入が可能となるまでの間、法第32条（利用意向調査）以降の遊休農地措置が留保されるものであり、[13]以下の事項の集計面積には含めないものとする。
[9]	うち農業振興地域内の面積			
[10]	調査未了の面積	0 m ²		平成29年1月～11月の間に一度も現地の利用状況確認を行っていない面積。これについては、[4]～[9]をもとに自動計算するため、記入不要。当該欄に数値がある場合は、[12]にその理由を記入すること。
[11]	うち農業振興地域内の面積	0 m ²		
[12]	調査未了の面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			

2 利用状況調査等の結果

(1) 1号遊休農地

[13]	1号遊休農地	1号遊休農地の前年の報告値 (平成28年)		荒廃農地調査の様式2のA分類農地の前年値と同値。前年(平成28年)の1号遊休農地の面積を記入。 ※ 必ず前年調査の最終報告値を記入。
[14]		うち農業振興地域内の 面積		前年(平成28年)の1号遊休農地のうち農業振興地域内の面積を記入。
[15]		1号遊休農地新規発生面積 (+)		荒廃農地調査の様式2の「B分類からの移動」「新規増加」「その他増減(+)」の値の和と同値。前年から新たに発生した1号遊休農地の面積を記入。
[16]		うち農業振興地域内の 面積		
[17]		1号遊休農地減少面積(-)	0 m ²	前年から減少した1号遊休農地の面積。[13]、[15]、[19]を元に算出するため記入不要。
[18]		うち農業振興地域内の 面積	0 m ²	前年から減少した1号遊休農地のうち農業振興地域内の面積。[14]、[16]、[20]を元に算出するため記入不要。
[19]		1号遊休農地の本年値(平成 29年)		荒廃農地調査の様式2のA分類農地の本年値と同値。平成29年1月1日～11月30日の間に実施した利用状況調査で把握した1号遊休農地の面積及び筆数を記入。
[20]		うち農業振興地域内の 面積		平成29年1月1日～11月30日の間に実施した利用状況調査で把握した1号遊休農地のうち、農業振興地域内の面積及び筆数を記入。

(2) 2号遊休農地

[21]	2号遊休農地	2号遊休農地前年の報告値 (平成28年)		前年(平成28年)の2号遊休農地の面積を記入。 ※ 必ず前年調査の最終報告値を記入すること。
[22]		うち農業振興地域内の 面積		
[23]		2号遊休農地新規発生面積 (+)		前年から新たに発生した2号遊休農地の面積を記入。
[24]		うち農業振興地域内の 面積		
[25]		2号遊休農地減少面積(-)	0 m ²	前年から減少した2号遊休農地の面積。[21]、[23]、[27]を元に算出するため記入不要。
[26]		うち農業振興地域内の 面積	0 m ²	前年から減少した2号遊休農地のうち農業振興地域内の面積。[22]、[24]、[28]を元に算出するため記入不要。
[27]		2号遊休農地の本年値(平成 29年)		平成29年1月1日～11月30日の間に実施した利用状況調査で把握した2号遊休農地の面積及び筆数を記入。
[28]		うち農業振興地域内の 面積		

(3) 第33条の農地

[29]	第33条の農地	第33条(耕作放棄地予備軍) の本年値		平成29年1月1日～11月30日の間に把握した法第33条に該当する農地(耕作放棄地予備軍)の面積及び筆数を記入。
[30]		うち農業振興地域内の 面積		

3 その他の利用状況調査等の結果

[31]	平成29年の荒廃農地調査でB分類 とされた土地			平成29年の荒廃農地調査の様式3、B分類(再生が困難と見込まれる荒廃農地)の集計のうち、本年値と同値。(うち農業振興地域内の面積は、農業委員会で確認し入力してください。)
[32]		うち農業振興地域内の 面積		
[33]	非農地判断の議決を行った農地			この1年間に農業委員会総会等により非農地判断の議決を行った土地の面積及び筆数を記入。なお、当該数値は、[4]、[5]の管内農地面積の外数となることに留意。
[34]		うち農業振興地域内の 面積		

別紙様式2 平成29年利用状況調査等に係る利用意向調査の実施（利用意向調査書の発出）

平成29年11月末日時点

【調査対象】

・平成29年利用状況調査等により判定した1号遊休農地、2号遊休農地及び法第33条に該当する農地について、平成29年利用状況調査後から11月30日の間に各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った利用意向調査等の実施状況

【定義】

・この調査における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) **1号遊休農地** 法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいう。
- (2) **2号遊休農地** 法第32条第1項第2号に規定する「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1号遊休農地を除く。）」をいう。

【留意事項】

・項目における「**農業振興地域内**」とは、農用地区域内農地（いわゆる青地）のみならず、**農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）**であることに留意してください。

・利用意向調査の対象とならない面積とは、農地法施行規則（以下「省令」という。）第77条各号に該当する農地（法第35条第2項ただし書の規定による通知（機構による借受拒否の通知）があった農地等）をいいます。

【調査様式への記入方法等】

- ・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。
- ・面積を記入する場合の単位は、すべて「**m²**」としますので、注意してください。
- ・ 及び の欄は**記入しないこと**。

【各調査事項の記入内容】

番号	項目	回答欄	調査要領
[1]	都道府県名		様式1から自動転記のため、記入不要。
[2]	市町村名	市町村名	様式1から自動転記のため、記入不要。
		コード	
[3]	農業委員会名		様式1から自動転記のため、記入不要。

1 利用意向調査の対象面積				
番号	項目	面積 (㎡)	筆数	調査要領
(1) 1号遊休農地の利用意向調査の対象面積				
[4]	1号遊休農地の本年値（平成29年）	0 ㎡	0 筆	様式1の[19]の値が入る。記入不要。
[5]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	様式1の[20]の値が入る。記入不要。
[6]	うち利用意向調査等の措置を継続している面積			平成29年利用状況調査による1号遊休農地のうち、現在も遊休農地の措置の手段中である農地の面積及び筆数を記入。
[7]	うち農業振興地域内の農地			
[8]	うち利用意向調査の対象とならない面積			省令第77条各号に該当する農地（法第35条第2項ただし書の規定による通知（機構による借受拒否の通知）があった農地等）の面積及び筆数を記入。
[9]	うち農業振興地域内の農地			
[10]	うち所有者等（過半の持分を有する者）が不明な農地の面積			過失がなくその農地の所有者等（過半の持分を有する者）を確認することができない1号遊休農地の面積及び筆数を記入。 ※利用意向調査の後に判明した農地は除く。
[11]	うち農業振興地域内の農地			
[12]	1号遊休農地の利用意向調査書を発出すべき面積	0 ㎡	0 筆	[4]から[6]、[8]、[10]の値を差し引いた値。記入不要。
[13]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	[5]から[7]、[9]、[11]の値を差し引いた値。記入不要。
[14]	うち利用意向調査実施済面積（平成29年）			平成29年利用状況調査による1号遊休農地のうち、平成29年利用状況調査後～11月の間に、省令第74条の別記様式により利用意向調査の書類の発送等を行った農地の面積及び筆数を記入。
[15]	うち農業振興地域内の農地			
[16]	利用意向調査が未実施の1号遊休農地面積	0 ㎡	0 筆	[12]から[14]を差し引いた値。記入不要。当該欄に数値がある場合は、[46]にその理由を記入すること。
[17]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	[13]から[15]を差し引いた値。記入不要。
(2) 2号遊休農地の利用意向調査の対象面積				
[18]	2号遊休農地の本年値（平成29年）	0 ㎡	0 筆	様式1の[27]の値が入る。記入不要。
[19]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	様式1の[28]の値が入る。記入不要。
[20]	うち利用意向調査等の措置を継続している面積			平成29年利用状況調査による2号遊休農地のうち、現在も遊休農地の措置の手段中である農地の面積及び筆数を記入。
[21]	うち農業振興地域内の農地			
[22]	うち利用意向調査の対象とならない面積			省令第77条各号に該当する農地（法第35条第2項ただし書の規定による通知（機構による借受拒否の通知）があった農地等）の面積及び筆数を記入。
[23]	うち農業振興地域内の農地			
[24]	うち所有者等（過半の持分を有する者）が不明な農地の面積			過失がなくその農地の所有者等（過半の持分を有する者）を確認することができない2号遊休農地の面積及び筆数を記入。 ※利用意向調査の後に判明した農地は除く。
[25]	うち農業振興地域内の農地			
[26]	2号遊休農地の利用意向調査書を発出すべき面積	0 ㎡	0 筆	[18]から[20]、[22]、[24]の値を差し引いた値。記入不要。
[27]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	[19]から[21]、[23]、[25]の値を差し引いた値。記入不要。
[28]	うち利用意向調査実施済面積（平成29年）			平成29年利用状況調査による2号遊休農地のうち、平成29年利用状況調査後～11月の間に、省令第74条の別記様式により利用意向調査の書類の発送等を行った農地の面積及び筆数を記入。
[29]	うち農業振興地域内の農地			
[30]	利用意向調査が未実施の2号遊休農地面積	0 ㎡	0 筆	[26]から[28]を差し引いた値。記入不要。当該欄に数値がある場合は、[46]にその理由を記入すること。
[31]	うち農業振興地域内の農地	0 ㎡	0 筆	[27]から[29]を差し引いた値。記入不要。

(3) 第33条の農地の利用意向調査の対象面積					
[32]	第33条の農地	第33条の農地の本年値（平成29年）	0 m ²	0 筆	様式1の[29]の値が入る。記入不要。
[33]		うち農業振興地域内の農地	0 m ²	0 筆	様式1の[30]の値が入る。記入不要。
[34]		うち利用意向調査等の措置を継続している面積			平成29年利用状況調査による第33条の農地のうち、現在も遊休農地の措置の手段中である農地の面積及び筆数を記入。
[35]		うち農業振興地域内の農地			
[36]		うち利用意向調査の対象とならない面積			
[37]		うち農業振興地域内の農地			省令第77条各号に該当する農地（法第35条第2項ただし書の規定による通知（機構による借受拒否の通知）があった農地等）の面積及び筆数を記入。
[38]		うち所有者等（過半の持分を有する者）が不明な農地の面積			過失がなくその農地の所有者等（過半の持分を有する者）を確認することができない第33条の農地の面積及び筆数を記入。 ※利用意向調査の後に判明した農地は除く。
[39]		うち農業振興地域内の農地			
[40]		第33条の農地の利用意向調査書を発出すべき面積	0 m ²	0 筆	[32]から[34]、[36]、[38]の値を差し引いた値。記入不要。
[41]		うち農業振興地域内の農地	0 m ²	0 筆	[33]から[35]、[37]、[39]の値を差し引いた値。記入不要。
[42]		うち利用意向調査実施済面積（平成29年）			平成29年利用状況調査による第33条の農地のうち、平成29年利用状況調査後～11月の間に、省令第74条の別記様式により利用意向調査の書類の発送等を行った農地の面積及び筆数を記入。
[43]		うち農業振興地域内の農地			
[44]		利用意向調査が未実施の第33条の農地面積	0 m ²	0 筆	[40]から[42]を差し引いた値。記入不要。当該欄に数値がある場合は、[46]にその理由を記入すること。
[45]		うち農業振興地域内の農地	0 m ²	0 筆	[41]から[43]を差し引いた値。記入不要。

(4) 利用意向調査未実施の理由	
[46]	利用意向調査が未実施の面積がある理由（右欄に直接記入）

2 所有者等を確認することができないときの公示の実績

番号	項目	面積（㎡）	筆数	調査要領
(1) 第32条3項公示の実績				
[47]	1号遊休農地にかかる公示の実績			平成29年利用状況調査による1号遊休農地、2号遊休農地及び第33条の農地であって、所有者等（過半の持分を有する者）を確認することができないとして、平成29年11月までに実施した、法第32条第3項の公示の面積及び筆数を記入。
[48]	うち農業振興地域内の農地			
[49]	2号遊休農地にかかる公示の実績			
[50]	うち農業振興地域内の農地			
[51]	第33条の農地にかかる公示の実績			
[52]	うち農業振興地域内の農地			
(2) 所有者を確認することができないにもかかわらず公示を実施していない農地				
[53]	1号遊休農地にかかる公示を実施していない所有者不明の農地			平成29年利用状況調査による1号遊休農地、2号遊休農地及び第33条の農地であって、所有者等（過半の持分を有する者）を確認することができないにもかかわらず公示を実施していない農地がある場合は、面積、筆数及びその理由を記入。
[54]	うち農業振興地域内の農地			
[55]	2号遊休農地にかかる公示を実施していない所有者不明の農地			
[56]	うち農業振興地域内の農地			
[57]	第33条の農地にかかる公示を実施していない所有者不明の農地			
[58]	うち農業振興地域内の農地			
[59]	所有者不明の農地で公示を実施しない農地がある場合、その理由（右欄に直接記入）			

別紙様式3 平成28年(前年)分利用状況調査等に係る農地中間管理機構との協議の勧告の実施状況等

平成29年11月末日時点

【調査対象】

・平成28年の利用状況調査の結果を受けて各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った協議の勧告等の遊休農地に関する措置

【定義】

・この調査における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 1号遊休農地 法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいう。
- (2) 2号遊休農地 法第32条第1項第2号に規定する「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1号遊休農地を除く。）をいう。
- (3) 機構 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項の「農地中間管理機構」をいう。

【留意事項】

・項目における「**農業振興地域内**」とは、農用地区域内農地（いわゆる青地）のみならず、**農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）**であることに留意してください。

【調査様式への記入方法等】

- ・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。
- ・面積を記入する場合の単位は、すべて「**m²**」としますので、注意してください。
- ・**マイナスの値**が出ないようにしてください。
- ・の欄は記入しないでください。

【各調査事項の記入内容】

番号	項目	回答欄	調査要領
[1]	都道府県名		様式1から自動転記のため、記入不要。
[2]	市町村名	市町村名	様式1から自動転記のため、記入不要。
		コード	
[3]	農業委員会名		様式1から自動転記のため、記入不要。

1 利用意向調査及び協議の勧告の実施状況

番号	項目	平成28年分意向調査の回答面積及び筆数				当年(平成29年)の利用状況調査で、左の回答どおりに実行されていないこと等から、協議の勧告の対象となる面積及び筆数			
				うち農業振興地域内の農地				うち協議の勧告を行った農地	
		面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数
(1) 1号遊休農地の実施状況									
[4]	①農地中間管理事業を利用する			0 m ²	0 筆				
[5]	②農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する								
[6]	③自ら賃借権の設定等を行う								
[7]	④自ら耕作する								
[8]	⑤その他								
[9]	⑥農業上の利用を行う意思がない								
[10]	⑦調査から6月経過後も意思表示がない								
[11]	1号遊休農地の利用意向調査の回答面積及び筆数	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆
(2) 2号遊休農地の実施状況									
[12]	①農地中間管理事業を利用する			0 m ²	0 筆				
[13]	②農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する								
[14]	③自ら賃借権の設定等を行う								
[15]	④自ら耕作する								
[16]	⑤その他								
[17]	⑥農業上の利用を行う意思がない								
[18]	⑦調査から6月経過後も意思表示がない								
[19]	2号遊休農地の利用意向調査の回答面積及び筆数	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆
(3) 第33条の農地(遊休農地予備軍)の実施状況									
[20]	①農地中間管理事業を利用する			0 m ²	0 筆				
[21]	②農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する								
[22]	③自ら賃借権の設定等を行う								
[23]	④自ら耕作する								
[24]	⑤その他								
[25]	⑥農業上の利用を行う意思がない								
[26]	⑦調査から6月経過後も意思表示がない								
[27]	第33条の農地の利用意向調査の回答面積及び筆数	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆	0 m ²	0 筆
(4) 勧告を行わなかった理由									
[28]	勧告の対象となる農地があるにもかかわらず勧告を行わなかった理由(右欄に直接記入)								

〔調査要領〕

(1) 平成28年分意向調査の回答面積及び筆数

平成28年（前年）利用状況調査による利用意向調査書を発出した農地について、その回答内容等の別に記入。

※なお調査様式上の「その他」の欄等で、「農業上の利用を行う意思がない」旨の記載があったものについては、「その他」に含めず、「農業上の利用を行う意思がない」に記入すること。

※「農地中間管理事業を利用する」は、農業振興地域内の農地にしか適用されないことに留意すること。

(2) 当年（平成29年）の利用状況調査で、左の回答どおりに実行されていないこと等から、協議の勧告の対象となる面積及び筆数【農業振興地域内の農地に限る。】

当年（平成29年）の利用状況調査に際して当該農地を確認した結果、農業振興地域内の農地であって、①利用意向調査実施後6月経過しても所有者等から意思の表明がない農地又は②所有者等から意思の表明があった場合において、意向表明後6月経過しても意向どおりに実施していない農地等の面積及び筆数を記入。また、そのうち、協議の勧告を行った農地の面積及び筆数を記入。

※**勧告の対象となる農地とは、農業振興地域内の農地**であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

①法第35条の機構との協議の結果、所有者等の原因により、協議が不調に終わった農地

②利用意向調査後の意思表示から6月が経過したもので、意思表示どおりの取組がされていない農地

③利用意向調査の発出から6か月が経過しても意思表示がない、又は、農業上の利用を行う意思がない旨の意思表示がされた農地

2 機構による裁定の申請の実績				
番号	項目	面積(m ²)	件数	調査要領
[29]	1号遊休農地の実績			この1年間に、法第37条に基づき、機構が都道府県知事に対し、農地中間管理権の設定に関し裁定を申請した農地の面積及び件数を記入。 ※ 「件数」とは「対象者数」をいう。ただし、共有農地の場合は、共有者数に関わらず1件としてカウントする。
[30]	2号遊休農地の実績			
[31]	第33条の農地の実績			
3 都道府県知事裁定による農地中間管理権の設定の実績				
[32]	1号遊休農地の実績			この1年間に、法第39条に基づき、都道府県知事が農地中間管理権を設定すべき旨の裁定を行い、農地中間管理権が設定された農地の面積及び件数を記入。 ※ 「件数」とは「対象者数」をいう。ただし、共有農地の場合は、共有者数に関わらず1件としてカウントする。
[33]	2号遊休農地の実績			
[34]	第33条の農地の実績			
4 所有者等を確認することができない場合における利用権設定に関する裁定の申請の実績				
[35]	1号遊休農地の実績			この1年間に、法第43条に基づき、機構が都道府県知事に対し、利用権の設定の裁定を申請した農地の面積及び件数を記入。
[36]	第33条の農地の実績			
5 所有者等を確認することができない場合における利用権設定の実績				
[37]	1号遊休農地の実績			この1年間に、法第43条に基づき、都道府県知事の裁定により、機構が利用権を取得した農地の面積及び件数を記入。
[38]	第33条の農地の実績			
6 農地中間管理事業の利用希望があった農地の処理実績				
番号	項目	面積(m ²)	筆数	調査要領
(1) 第35条第1項に基づく、機構に対する貸付意思表示があった旨の通知の実施面積及び筆数				
[39]	1号遊休農地の実績			平成28年利用状況調査により、利用意向調査の対象となった農地であって、法第35条第1項に基づき、農業委員会が機構に対して通知した農地の面積及び筆数を記入。
[40]	2号遊休農地の実績			
[41]	第33条の農地の実績			
(2) 第35条第2項に基づく、機構による協議申入れの実施面積及び筆数				
[42]	1号遊休農地の実績			平成28年利用状況調査により、利用意向調査の対象となった農地であって、機構が所有者等に対して農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れた農地の面積及び筆数を記入。
[43]	2号遊休農地の実績			
[44]	第33条の農地の実績			
(3) 第35条第2項に基づく協議後の機構が借受けた面積及び筆数				
[45]	1号遊休農地の実績			平成28年利用状況調査により、利用意向調査の対象となった農地であって、法第35条第2項に基づき、機構が所有者等に対して農地中間管理権の取得に関する協議を行った結果、借り受けた農地の面積及び筆数を記入。
[46]	2号遊休農地の実績			
[47]	第33条の農地の実績			
(4) 第35条第2項ただし書に基づく、農地中間管理権を取得しない旨の通知の実施面積及び筆数				
[48]	1号遊休農地の実績			平成28年利用状況調査により、利用意向調査の対象となった農地であって、所有者等から「農地中間管理事業を利用する意思がある」旨の表明があったものの、法第35条第2項に基づき機構が所有者等に対して「農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない」旨を通知した農地の面積及び筆数を記入。
[49]	2号遊休農地の実績			
[50]	第33条の農地の実績			

30 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について

(平成30年3月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知)

農業委員会は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査や荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

しかしながら、これらの調査によって農地に該当しない旨が判明した土地について、農地台帳から除外されていないものが多数見受けられます。

このような状況を踏まえ、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、下記のとおり通知しますので、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いいたします。

記

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは農地台帳の正確な記録の確保が図られず、農業委員会の事務の的確な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業委員会は、運用通知第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、

① 運用通知第4の(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行い（運用通知第4の(3)のア）、

② その結果、対象地が農地に該当しない旨の判断（以下「非農地判断」という。）をした場合は、対象地について、農地台帳の整理等を行うこととされている（運用通知第4の(3)のウ）

ことから、これらを適切に実施すること。

併せて、この非農地判断に関して、現場から様々な意見が寄せられていることから、今般、別紙のとおりこうした意見についての国の考え方を示すので、これを十分踏まえることとされたい。

(別紙)

非農地判断に関する現場からの意見について

1 現場からの意見について

非農地判断に関する現場からの意見についての考え方を、それぞれ次のとおり示すので、留意されたい。

- ① 森林の様相を呈しているものの、所有者の意向によらず一方的に非農地判断を行うことに対する懸念があるとの意見
- ② 将来的には農地として再生される可能性があることから、非農地判断を行うことができないとの意見

【運用通知第4】

- (3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。
- ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。
- イ 対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとする。
- ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。
- (4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。
- ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

⇒ ①の意見については、運用通知第4の(3)及び(4)のとおり、非農地判断は所有者等の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の現況を客観的に判断するものとしている。

⇒ ②の意見については、運用通知第4の(4)の「農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」とは、基盤整備事業等の具体的な計画が策定されていない場合のほか、当該土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において基盤整備等の対象地として定められていない場合であり、これらの計画の位置付けがない場合は、農地として再生される可能性がないものとなる。

- ③ 農業振興地域（農振法第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。）内や農用地区域（農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある土地は、農業の振興を図るべきであり、たとえ森林の様相を呈していたとしても非農地判断ができないとの意見
- ④ 農用地区域内にある土地が自由に開発されてしまい、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすのではないかとの意見

【農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①】

ウ 「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。）第4の(2)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

- a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- b 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地）
 - (a) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - (b) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

⇒ ③の意見については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第16の2の(1)の①のウにおいて、農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地区域内であっても非農地判断は行うものである。

⇒ ④の意見については、ガイドラインにより、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない。農用地区域から除外されなかった場合は、非農地判断された土地であっても、農振法第15条の2に基づく開発行為の制限の対象となることから、すべからず開発行為が可能となるものではない。

- ⑤ 農地転用許可がなくても農地以外に利用することが可能になることから、非農地判断ができない。特に、過去に農地転用許可がなされなかった土地を非農地判断を行うことについて整合性がとれないとの意見

⇒ ⑤の意見については、非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものである。また、農地法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならない。

2 都道府県等による独自の運用等について

都道府県や市町村等において、非農地判断に関して独自の要領を定めて運用を行っている場合等においては、運用通知及び本通知と矛盾が生じないように留意すること。

31 【県通知】農地転用許可があったことに係る証明事務の取扱い等について

(平成30年3月23日付け農村第1281号岐阜県農政部農村振興課長通知)

このことについて、岐阜県知事（以下「県」という。）が農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は第5条第1項の許可（同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出及び同法第4条第8項又は第5条第4項の協議を含む。以下「転用許可」という。）の権限を有しているものについて、適切な公文書管理及び証明事務を踏まえ、下記のとおりとしますので、ご承知願います。

記

1 基本的な考え方

- (1) 農地転用許可書を受領した後に紛失・破損した者、その他許可が取り消されていないことの証明を要する者は、証明願（別記50）を農業委員会（法第4条に基づき指定を受けた指定市町村（以下「指定市町村」という。）及び転用面積4ha以下の事案に係る「岐阜県事務処理の特例に関する条例」（平成12年岐阜県条例第4号）により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会（以下「権限移譲市町村」という。）を除く。以下同じ。）を経由して各農林事務所（以下「農林事務所」という。）に提出することにより、農地転用許可があったことの証明を受けることができるものとする。

なお、許可書の再発行は行わないものとする。

- (2) 転用許可があったことの証明は、単に過去における許可が現在取り消されていないことを証明するものであって、転用行為がなされたことを証明するものではないこと。

2 転用許可があったことの証明

(1) 農業委員会の事務処理

ア 農業委員会は、証明願に受付印を押印するものとする。

なお、交付申請者が許可の当事者と異なるときは、委任状が必要となること。

イ 農業委員会は、過去に農地転用許可が行われたことが分かる台帳等（以下「許可台帳等」という。）と照合の上、証明願に所定の事項を記載・押印し、農林事務所に送付するものとする。

ウ 農業委員会は、証明書が農林事務所から送付されたときは、申請者に交付するものとする。

(2) 農林事務所の事務処理

ア 農林事務所は、農業委員会より送付を受けた証明願に受付印を押印し、許可台帳等により許可済みのものであるかどうかを確認するものとする。

なお、法第4条許可にあつては平成7年度以前、法第5条にあつては平成12年度以前になされた許可に係る許可台帳等が本庁にあることから、それらについては、必要に応じて、岐阜県農政部農村振興課（以下「農村振興課」という。）に照会するものとする。

イ 農林事務所は、証明することを決定した場合には、農業委員会を経由して申請者に証明書を交付するものとする。

(3) 農村振興課の事務処理

農村振興課は、照会事項について許可台帳等により確認の上、農林事務所に回答するものとする。

3 証明事務の対応期間

農林事務所は、許可台帳等の保存期間（30年間）以内のものについて証明事務を行うものとする。

4 その他

- (1) 権限移譲市町村にあつては、権限移譲時に農地転用許可に係る事務引き継ぎがなされていることを踏まえ、県許可（転用面積4ha超の事案を除く。）に係るものであつても県によ

- り証明することができないこと。また、指定市町村にあっても、県により証明することができないこと。
- (2) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記の取扱いに関し、登記官から照会があったときは、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年8月28日付け56構改B1345号農林水産省構造改善局長通知。以下「登記官照会通知」という。）によること。
- (3) 登記官より照会があったときにおいては、「農地法の適切な運用に係る留意事項等について」（平成30年2月28日付け農村第1189号岐阜県農政部長通知）第2の10により、上記登記官照会通知に係る取り扱いを定めていること。その際、農業委員会における許可台帳等により農地転用許可があったことが判断できるときは、県への照会が不要となること。
- (4) 「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年3月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）において、以下のとおり国の考え方が示されていることに留意すること。
- ア 非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものであること。
- イ 法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならないこと。
- (5) この通知は平成30年4月1日より適用するものとする。
なお、適用日前に証明願がなされたものにあつてはこの限りではないこと。

32 農地移動適正化あっせん事業実施要領

(昭和45年1月12日44農地B第3712号農林事務次官通知)
最終改正：令和5年3月30日4経営第3245号

(趣旨)

- 1 農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんの事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）及びこれに対する都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるものとする。

(農地移動適正化あっせん基準)

- 2 農業委員会は、農地移動適正化あっせん事業を行おうとするときは、あらかじめ、農地移動適正化あっせん基準（以下「あっせん基準」という。）を定めて、都道府県知事の認定をうけるものとする。
- 3 あっせん基準は、当該地域における農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に即して、次に掲げる事項を定めているものでなければならないものとする。
 - (1) 農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうちの農業を営む者についての要件
 - (2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位
 - (3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位の定め方
 - (4) 農業農村整備事業等との関連上必要と認められる事項
- 4 都道府県知事は、あっせん基準の認定の申請があったときは、これを審査しそのあっせん基準が農業振興地域整備計画に適合し、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農地所有適格法人、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図るために有効かつ適当であると認められるときに限り認定するものとする。また、都道府県知事は、既に認定したあっせん基準につき随時審査し、農業振興地域整備計画との整合性の確保に努めるものとする。

(あっせん基準作成協議会)

- 5 農業委員会はあっせん基準を作成するに当たっては、市町村、地域農業改良普及センター等の関係機関及び農業協同組合、土地改良区等の関係団体並びに学識経験者で構成する協議会を開催し、その意見を聴くものとする。

(都道府県の協力指導)

- 6 農業委員会はあっせん基準を作成するため必要があるときは、都道府県に対し必要な協力を求めることができるものとする。
- 7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。
 - (1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。
 - ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構

成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。)が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積(その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては基準飼養規模。)を超えるものであること。

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。)を優先してあっせんすること。

(3) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位については、次に掲げる基準及び3の(4)に掲げる事項を総合勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者に対して優先的にあっせんすること。

イ 農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんすること。

ウ あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

エ 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんすること。

オ 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

(4) 農業農村整備事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策等との関連において(1)、(2)及び(3)のあっせん基準にかかわらず特別の基準によりあっせんをする必要があると認められるときは、その特別の基準が定められているものであること。

(5) 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画(以下単に「地域計画」という。)の区域内においては、(2)から(4)までの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者(以下「農業を担う者」という。)が位置付けられている場合には、その者にあっせんすること。

イ 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんすること。

ウ 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。

(あっせん譲受け等候補者名簿の作成)

- 8 農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者(あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。)を登録したあっせん譲受け等候補者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。
なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

(あっせん)

- 9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりあっせん

を行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うこととする。

ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合

イ 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出があった場合

ウ ア又はイのあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合

10

- (1) 農業委員会は、9にかかわらず、9のアの農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な事実があると認められる場合には、あっせんを行わないものとする。
- (2) 農業委員会は、9のアのあっせんについては、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。
- (3) 農業委員会は、9のイのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。
- (4) 農業委員会は、9のウのあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。
- (5) 農業委員会は、(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な事実の有無の確認及び(2)から(4)までによる農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定の経過を記載した選定調書を作成するものとする。

11 農業委員会は、10により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあっては、農業委員会の委員）の中からあっせん委員1人以上を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知するものとする。

12 あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

13

- (1) 農業委員会は、12のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書を交付するものとする。
- (2) 農業委員会は、(1)のあっせん証明書の交付後10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にはその旨通知するものとする。

14

- (1) あっせん委員は、次に掲げる場合には、当該あっせンを打ち切るものとする。
 - ア あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたとき
 - イ あっせんの過程で10の(1)の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な事実があると認めたとき

(2) (1)の場合には、あっせん委員は、あっせんてんまつ書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

15

- (1) 農業委員会は、14の(1)のアによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又は、あっせんをしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。
- (2) 農業委員会は、14の(1)のイによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

16 農業委員会は、この要領に基づく農用地等の売買、貸借又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

17 農業委員会は、当該地域内の農業者等に対し、農地移動適正化あっせん事業の趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るように指導するものとする。

(農業委員会ネットワーク機構)

18

- (1) 農委法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業委員会ネットワーク機構」という。）は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう必要な農業委員等の講習及び研修を行うとともに、農業委員会に協力するものとする。
- (2) 農委法第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に実施されるよう都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う(1)の業務につき指導を行うものとする。

(都道府県知事及び地方農政局長)

19

- (1) 農地移動適正化あっせん事業を行う農業委員会は、毎年度農地移動適正化あっせん事業計画を定め、前年度の農地移動適正化あっせん事業実績と併せて5月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、農業委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業が適正かつ円滑に行われることを確保するため、必要なあっせん状況の報告を行わせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、随時、農業委員会のあっせん状況の実態調査を行い、その結果農地移動適正化あっせん事業として不適正なもの又は、あっせん証明事務が不適正なものがあることが明らかになった場合には、あっせん証明書の交付の取消し等所要の是正措置をとるよう農業委員会を指導するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん計画及び実績の取りまとめ結果を6月末日までに、(2)のあっせん状況の報告を受けた場合は、当該都道府県のあっせん状況の取りまとめ結果並びに(3)の調査結果及び農業委員会に対する指導内容を翌年度の6月末日までに地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長は、必要と認める場合には都道府県知事に対し、農地移動適正化あっせん事業の実施状況についての報告を求めることができるものとする。

附 則（令和2年4月1日付け元経営第3054号）

1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日付け4経営第3245号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の規定に基づいて実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

33 農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について

(昭和45年4月30日45農地B第953号農林省農地局長通知)

最終改正：令和5年3月30日4経営第3248号

- 1 農業委員会に対し農地移動適正化あっせん事業の指導をするに当たっては都道府県は、あらかじめ農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構と連絡を緊密にし、その徹底を図ること。
- 2 農地移動適正化あっせん事業の対象となる「農用地等」には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地が含まれるものであること。
- 3 農業委員会が農地移動適正化あっせん基準を変更する場合にも、都道府県知事の認定を受ける必要があるものであること。
- 4 要領4の都道府県知事による既に認定したあっせん基準の「随時審査」は、5年ごとに行う農業センサスの結果を反映するほか、農業・農地事情の変動等を勘案して実施するものとする。
- 5 農業委員会がそのあっせん基準に要領3の(1)、(2)及び(3)に掲げる事項を定めるに当たっては、あっせん事業が円滑に行われるようにするため、要領7の(1)、(2)、(3)及び(5)に掲げる要件の趣旨に即し、当該地域の実情に応じて要領7の(1)、(2)、(3)及び(5)の各号に掲げる要件を更に細分した形で定めることはさしつかえないから、6から10までの事項をも考慮し、農業委員会に対して適切な指導をすること。
- 6 農用地等の交換で、そのいずれか一方の農用地等が農用地区域外に存する場合には、要領7の要件は、農用地区域内に存する農用地等の権利を取得させるべき者についてのみ適用されるものであること。
- 7 要領7の(1)のアの「当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積」については、次のことを留意すること。
 - (1) 「当該地域」とは、あっせんに係る農用地等の所在地をその区域に含んでいる農業委員会の区域であること。
 - (2) あっせんの適正な実施を期するため具体的な数値をもって基準を定めるとともに、関係者に周知させること。
 - (3) 営農の諸条件からみて当該地域について基準面積を一律に定めることが困難又は不相当であると認められるときは、当該地域を2以上の区域に区分して定め、あっせんが円滑に行われるように配慮すること。
- 8 要領7の(1)のアの「別に定める場合」とは、農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合、経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合又は権利を取得させるべき者が新規就農希望者（要領4に規定する新規就農希望者をいう。以下同じ。）である場合等当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合であるから、あっせん基準の作成に当たってそのような場合が想定されるときは、例示しておくこと。
- 9 要領7の(3)のアの「経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積」については、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定による農業振興地域整備計画において定められた経営の目標に即して作目及び経営形態別に具体的な数値をもって定めるものとするが、当面、当該目標に即して定めることが相当でないと考えられるときは、年次別計画に基づき段階的な目標を定めてもさしつかえないものとする。

なお、要すれば、当該地域を2以上の区域に区分して定めるものとする。
- 10 要領7の(4)の「特別の基準」を定めるに当たっては、交換分合事業、圃場整備事業等の実施計画があるときは、これらの事業別にその遂行に支障を生じることのないように十分配慮すること。
- 11 要領8の「あっせん譲受け等候補者名簿」は、農業を営む者からの名簿登録の申出、農業委員会の日常活動による把握等を基礎とし、特に、新規就農希望者については、全国新規就農相談センタ

一及び都道府県新規就農相談センターとの連携を密にして、別紙様式例1により作成するものとし、必要な都度見直しを行うものとする。

12 農業委員会は、要領9のア又はイのあっせんの申出に当たっては、あっせんの申出者に別紙様式例2による「あっせん申出書」を提出させるものとする。

13

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者からあらかじめ所有権を取得したい農用地等又は当該農用地等の権利を有する者を指定して所有権取得のあっせんを受けたい旨の申出があった場合等には、あっせんを行う以前に当事者相互間で農用地等の取引が実質的に成立していること等も予想されるので、十分に調査し、実質的に契約が成立していない場合に限りあっせんを行うこと。

(2) 要領10の(5)の「選定調書」は、別紙様式例3により作成し、12の「あっせん申出書」を添付すること。

14 当該地区における通常の農用地等の売買価格を上廻る額でのあっせんは、農業経営を圧迫するとともに、一般に農用地等の価格の高騰をまねくこととなるので、このようなあっせんは行わないよう農業委員会を指導すること。

15 要領12の「あっせん調書」は、別紙様式例4によること。

16 要領13の(1)の確認は、特にあっせん調書記載のあっせん終了年月日及び売買価格と契約書上の契約年月日及び売買価格とを照合して行うこと。

17 要領14の(2)の「あっせんてんまつ書」は別紙様式例5によること。

18 要領16の「農地移動適正化あっせん台帳」は、15の「あっせん調書」（選定調書を添付）と17の「あっせんてんまつ書」（選定調書を添付）とを時系列的に整理して綴じ込んだものとする。

19 要領19の(1)の「農地移動適正化あっせん事業計画」及び「農地移動適正化あっせん事業実績」は別紙様式例6によること。

20 要領19の(2)の「必要なあっせん状況の報告」は、19の「農地移動適正化あっせん事業実績」の実績報告（以下「実績報告」という。）に、売買価格が都府県にあっては700万円以上、北海道にあっては1,000万円以上の売買のあっせんに係るあっせん調書（選定調書を添付。）を添付して行わせるものとする。

21 要領19の(3)に基づき行うあっせん事業の実施状況の実態調査は、20の実績報告に添付されるあっせん調書等からみて、農地移動適正化あっせん事業として不適正のおそれがあると認められる場合には必ず行うものとする。

22 要領19の(4)の地方農政局長への報告は、20の実績報告を取りまとめたものに21の実態調査の結果及び農業委員会に対する指導内容を添付して行うこと。

附則（令和2年4月1日付け元経営第3054号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日付け4経営第3248号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

※別紙様式例（略）

34 【県通知】農地移動適正化あっせん基準

(昭和63年1月22日付け農政第897号岐阜県農政部長通知)

最終改正：平成20年3月24日

※下線部は編者において補正

本文 (略)

[準則]

()農地移動適正化あっせん基準

()農業委員会

(趣旨)

第1条 ()農業委員会が農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項の規定により農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんは、農地移動適正化あっせん事業実施要領(昭和62年9月21日付け62構改B第1157号農林事務次官通達)に定めるもののほかこの基準の定めるところによるものとする。

(対象の農用地等)

第2条 あっせんの対象となる農用地等は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条に定める農用地等及びそのような農用地等とすることが適当な土地とする。

(農用地等の権利を取得させるべき者)

第3条 農用地等の権利を取得させるべき者は、次のとおりとする。

- 1 農業を営む者(農業生産法人を含む。以下同じ。)
- 2 農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社)
- 3 農業者年金基金

(農業を営む者の要件)

第4条 農業を営む者は、自ら(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項の規定による農地所有適格法人(以下「農地所有適格法人」という。))にあつては、常時従事者たる構成員が農業を行うと認められるものであって、次に掲げる要件をそなえている者でなければならない。

- 1 その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積(農地所有適格法人にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積、畜産経営に係る施設の用に供される土地にあつては、飼養規模。以下同じ。)が別表1の基準を超えるものであること。ただし、農業経営形態の状況により、農業委員会が適当と認める者にあつては、この限りでない。
- 2 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
- 3 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(あっせんの順位)

第5条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、次のとおりとする。

- 1 農業を営む者を第一順位とする。
- 2 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合又は農業を営む者にあっせんするよりも農地中間管理機構にあっせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には、農地中間管理機構にあっせんするものとする。
- 3 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であつて、あっせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあっせんするものとする。

(農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位)

第6条 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合は、次の者に対して優先

的にあつせんするものとする。

- 1 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として、別表2に掲げる経営面積との格差が小さい者。
- 2 農業振興地域整備計画、農業構造改善計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者。
- 3 あつせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者。
- 4 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者。
- 5 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあつせんすること。

(農業振興施策に関するあつせん)

第7条 農業基盤整備事業、農業構造改善事業等により個別経営の耕地の集団化又は各種用途の混在する耕地の用途別の集団化若しくは農業施設用地の設置等当該事業の遂行上農用地等の権利移動が必要と認められる場合にあつては、第3条、第5条、第6条の基準にかかわらず速やかに、かつ、優先的にあつせんするものとする。

附 則

- 1 この基準は、岐阜県知事の認定のあった日から適用する。
- 2 この基準の認定の際、改正前の基準によりあつせん手続中のものについて、なお、従前の例による。

別表1

経営形態	基準面積(a)	基準飼養規模
水稲中心経営	水田	
施設園芸中心経営	水田 畑 ハウス	
露地野菜中心経営	水田 畑	
養豚中心経営		肉豚 頭 繁殖豚 頭
養鶏中心経営		採卵鶏 羽

別表2

経営規模拡大目標(a)
単一経営 水稲 野菜(露地) 施設野菜(ビニールハウス) 養豚 養鶏 複合経営

農地転用許可基準の判断事例集

(農地の集団性の判断)

～目 次～

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い（考え方）	1
参考事例① 基本形①	2
参考事例② 基本形②	3
参考事例③ 河川で囲まれている場合①	4
参考事例④ 河川で囲まれている場合②	5
参考事例⑤ 農業用排水路の考え方	6
参考事例⑥ 農地の集団を道路で往来できる場合	7
参考事例⑦ 周辺を宅地等で囲まれている場合①	8
参考事例⑧ 周辺を宅地等で囲まれている場合②	9
参考事例⑨ 鉄道による分断①	10
参考事例⑩ 鉄道による分断②	11
参考事例⑪ 道路による分断①	12
参考事例⑫ 道路による分断②	13
参考事例⑬ 10ヘクタールの算定	14
参考事例⑭ 段差による分断①	15
参考事例⑮ 段差による分断②	16
参考事例⑯ 平坦地と傾斜地の農地の集団が連続	17
参考事例⑰ 田畑が混在する場合	18
参考事例⑱ 整形・不整形の区画が混在する場合	19

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い

1 法令の規定

○ 農地法（昭和27年法律第229号）

第4条

6 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、（略）相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

□ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（略）

○ 農地法施行令（昭和27年政令第445号）

第5条 法第4条第6項第1号口の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

2 通知の規定（法令の規定の意味や法令の目的等から求められるもの）

○ 農地法の運用について

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第6項第1号口）

(ア) 要件

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

3 判断に当たっての考え方

◎ 「一団の農地」を優良農地と位置付けているのは、農地がまとまって存在することによって、①農業機械による営農が可能になり、労働生産性が高まること、②農道等の維持管理や防除作業を効率的に行うことができること等、スケールメリットを活かせることによります。

このため、段々畑のような傾斜地や谷地田の農地の集団と、平坦地の農地の集団が連続して一団の農地を形成している場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは困難と考えられることから、それぞれ別の「一団の農地」と判断することが適当です。

ただし、傾斜地の農地の集団に農道が整備されており、かつ、ほ場の傾斜が農業機械を効率的に利用するのに支障がないと認められる場合には、両者の間でスケールメリットを活かすことは可能と考えられるため、同じ「一団の農地」と判断することが適当です。

◎ 「農業用道路、農業用排水施設、防風林等」には、道路法上の道路や河川であっても、農業機械が容易に横断できるなど農作業に支障がないものを含みます。また、「農業用施設等が点在している場合」については、農業用ハウス等の農業用施設のほか、農家住宅等が点在している場合も含みます。

◎ 「容易に横断することができる」か否かについては、道路については交通量や農業機械が容易に乗り入れし、横断することができる構造か等により判断することが適当です。

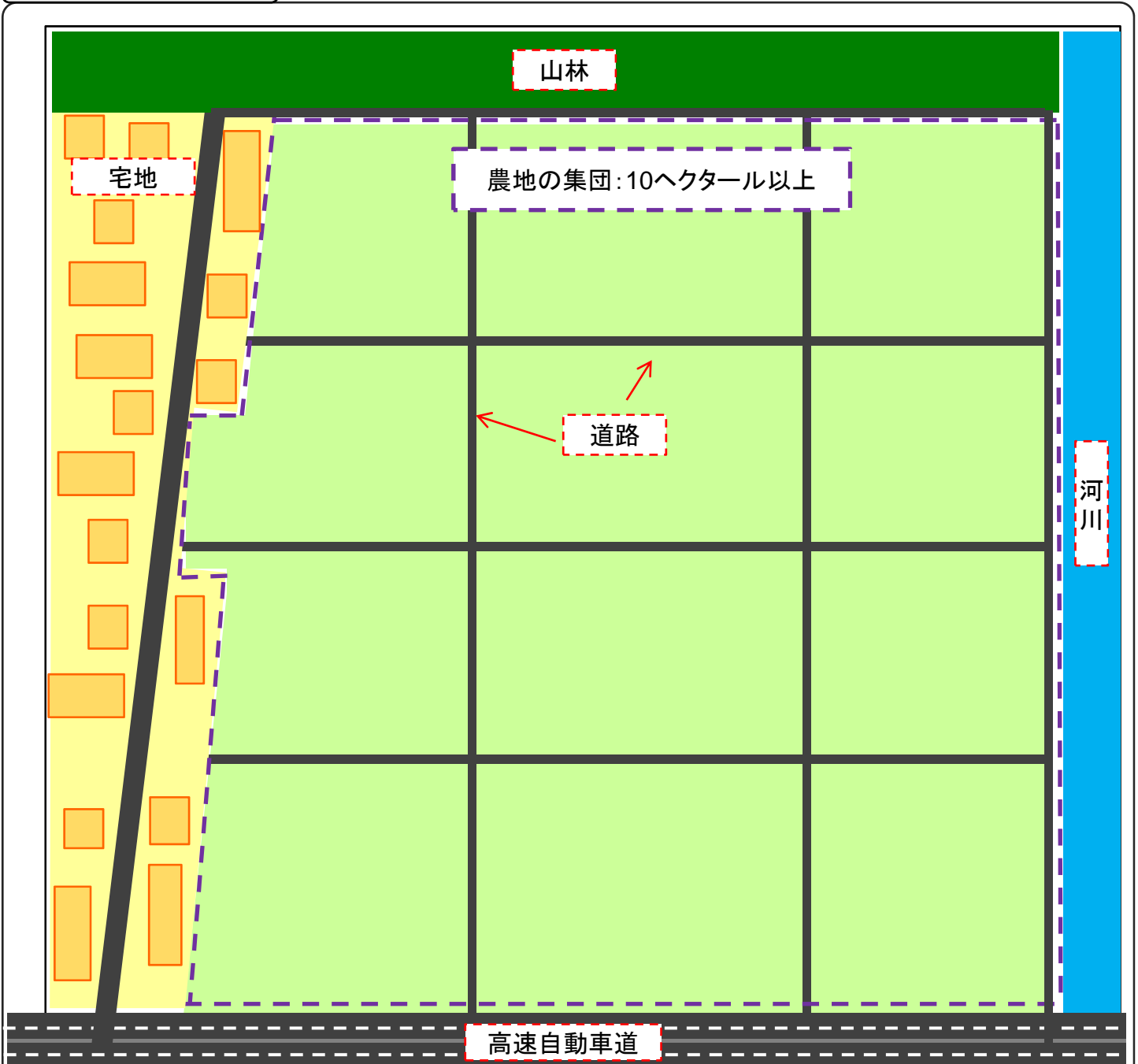
◎ 「迂回することができる」か否かについては、「一団の農地」の内部に数メートルの段差があっても、段差の周囲に農業機械が容易に迂回できる道路が存在するかにより判断することが適当です。

◎ 複数の地目（田、畑、果樹園）や土地改良事業を実施している農地と実施していない農地が混在している場合であっても「一団の農地」として取り扱うことが適当です。

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【一団の農地と判断】

① 参考事例

農地の集団性(基本形①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例は、周囲を山林、河川、宅地、高速自動車道に囲まれた10ヘクタール以上の一団の農地であり、区域内に道路等がある場合であっても、実際に農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断します。

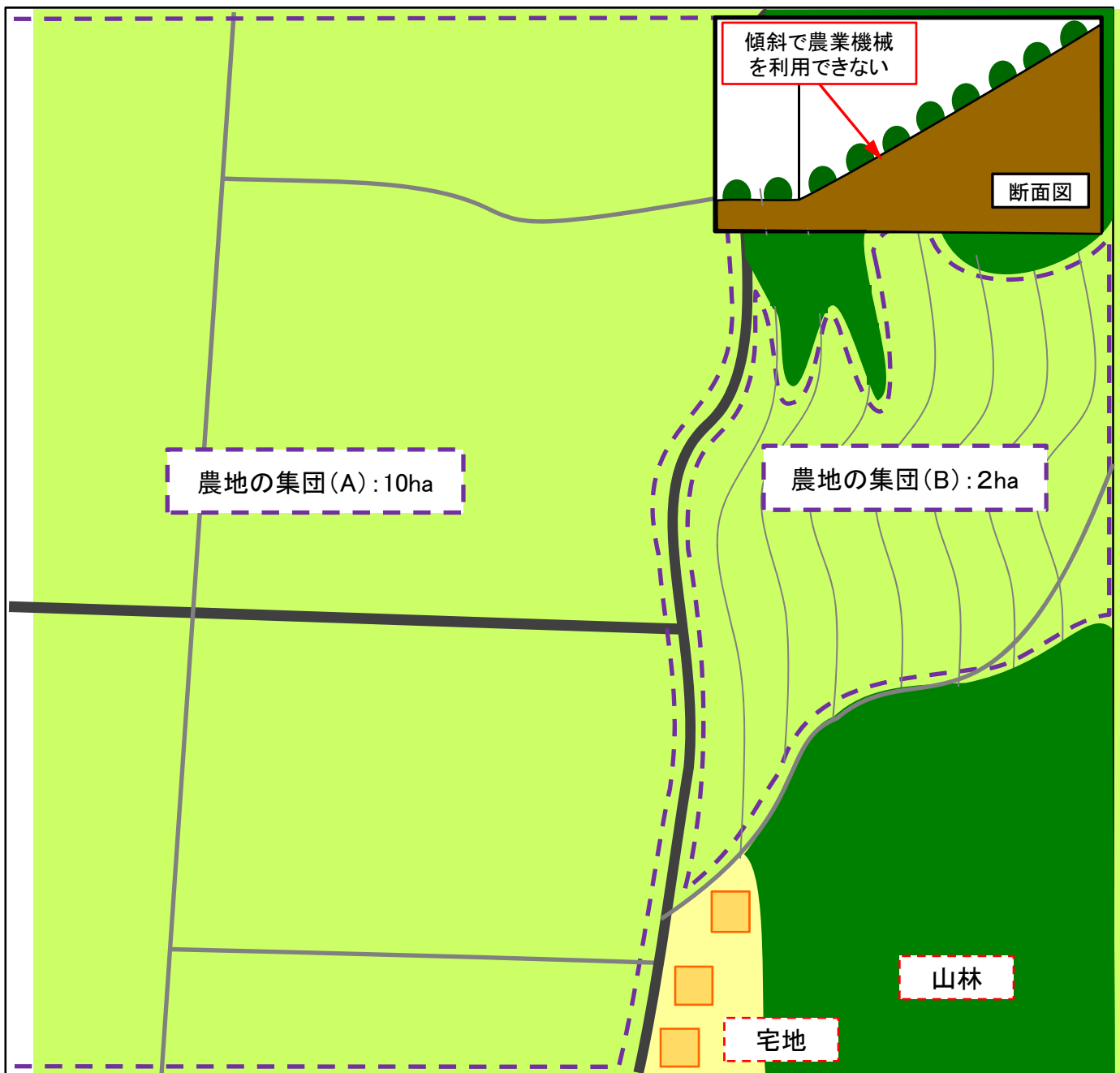
【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

② 参考事例

農地の集団性について(基本形②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例は、平坦地の農地の集団(A)と傾斜地の農地の集団(B)が連続して存在しています。

傾斜地で農業機械による農作業ができず労働生産性の向上が図れない農地の集団については、平坦地の農地の集団に隣接している場合であっても、農業機械による一体的な営農が図れないことから、それぞれ別の一団の農地と判断し、(B)は第1種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】

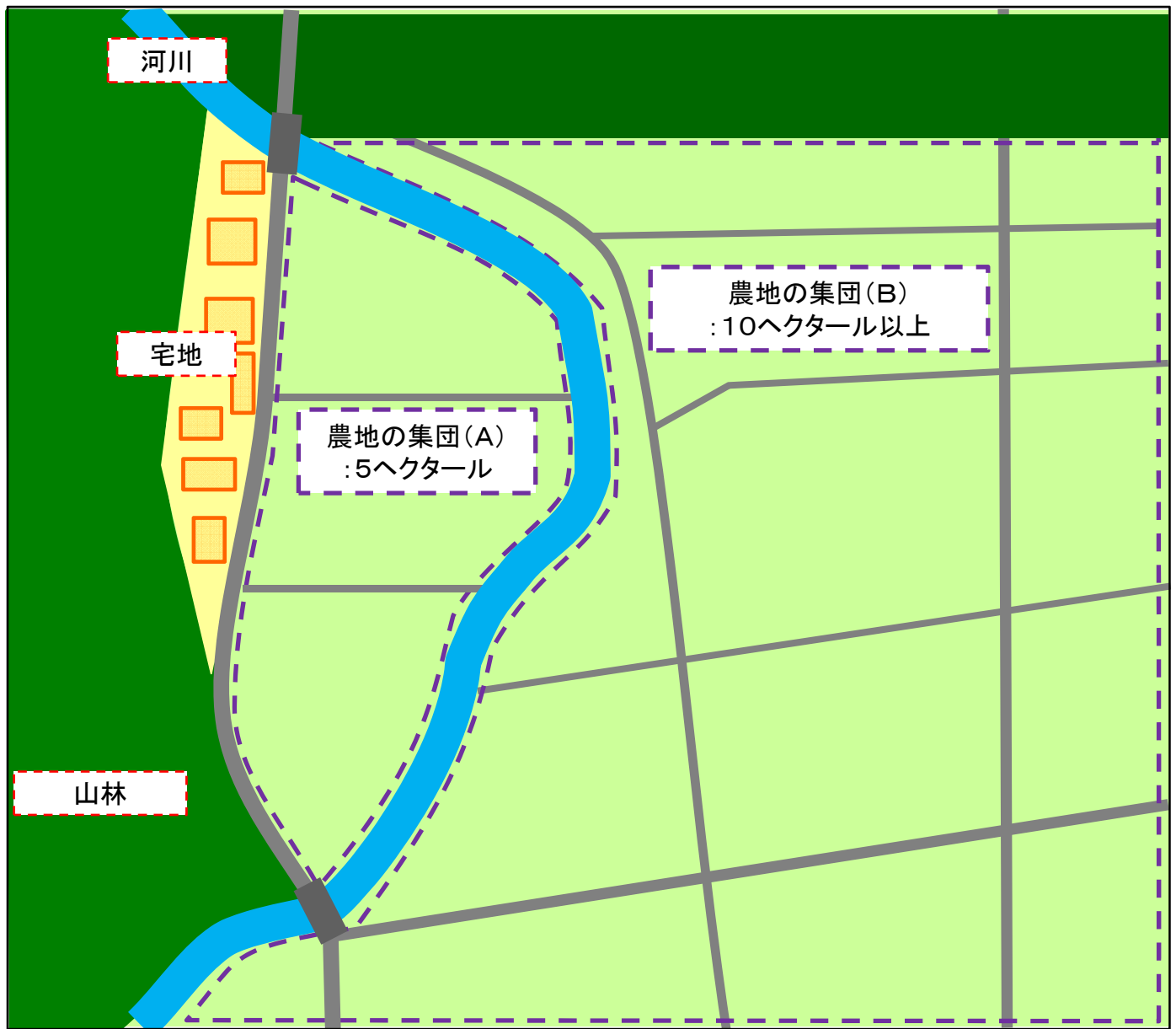
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

③ 参考事例

農地の集団性について(河川で囲まれている場合①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)は、周囲を山林、河川、宅地に囲まれており、農地の集団(B)と分断されていますので、(A)と(B)は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、(A)については、第1種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

④ 参考事例

農地の集団性について(河川で囲まれている場合②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)は、山林、河川、宅地に囲まれています。
また、農地の集団(B)は、山林、河川等に囲まれています。河川を横断して道路が存在しており、河川を農業機械が容易に横断することができ、農業機械による農作業が可能であることから、(A)と(B)は一団の農地と判断します。

【凡例】

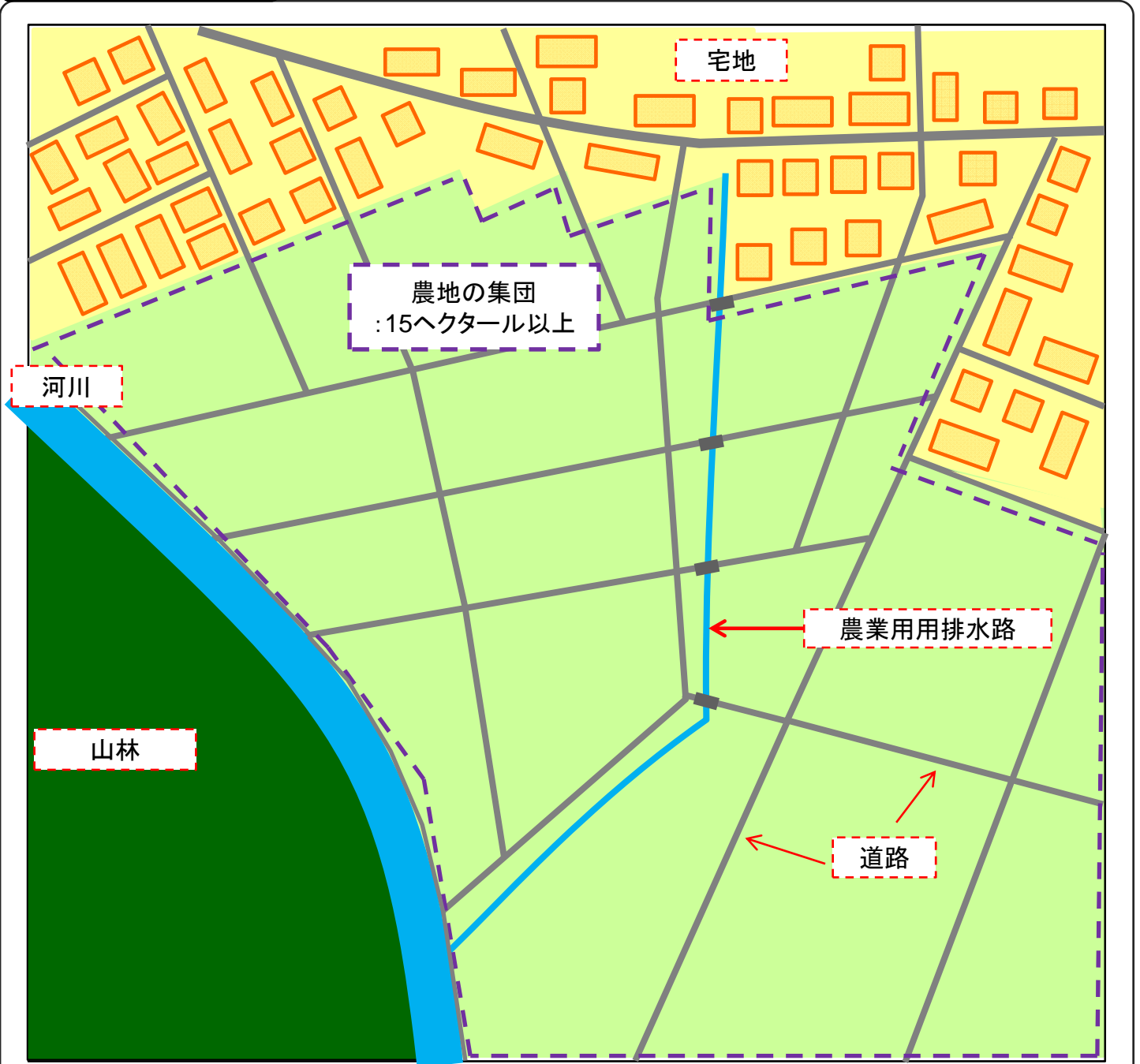
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【一団の農地と判断】

⑤ 参考事例

農地の集団性について(農業用排水路の考え方)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団の区域内に農業用排水路が設置されていますが、農業機械が容易に横断することができ、農作業に支障が生じないため、一団の農地と判断します。

【凡例】

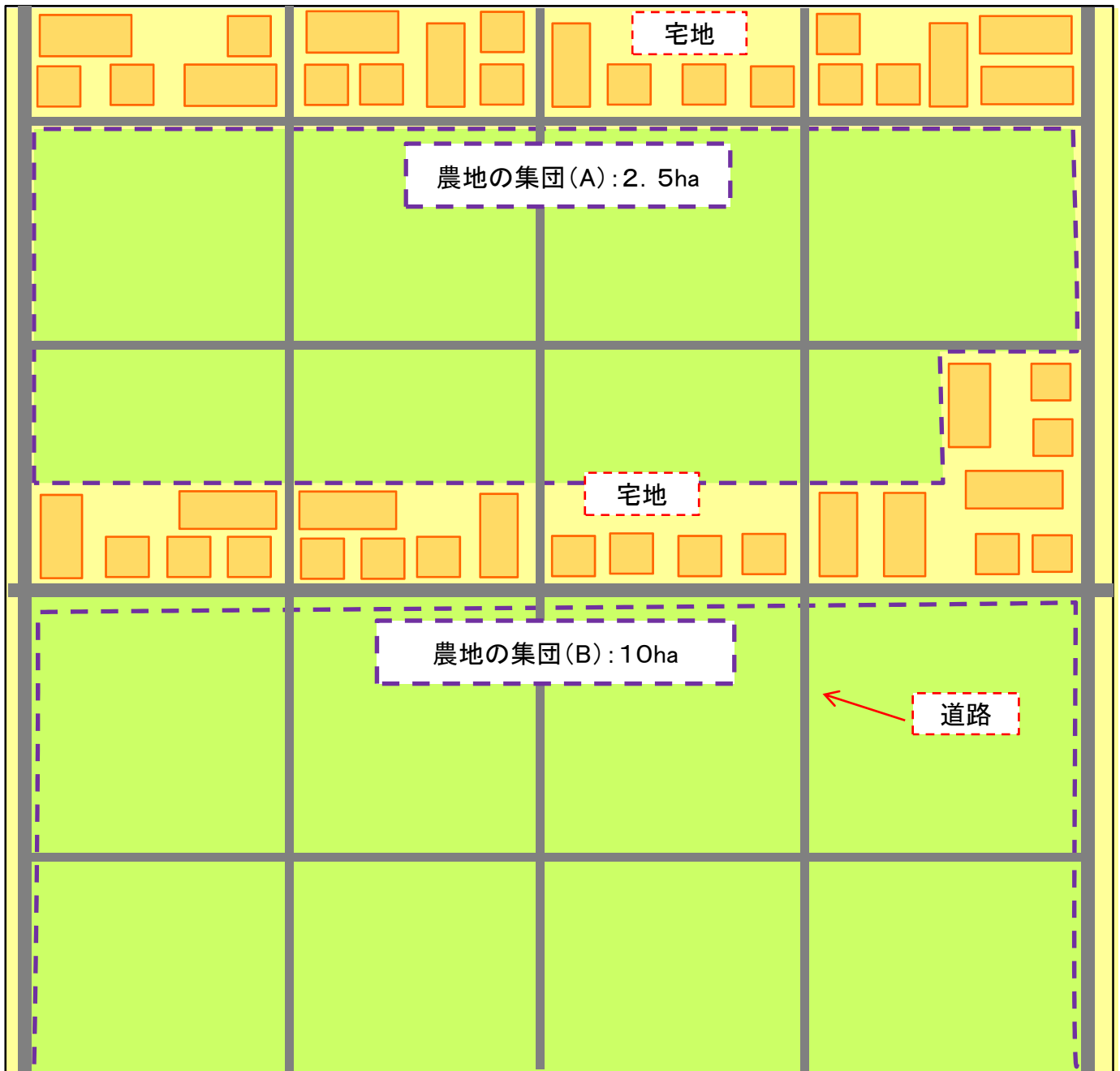
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑥ 参考事例

農地の集団性について(農地の集団を道路で往来できる場合)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)と農地の集団(B)との間の道路により農業機械が容易に迂回できるように見えますが、このような場合であっても、宅地という面的な施設が存在することから、それぞれ別の一団の農地を形成しており、(A)は、第1種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】

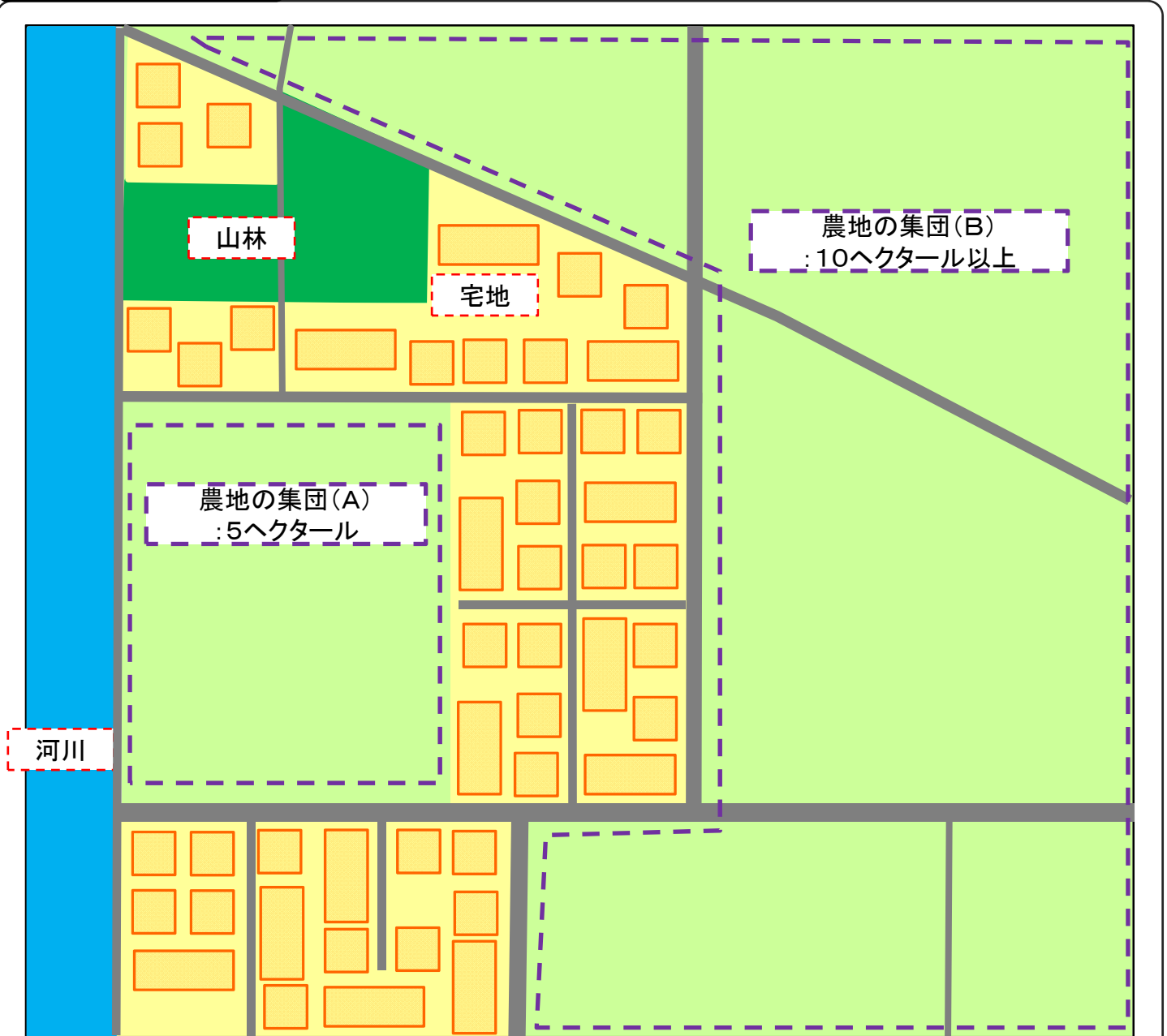
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑦ 参考事例

農地の集団性について(周辺を宅地等で囲まれている場合①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)と農地の集団(B)は道路で農業機械が容易に迂回できるように見えますが、周囲を宅地、河川で囲まれていることから、(A)と(B)は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、(A)は、第1種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑧ 参考事例

農地の集団性について(周辺を宅地等で囲まれている場合②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)は、周囲を宅地、河川等に囲まれているように見えますが、道路を農業機械が容易に横断することができ、農業機械による一体的な営農が可能であることから、(A)と(B)は一団の農地と判断します。

【凡例】

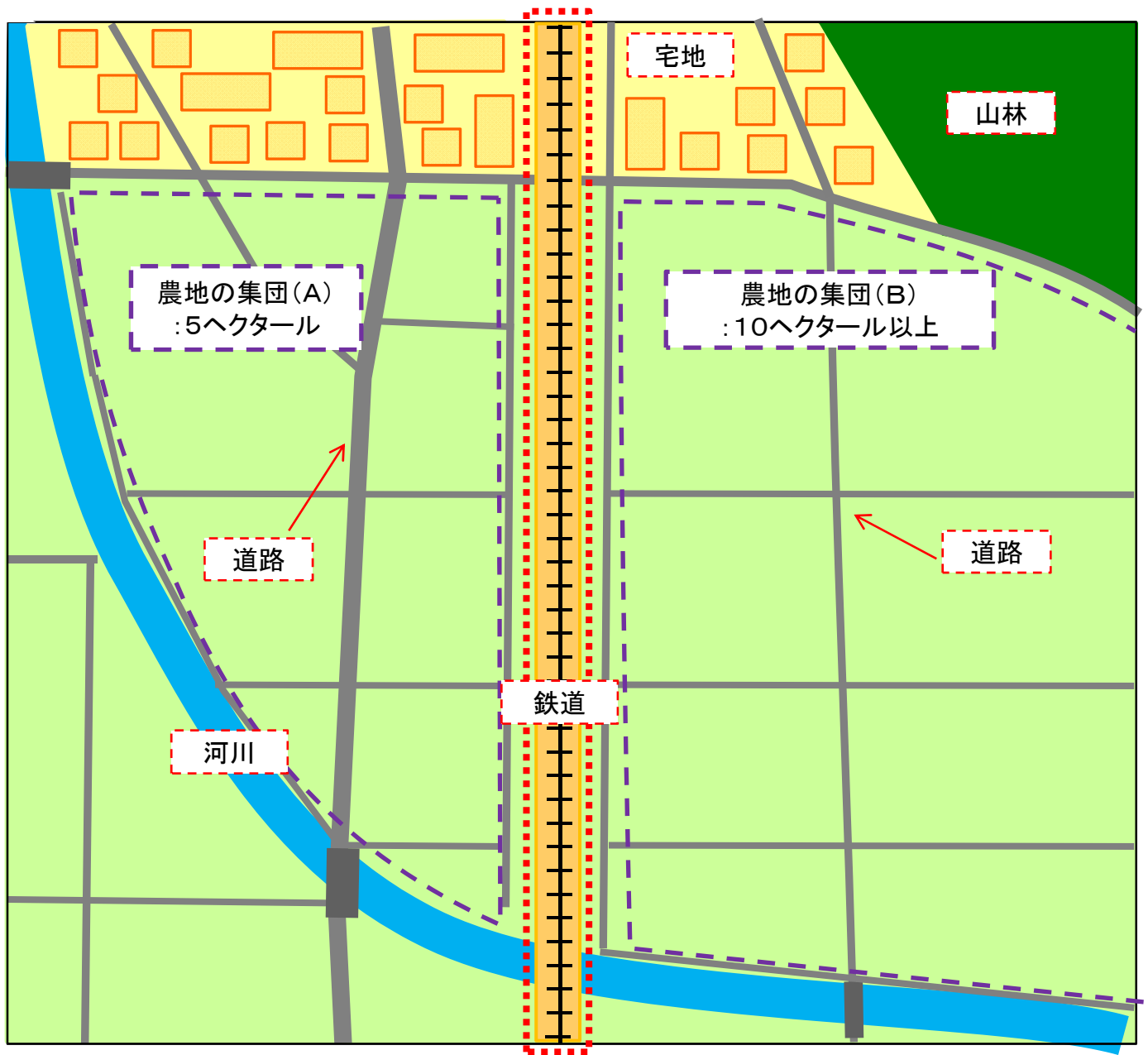
-  : 一団の農地
-  : 宅地
-  : 河川
-  : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑨ 参考事例

農地の集団性について(鉄道による分断①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)は、周囲を宅地、河川、鉄道に囲まれており、農地の集団(B)と分断されていますので、(A)は、第1種農地以外の農地に区分されます。

【凡例】

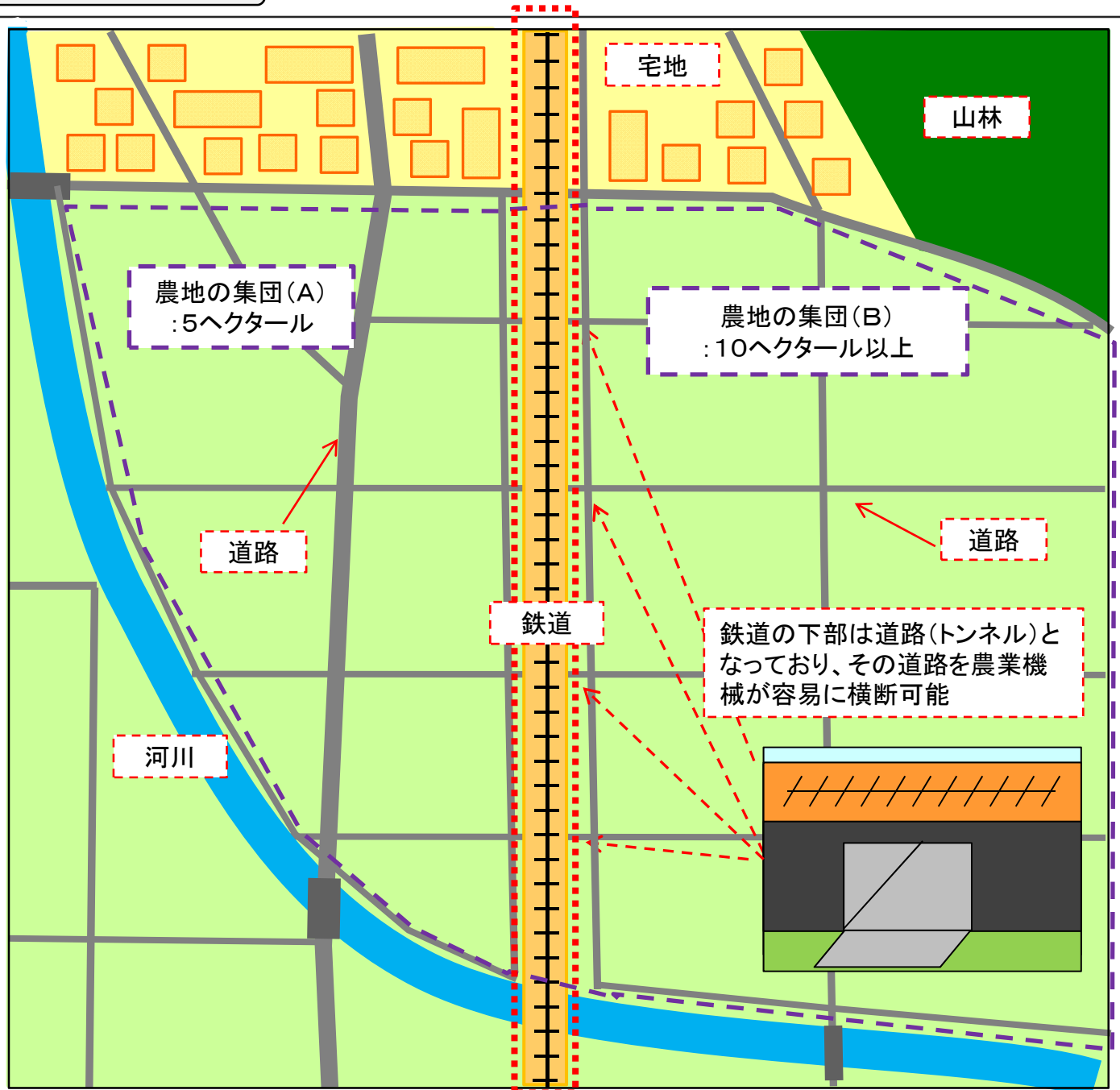
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路
- : 鉄道

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑩ 参考事例

農地の集団性について(鉄道による分断②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)と農地の集団(B)は、鉄道によって分断されていますが、鉄道敷の下を農業機械がトンネルで容易に横断することができることから、一体として利用することに支障があると認められず、一団の農地と判断します。

なお、鉄道敷の下のトンネルの高さ、幅等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

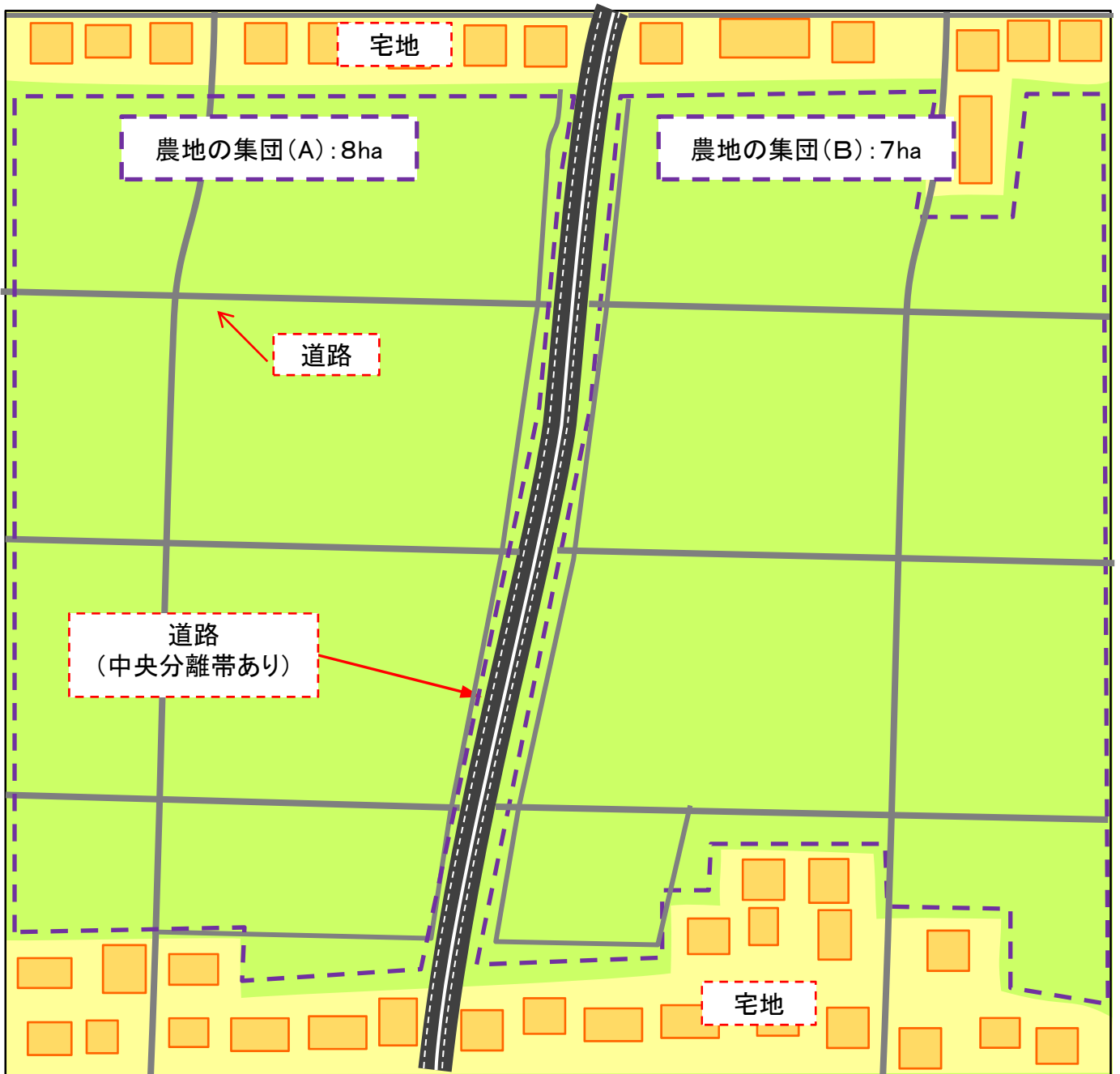
【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 河川
- : 道路
- |||| : 鉄道

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

① 参考事例

農地の集団性について(道路による分断①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、一団の農地の区域内に農業機械が容易に横断し又は迂回することができないと認められる道路（中央分離帯が設置された道路）が存在していることから、農地の集団（A）と農地の集団（B）は、それぞれ別の一団の農地を形成しており、それぞれ第1種農地以外の農地に区分されます。

なお、道路の構造（中央分離帯や信号機の有無）、交通量等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

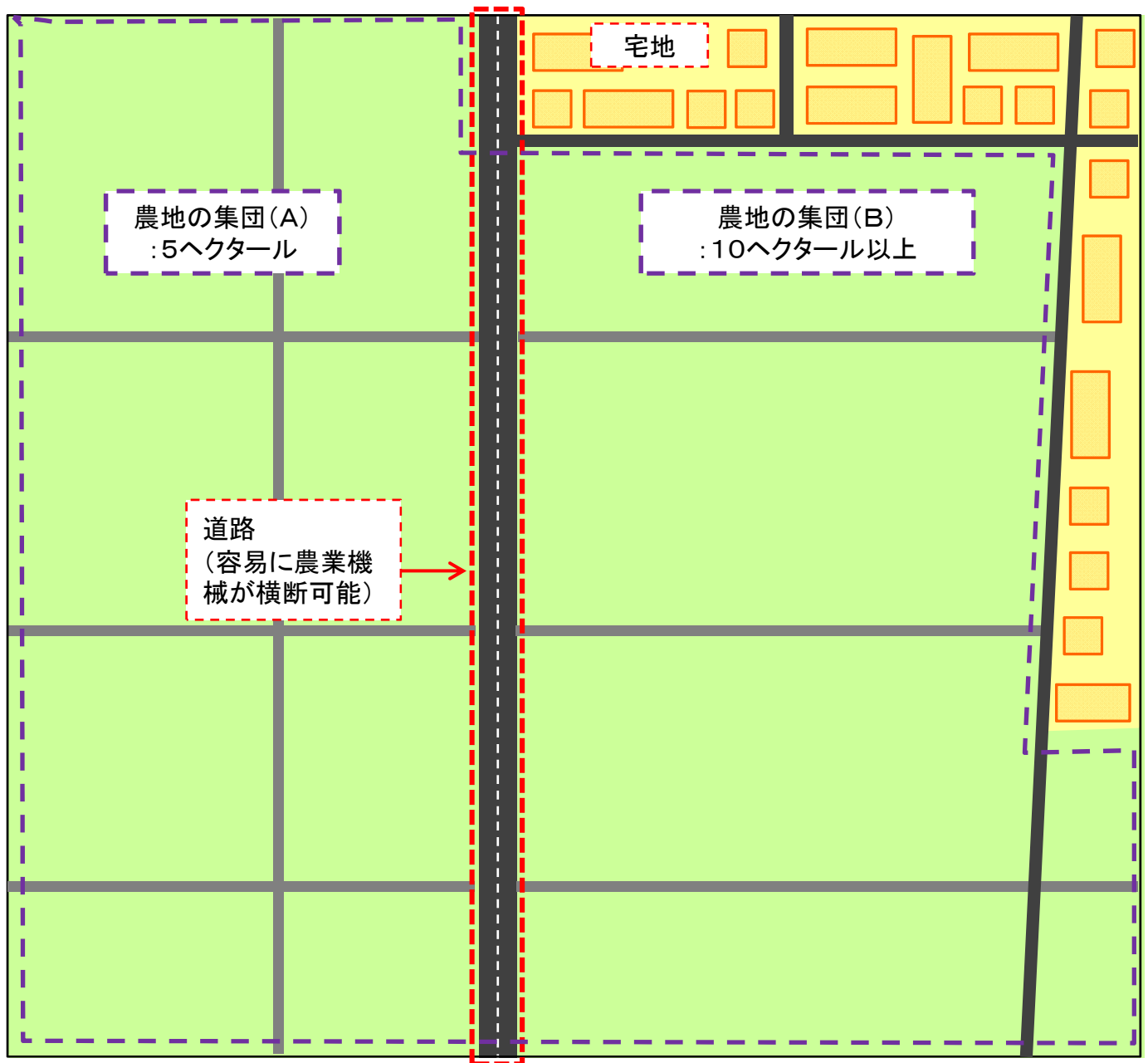
【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 道路

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑫ 参考事例

農地の集団性について(道路による分断②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、一団の農地の区域内に道路（中央分離帯がない道路）が存在していますが、農業機械が容易に横断することができるものであることから、一体として利用することに支障があると認められないため、農地の集団（A）と農地の集団（B）は、一団の農地と判断します。

なお、道路の構造（中央分離帯や信号機の有無）、交通量等によって、農業機械が容易に横断できるか否かを判断します。

【凡例】

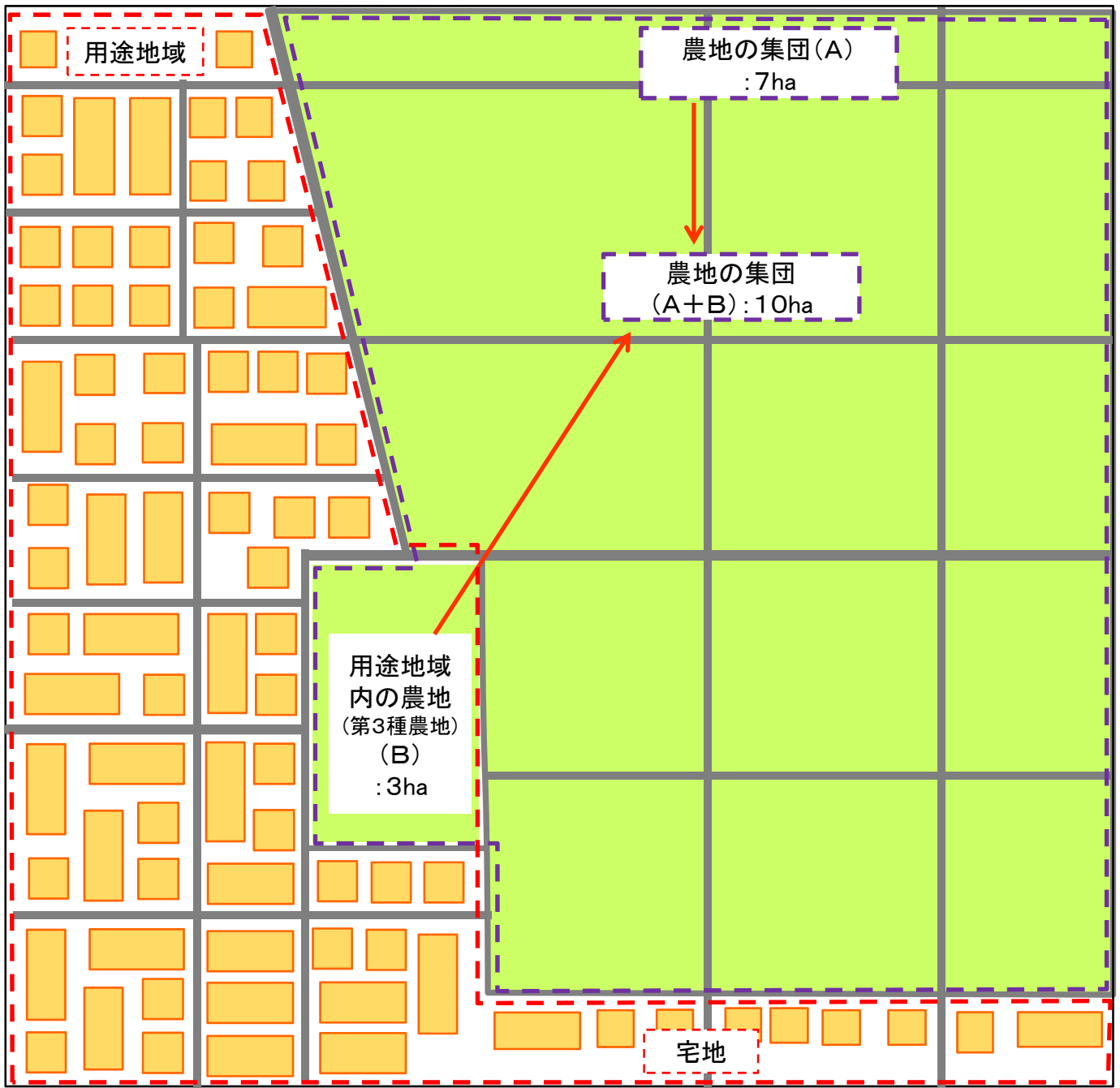
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑬ 参考事例

農地の集団性について(10ヘクタールの算定)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)と用途地域内の農地(B)が一団の農地を形成していますが、10ヘクタール以上の規模の一団の農地に該当するか否かについては、(A)と(B)の面積の合計で判断することとなります。

このため、(A)は、(B)の面積を合計すると10ヘクタール以上の規模となりますので、第1種農地と判断します。

なお、(B)は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですが、都市計画法に基づき用途地域に指定されているため、「第3種農地」と判断します。

【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 道路
- : 用途地域

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)はそれぞれ別の一団の農地と判断】

⑭ 参考事例

農地の集団性について(段差による分断①)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(B)は、周囲を宅地、山林に囲まれています。

農地の集団(A)と(B)の間には、2メートルの高低差(段差)があり、(A)からはなれた道路を迂回しなければ一体として利用することが困難であることから、(A)と(B)は、それぞれ別の一団の農地となり、(B)は、第1種農地以外の農地に区分されます。

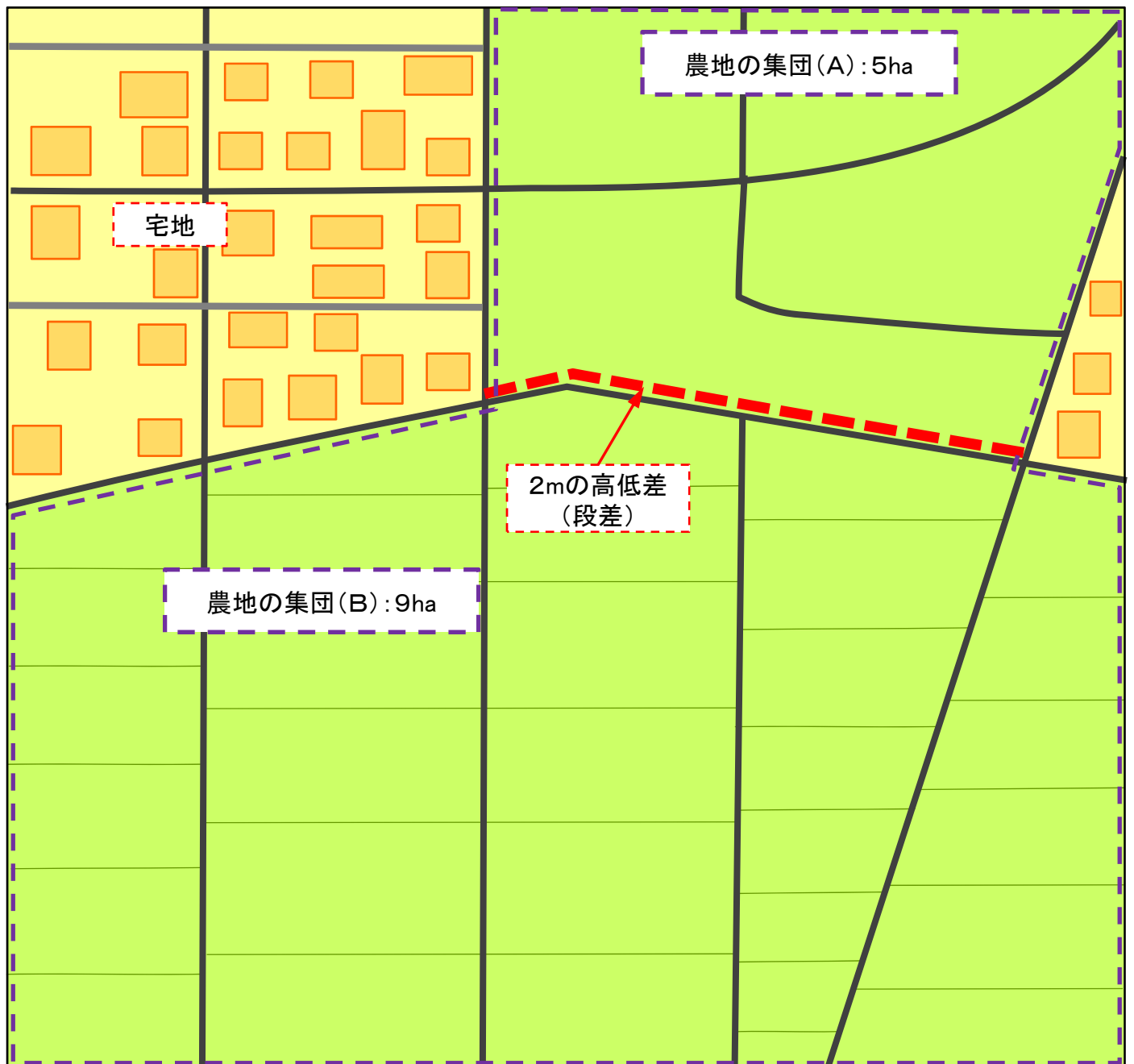
【凡例】

- : 一団の農地
- : 宅地
- : 山林
- : 道路

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑮ 参考事例

農地の集団性について(段差による分断②)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、農地の集団(A)は、周囲を宅地に囲まれ、農地の集団(B)との間に2メートルの高低差(段差)がありますが、周辺の道路により農業機械が容易に横断することができ、一体として利用することに支障があると認められないことから、(A)と(B)は、一団の農地と判断します。

【凡例】

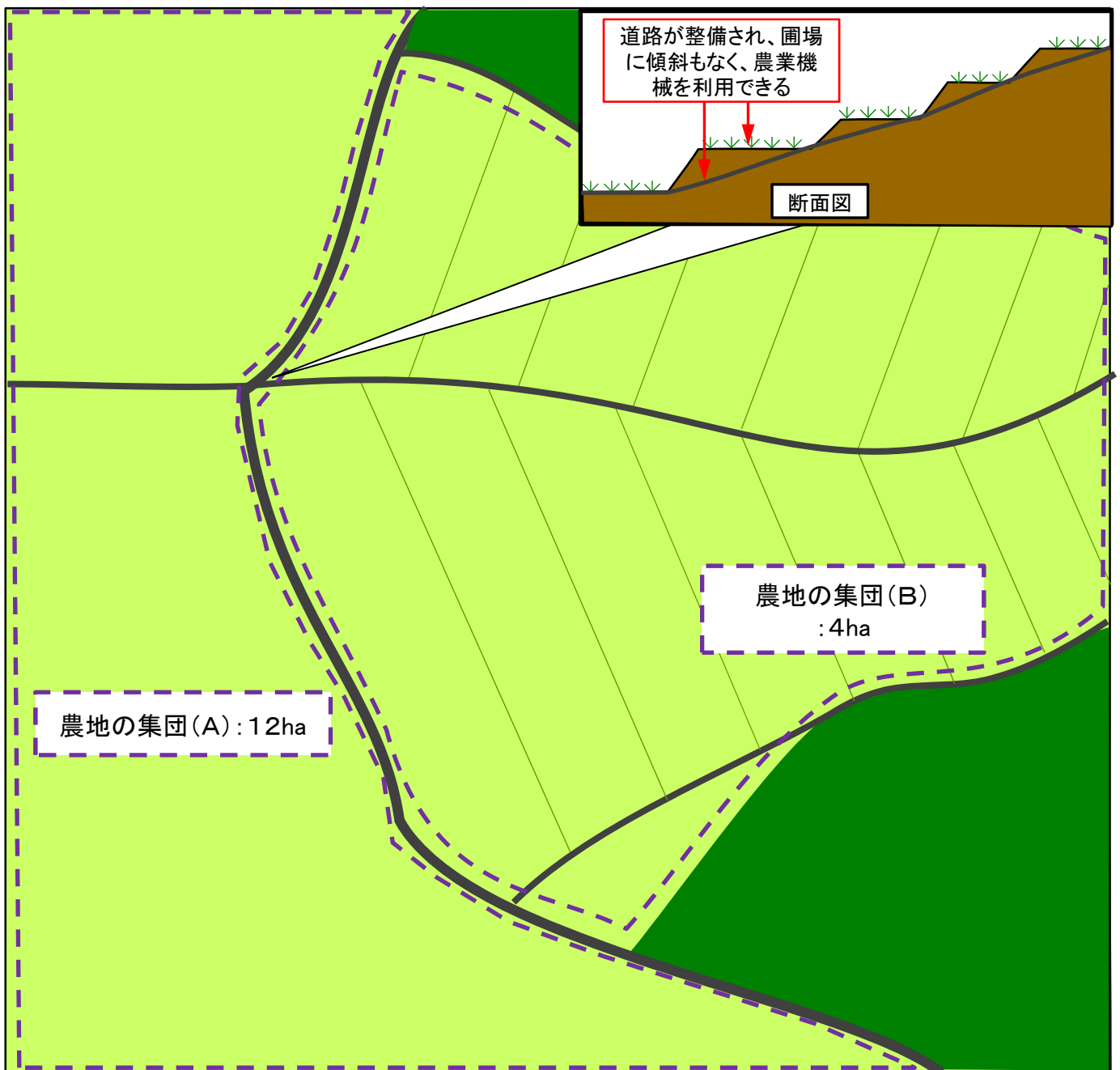
- : 一団の農地
- : 宅地
- : 道路

集団性
(第1種)

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑯ 参考事例

農地の集団性について(平坦地と傾斜地の農地の集団が連続)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

平坦地の農地の集団(A)と傾斜地の農地の集団(B)が連続して存在している場合、基本的には、それぞれ別の一団の農地と判断します。

この事例では、(B)は、道路が整備され、かつ、圃場に傾斜もないことから、(A)と(B)において、農業機械による一体的な営農が可能と認められますので、一団の農地と判断します。

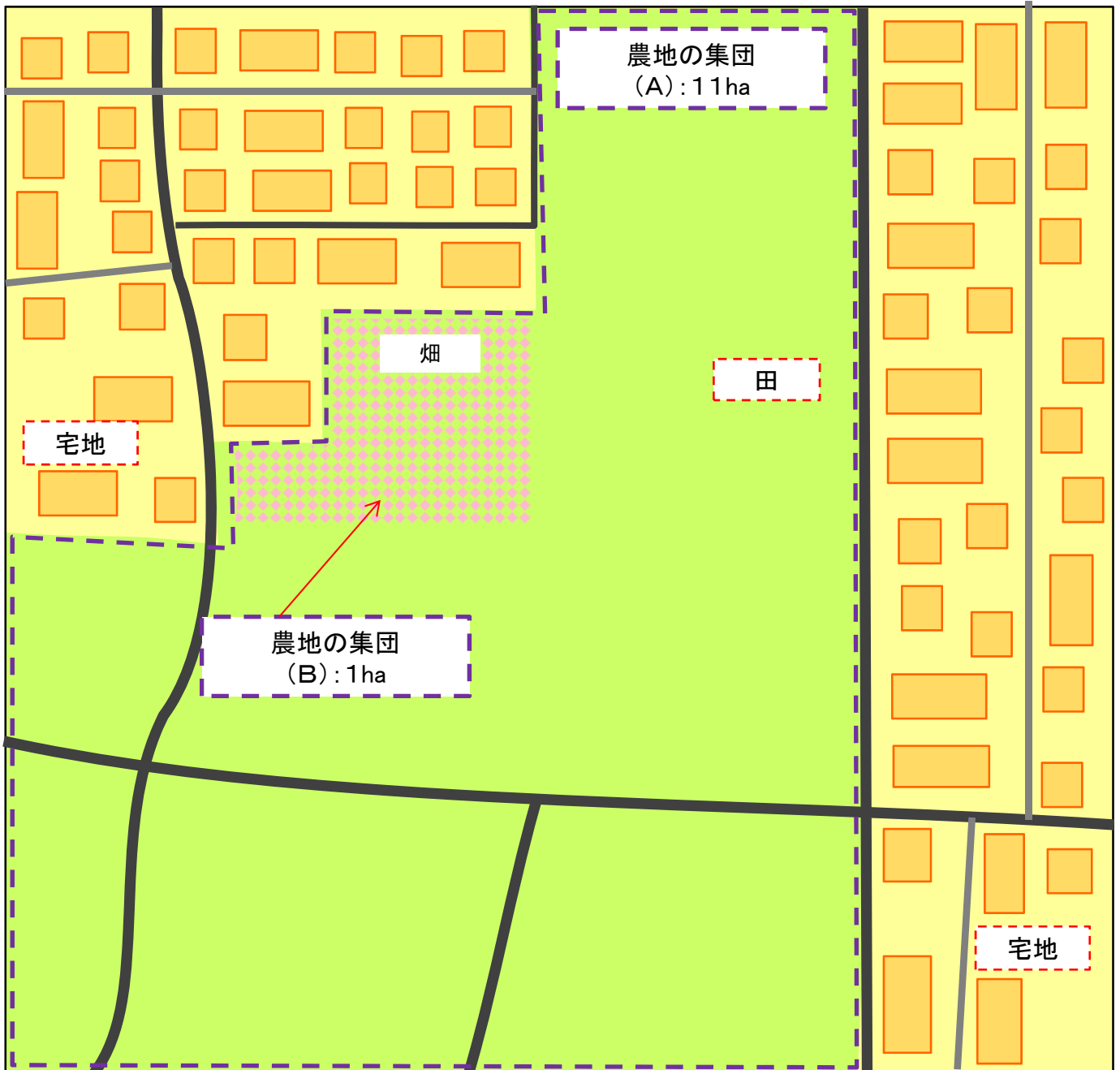
【凡例】

- 一団の農地
- 山林
- 道路

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い
【農地の集団(A)と(B)は一団の農地と判断】

⑰ 参考事例

農地の集団性について(田畑が混在する場合)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、複数の地目の農地（田と畑）の集団が混在していますが、このような場合であっても、一体として利用することに支障があるものと認められないことから、一団の農地と判断します。

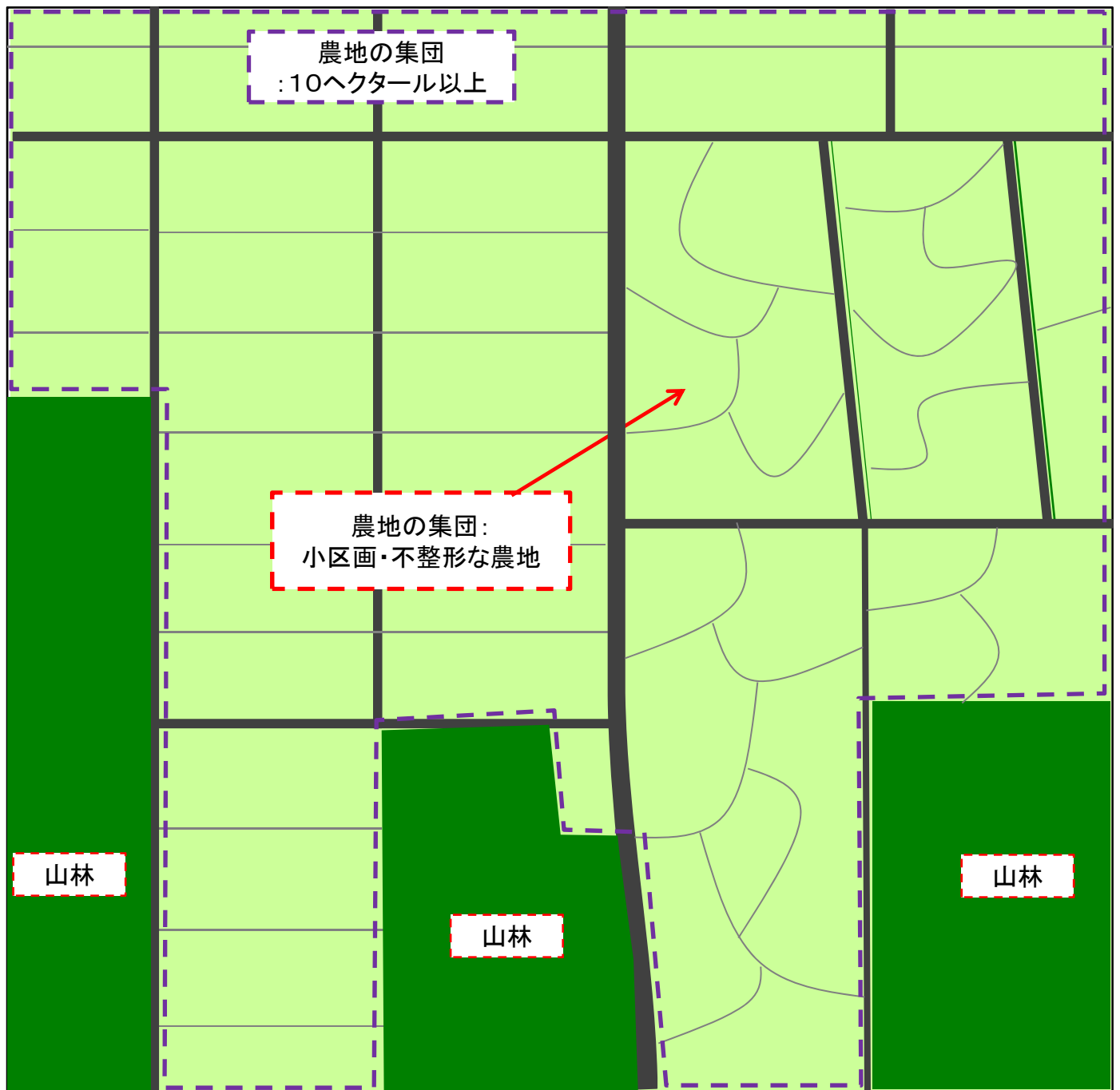
【凡例】

- ：一団の農地
- ：畑
- ：宅地
- ：道路

「10ヘクタール以上の規模の一団の農地」の取扱い 【一団の農地と判断】

⑱ 参考事例

農地の集団性について(整形・不整形の区画が混在する場合)



「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。

この事例では、圃場整備された農地と未整備の農地が存在していますが、このような場合であっても、これらの農地を一体として利用することに支障があると認められるものではないことから、一団の農地と判断します。

【凡例】

- : 一団の農地
- : 山林
- : 道路

営農型太陽光発電の実務用Q & A

(都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け)

※ このQ & Aは、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q & Aを充実していきます。

令和6年5月（改訂版）
農林水産省

○改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容
R6. 5. 15	問 66	9 行目「また書き」の協議の場のとりのまとめの記載箇所を修正するとともに、記載例を追記。

営農型太陽光発電の実務用Q & A（担当者向け） 目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「ガイドライン〇〇の××関係」とは、その問に関連する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】	1
---------	---

I 総論

1 趣旨・定義 3

- 問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。
- 問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。
- 問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。
- 問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。
- 問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か
- 問6 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）
- 問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）
- 問8 農地転用許可権者は誰になるのか。（ガイドライン2の(2)関係）
- 問9 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。
- 問10 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。
- 問11 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。
- 問12 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。
- 問13 令和6年4月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

2 一時転用許可の期間 6

- 問14 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（ガイドライ

ン2の(2)のア及び別表関係)

問15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問16 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問17 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問18 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問19 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問20 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問21 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

3 一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

問22 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン5関係)

問23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

問24 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

問25 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン5関係)

問26 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間

的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

問27 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

4 一時転用許可の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

問28 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問29 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問30 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)

問31 F I T法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン1 関係)
(参考) 地方経済産業局の連絡先等

問32 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン1 関係)

5 農振法に基づく開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

問33 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

問34 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

6 下部の農地での営農の適切な継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

問35 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

問36 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(ガイドライン6の(2) 関係)

問37 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収8割の要件はどのように考えればよいか。

問38 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン4 関係)

問39 令和6年4月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

問40 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

- 問41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。
- 問42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。
- 問43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。
(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等
- 問44 農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(ガイドライン4の(8)関係)

Ⅱ 各論

1 一時転用許可要件の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 問45 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問46 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問47 10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問48 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか(ガイドライン2の(2)のイ関係)
- 問49 「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。
- 問50 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいか。
- 問51 知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいか。
- 問52 下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいか。
- 問53 「農地法第32条第1項各号に掲げる農地」とはどのような農地か。(ガイドライン2の(2)のウ関係)
- 問54 営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(ガイドラインの(2)のウ関係)
- 問55 「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どのように判断するのか。
- 問56 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のオ関係)

- 問57 支柱の高さが最低地上高2メートル以上となっているのはなぜか。(ガイドライン2の(2)のカ関係)
- 問58 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね2メートル以上とする必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のカ関係)
- 問59 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のオ関係)
- 問60 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のキ関係)
- 問61 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。
- 問62 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということによいか。
- 問63 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようになるのか。
- 問64 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。
- 問65 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。
- 問66 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。
- 問67 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。(ガイドライン2の(2)のク関係)
- 問68 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のケ関係)
- 問69 再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか
- 問70 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいか。
- 問71 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。
- 問72 同一の発電事業者が複数箇所(例えば、A地区、B地区)で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B地区に係る許可も取り消すべきなのか。
- 問73 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備

の場合も代替性の検討が必要となるのか。

問74 FIT法とはどのように連携していけばよいのか。

問75 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。(ガイドライン2の(2)のサ関係)

2 一時転用許可条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

問76 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(ガイドライン2の(3)関係)

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い・・・・・・・・・・ 27

問77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(ガイドライン6の(4)関係)

問78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(ガイドライン6の(4)関係)

4 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

問79 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。(ガイドライン3の(2)関係)

問80 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。(ガイドライン3の(2)関係)

問81 作物の収穫時期や収支の決算期は、事業者によって様々であることから「栽培実績及び収支の状況」の報告期限を一律に翌年2月末日までとするのは無理があるのではないか。(ガイドライン3の(1)関係)

問82 収支報告書の内容が適切であることを確認するため、実績の根拠となる資料(伝票等)を添付するよう義務付けるべきではないか。

問83 営農型発電設備を設置した土地が元々遊休農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(ガイドライン4の(2)関係)

問84 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して2割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(ガイドライン4の(2)関係)

5 進捗状況の把握と指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

問85 下部農地の営農に支障が生じているかの判断はどのようにすればよいか。

問86 下部農地の営農に支障が生じている場合、農業委員会はどのように是正指導をすればよいか。

問87 収支報告書が収支の見込みと乖離している場合、下部農地の営農に支障が生じているものとして指導の対象となるのか。

問88 農地転用許可権者の指導に従い改善措置は講じているものの、収量が改善せず下部農地での支障が長年継続している場合、どのような対応を行えばよいか。

問89 栽培実績書や収支報告書の提出が行われなことを理由に、一時転用許可を取り消すことは可能か。

問90 パネル設置工事期間中等により、下部農地で栽培が行われなかった場合であっても、栽培実績書及び収支報告書は提出してもらう必要があるのか。

問91 是正の勧告や原状回復命令を行った場合、地方農政局や地方経済産業局に報告することとしている理由は何か。

6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

問92 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

問93 令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

問94 担い手が営農する場合等、一時転用期間を10年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10年より短い期間、例えば一律3年以内とする運用を行っても問題ないか。

問95 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

【用語の意義】

本Q & Aで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用 語	意 義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
処理基準	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）をいう。
処理要領	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）をいう。
F I T 法	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

用 語	意 義
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の1の(1)及び平成30年通知の記の1に規定する営農型発電設備と同じ）。
担い手	問15のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の1）。
営農の適切な継続	<p>下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（ガイドラインの2の(2)のウ）</p> <p>① 下部の農地における単収が、同じ年産の市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物や生産に時間を要する農作物の場合は試験栽培実績又は栽培理由書に記載の単収より減少している場合）</p> <p>② 遊休農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合</p> <p>③ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合</p>

I 総論

1 趣旨・定義

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成25年通知）を発出したものです。

問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。

平成28年3月までの営農型発電設備に係る取組を検証した結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再生利用に資するものが見られました。その一方で、下部の農地での農業生産が適切に行われていないケースも見られましたが、農地転用許可権者等の改善指導等により改善が図られていたところでした。

こうしたことを踏まえ、担い手が所有又は利用する農地を活用する場合、荒廃農地を再生利用する場合等においては、一時転用許可期間を従来の3年以内から10年以内に延長することとしました。この運用改善を行うため、平成25年通知を廃止し、改めて平成30年通知を発出しました。

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成30年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年1回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

第203回臨時国会における総理所信表明演説（令和2年10月）においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク

フォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、2割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです。

問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か。

営農型太陽光発電の取組は、再生可能エネルギーの発電と下部農地での営農を両立させる取組であり、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものですが、一方で、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されておりました。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準および必要な申請書類を農地法施行規則で明確化するとともに、農地法施行規則で定められた内容や実施に係る具体的な考え方や取扱いについて、ガイドラインに定めることとしたものです。

問6 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。

問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、ベタ基礎や杭基礎のものは含まれません）。

問 8 農地転用許可権者は誰になるのか。(ガイドライン2の(2)関係)

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長(※)となります。

※「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

問 9 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。

農地について権利を有する者には、その全てを適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務がありますが、下部農地の面積を「設備の直下の農地及び当該施設により日陰が生じる農地の面積」として運用した結果、パネル直下の農地のみで栽培を行い、その他の農地では栽培を行わないなど不適切な事例が散見されましたので、設備の存する区域全体の農地とすることとしました。

問 10 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。

発電設備の設置された農地の1区画(畦畔や法面で分けられた区画)全体のことをいいます。

問 11 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。

基本的に設備の存する農地の区画全体を耕作していただく必要がありますが、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作の事業のために必要な施設については、下部農地の面積から除外して差し支えないと考えます。

他方、発電設備の点検用機械の通路については、耕作の事業のために必要な施設ではないことから、通年で必要でない場合は、農閑期に点検を行う等により営農に支障がないよう配慮する必要がありますと考えております。(通年で必要な場合には一時転用許可を受ける必要があると考えます。)

問 12 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。

農地の一区画の大半において、通常の下条件下での耕作を行い、その区画の一部分のみに営農型太陽光発電設備を設置する場合で、通常の下条件下での耕作を行う部分と明確に区分できる場合は、区分した部分のみ下部農地とすることも可能と考えられます。

問 13 令和6年4月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

「収支の見込み」は、営農が適切に行われることを示す資料の一つとして求めるものであり、収量8割の達成を担保するものとなります。収支の内容自体は許可の可否に直接影響を及ぼすものではありませんが、そもそも農作物の販売収入を見込んでいないような計画では、営農を適切に行う意志があるとは考えられないことから、このようなものを防止し、適切な営農に向けて取り組んでいただく目的として提出を求めることとしました。

2 一時転用許可の期間

問 14 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。
(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には10年以内となります。それ以外の場合については3年以内となります。

- ① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合
- ② 遊休農地を再生利用する場合（再許可時を除く）
- ③ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合

問 15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営

→ 基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者

→ 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者（基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含む。）

③ 認定新規就農者

→ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

→ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

問 16 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

農用地区域内農地の一時転用許可期間は、一時転用の目的を達成することができる必要最小限の期間としており、具体的には、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内としています(処理基準第6の1の(1)の①のアを参照)。

一方、

① 担い手が下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いこと

② 荒廃農地を再生利用する場合は、営農型発電設備の設置によって荒廃農地の再生利用の促進が期待できること

から、特例的に一時転用許可期間を10年以内としております。

なお、農用地区域内農地に係る取扱いではありませんが、第2種農地及び第3種農地の場合は、営農型発電設備を設置する場合に限らず、基本的に農地転用が可能であることから、これらの場合についても一時転用許可期間を10年以内としております。

問 17 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可を取り消したり一時転用期間の変更を行う必要はありませんが、引き続き下部の農地が担い手により耕作されることを確保するように努めることが望ましいと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から5年間(認定期間中に変更した場合でも当初の認定から5年間)となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は5年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

問 18 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

申請時点で遊休農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、遊休農地を再生して営農を開始し、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問 19 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを確認する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は10年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類で確認しておく必要があります。

問 20 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場合に限ります。

問 21 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②遊休農地を再生利用する筆、③第2種農地又は第3種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて10年以内の一時転用許可を行うことは可能です。

3 一時転用許可の再許可

問 22 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン5関係)

一時転用許可の再許可については、それまでの転用期間における、下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断します。具体的には、

- ① 下部の農地での単収が同じ年の市町村の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していなかった(市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合は、試験栽培実績書又は栽培理由書に記載した単収を下回らなかった)
- ② 遊休農地を再生利用していた場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当していなかった
- ③ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められなかった

等、営農が適切に行われていたのであれば、再度一時転用許可を行うことが可能です。

なお、それまでの期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないうむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する必要があります。

問 23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

できます。

問 24 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)

できません。

遊休農地を活用して営農型太陽光発電を行う場合、当初の一時転用許可期間中に遊休状態は解消していることから、再許可の際には遊休農地として10年以内の一時転用許可期間とすることはできません。

問 25 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン5関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を行うことが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を行うことができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を行う必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談されるよう促してください。

問 26 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

可能です。

ただし、FIT事業の認定期間は20年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問 27 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

4 一時転用許可の対象範囲

問 28 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備等農地に支柱を立ててその下部の農地で営農を継続する場合については、営農型太陽光発電と同様に取り扱って差支えないと考えております。

問 29 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナーや電柱等）も対象になります。

なお、変電設備等については、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、規模と位置が適正である必要があります。

問 30 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 1 関係)

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等（以下「フェンス等」といいます。）については、簡易な構造で容易に撤去できるもの（問 7 を参照）であれば対象となります。

問 31 F I T法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないよう、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン 1 関係)

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」第 2 章第 2 節の 4 において、「出力 10kW 以上 50kW 未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を※②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局（下記地方経済産業局の連絡先等を参照）の F I T法担当部局と相談をお願いします。

※②の標識⇒発電設備の区分、名称、設備 ID、設置場所、出力、事業者名、連絡先等が記入された標識

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	北海道	011-709-2311
東北経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局(資源エネルギー環境部新エネルギー対策課)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局(経済産業部エネルギー対策課)	沖縄県	098-866-1759

問 32 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン 1 関係)

可能です。

5 農振法に基づく開発許可

問 33 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があり、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に該当します）。

問 34 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

6 下部の農地での営農の適切な継続

問 35 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

① 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合

② 生産までに時間を要する作物を栽培しようとする場合

等は、当該農作物の栽培に知見を有する者による所見において、適切な営農の継続が確保が見込まれるものとなっているか、営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいと考えます。

問 36 栽培する農作物を転換することは可能なのか。（ガイドライン 6 の (2) 関係）

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で計画変更の可否を判断することが適当です。

問 37 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収 8 割の要件はどのように考えればよいか。

複数の作物を栽培することは可能ですが、それぞれ栽培作物毎に、同じ年産の市町村の平均的な単収の 8 割以上を確保する必要があります。

問 38 天災等によりおおむね 2 割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン 4 関係)

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断します。

問 39 令和 6 年 4 月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

現行制度による一時転用許可期間が満了するまでの間は、これまでと扱いは変わりません。

但し、一時転用許可期間が満了し、再度、一時転用許可を受けようとする場合、下部農地は遊休農地ではなくなっていることから、通常の農地と同様、栽培する作物について、当該市町村の収量の 8 割以上を確保すること等の要件を満たす必要があります。

7 その他

問 40 第 1 種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成 25 年法律第 81 号)では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第 1 種農地(再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。)に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問 41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号) 上においては、営農型発電設備は、

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
 - ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること
- に該当するものは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないこととされています(「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成 26 年 1 月 28 日付け国住指第 3762 号国土交通省住宅局建築指導課長通知))。

問 42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者(※)が判断した際には、都市計画法第 29 条の開発許可は不要となっています(「開発許可制度運用指針」(平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号) I-1-2 (5) 参照)。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長)となっています。

問 43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号) 上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります(電気事業法第 39 条、第 56 条、「電気工事士法」(昭和 35 年法律第 139 号) 第 5 条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 52 号))。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者(第 1 種電気工事士等)により行われなければならないこととされています(電気工事士法第 3 条、第 5 条)。

また、電圧 600V 超又は出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります(電気事業法第 42 条、第 43 条等)。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又

は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

(なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。)

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

問 44 農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされているが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(ガイドライン4の(8)関係)

農地転用許可権者による転用事業の進捗状況を把握するとともに、営農の適切な継続が確保されなくなった場合の改善指導等の事務を的確に行うため、農地転用許可権者による台帳を作成し、保管することとしております。

具体的には、一時転用許可申請の内容や毎年農作物の状況報告を基にした基本的な情報を記載することとしていますが、改善指導や是正処分、FIT 認定部局への報告等を行った場合はその内容も併せて作成・記録してください。

なお、別途農林水産省農村振興局が実施している「営農型発電設備設置状況詳細調査」の調査様式(営農型発電設備設置状況詳細調査一覧表)を台帳として活用することができます。

Ⅱ 各論

1. 一時転用許可要件の判断

問 45 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告等により判断することが望ましいと考えます。

問 46 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績又は②当該組織の規約や経理書類、法人化計画書等(規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可)により確認することができると考えます。

問 47 10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地」とは、「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。)の第3の1の(3)のア(農地法第32条第1項第1号の遊休農地)と判定された遊休農地等のことです。この遊休農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する農地の利用状況調査によって、あらかじめ判断されています。

問 48 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のイ関係)

一時転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、

- ① 簡易な構造で容易に撤去できるものとなっているか
- ② 申請に係る転用面積が、営農型発電設備の支柱や周辺機器の部分のみに係るものであるか
- ③ 営農型発電設備の支柱の本数や太さが過多・過大でないか

を確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

問 49 「変電設備等」の「等」には何が含まれるのか。また、「原則農地以外から選定すること」とされているが、この場合、記載にある「適正な規模及び位置」はどのように判断するのか。

太陽光発電設備に附随する設備を設置する場合、高圧の太陽光発電設備に必要な変電設備等(キュービクル等)の設備を設置する場合は、農地の効率的な利用の観点から、原則として、農地以外の土地から選定する必要があると考えております。

また、変電設備等の設置を要するような大規模な営農型発電設備の場合は、周辺の土地も広範囲に及び、農地以外の土地の選定が可能であることも十分考えられることから、土地の代替性の確認をしっかりと行う必要があるものと考えます。

なお、小規模なパワーコンディショナー等太陽光パネルの支柱に併せて設置することが可能であるような場合については、この限りではありません。

[※関連問 29]

問 50 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする申請の場合、審査はどのように行えばよいか。

市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する農作物を栽培しようとする場合は、当該市町村の区域内で試験栽培を行った実績又は栽培理由書のいずれかを提出していただく必要があります。この場合、

- ① 試験栽培の実績については、当該市町村の遮光設備下（屋根か太陽光パネルかは問いません）における収量の実績
- ② 栽培理由書については、当該理由書の単収見込欄において、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データ、自然条件に類似性のある他地域のデータ等に基づいて記入していただくこととしております。

また、これに加えて別途、知見を有する者による意見書を提出していただくこととしておりますので、その意見の内容が下部農地の営農の適切な継続が可能であるものになっているか確認の上、判断することとしてください。

なお、①により試験栽培を行う場合は、適切な単収が得られるよう、試験栽培段階から知見を有する者と連携し助言等を求めながら、実施することが適当と考えます。

問 51 知見を有する者の意見書の内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

今般、ガイドラインにおいて、知見を有する者の意見書の様式（別紙様式例第3号）を設けており、当該申請に係る下部農地で栽培する作物について、知見を有していることを確認するため「知見を有する者の当該作物への関わり」を記載していただくこととしました。

具体的には知見を有する者の当該作物に係るこれまでの試験研究実績や栽培実績等を記載していただき、記載内容及び添付された研究データから、知見を有する者としての適格性を判断いただくこととしております。

許可権者においては、知見を有する者の意見書の記載内容が、これまでの試験研究実績等を踏まえた内容となっており齟齬が生じていないか、妥当な内容となっているかを確認いただき、必要に応じて、申請者や知見を有する者に説明等を求め、判断することとしてください。

問 52 下部農地における収支の見込みの記載内容が適切であることをどのように判断すればよいか。

営農計画書の「下部農地における収支の見込み」は、営農型太陽光発電設備に係る下部農地の適切な営農の継続が確実であることを確認するための参考情報であり、この内容が適切か否かによって許可の可否に直接影響するものではありませんが、例えば、農業の収支において収入がゼロで計上されているなど、適切な営農の継続に疑義が生じる場合においては、事業者から理由等を確認し、適切な取組となるよう誘導する必要があると考えます。

問 53 「農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地」とはどのような農地か。(ガイドライン 2 の (2) のウ関係)

農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地とは、次の農地が該当します。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号）
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号）

これらの規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第 3 の 1 の (3) に下記のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第 3 の 1 の (3) 抜粋】

ア 法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地

- (7) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去 1 年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
- (4) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。
- (ウ) (略)

イ 法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。
この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

問 54 営農型発電設備の下部の農地で果樹等生産に時間を要する作物を栽培する場合で、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(ガイドラインの (2) のウ関係)

果樹等を栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合がありますので、営農計画書の「生長の指標」欄に記載された生育状況が適当か、また、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われるか確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうか判断してください。また、その際には、知見を有する者による意見も踏まえて判断してください。

問 55 「農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われる」ことは、どのように判断するのか。

施行規則第 30 条第 2 項 5 号の、毎年の栽培実績及び収支の報告を提出する旨の誓約書（ガイドライン別紙様式例第 6 号）の提出の有無により判断してください。

問 56 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。（ガイドライン 2 の（2）のオ関係）

一時転用許可申請書に添付されている営農型太陽光発電設備の設置による下部農地における営農への影響の見込み（ガイドライン別紙様式例第 2 号）及びに設計図により

- ① 生産する農作物の生育に適した日照量が示されており、
- ② 当該日照量を保つための設計（パネルの角度、間隔、枚数等）になっていることを確認して判断してください。

問 57 支柱の高さが最低地上高 2 メートル以上となっているのはなぜか。（ガイドライン 2 の（2）のカ関係）

営農型発電設備を支える支柱の高さについては、

- ① 農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ
 - ② 仮に、農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ
- を確保する観点から、最低地上高おおむね 2 メートル以上としたものです。

問 58 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね 2 メートル以上とする必要があるのか。（ガイドライン 2 の（2）のカ関係）

農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合については、支柱の高さがおおむね 2 メートル以上に達しなくても差し支えありません。（この場合、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されます。）

この「設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合」については、

- ① 設備間の設置間隔が狭小であることや、設備の設置により耕作できなくなる面積が大きいこと
 - ② 設備の構造上、効率的な農業機械等の利用に支障を及ぼすこと
 - ③ 設備の日陰により、農作物の生育に適した日照量を保っていないこと
- 等に該当しないことを確認し、営農条件に支障を及ぼさないことを判断する必要があります。

問 59 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のオ関係)

営農型発電設備は、農業上の土地利用との調和を図りながら、農地における営農の適切な継続を前提とするものであり、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることが必要です。

例えば、営農型発電設備の設置予定の農地が、

- ① 集団農地の真ん中である
- ② 担い手に集積する予定がある
- ③ ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている
- ④ 水路の管理に支障が生じる

等の場合には、支障を及ぼすおそれがあると判断します。

問 60 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のキ関係)

農地転用許可権者は、農用地区域内農地に営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請があった場合には、設置の時期、場所等からみて、土地改良事業等の事業、担い手への農地の利用集積等を通じた農業振興地域整備計画の達成に支障がないかを市町村の農業振興地域制度担当部局に確認の上、判断してください。

問 61 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。

農地転用許可基準の一般基準においては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっています(農地法第4条第6項第5号、農地法施行規則第47条の3第2号)。

地域計画は、農地の集積・集約化など、地域の農地の効率的かつ総合的な利用方針について記載し、地域農業の在り方を定めるものでありますが、営農型太陽光発電の取組は、営農と発電を両立するという特殊な取組であるところ、地域の協議によって作成されている地域計画区域内において行うためには、特別に関係者間で協議を行って進めることが適当と考えられることから、協議の場で合意を得て取り組むこととしたものです(この具体的な考え方については、「農地法の運用について」第2の1の(2)のウに記載されております。)

なお、この場合の協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが目的であるため、地域計画に位置付けることまでを求めるものではありません(地域の実情に応じて、地域計画に係る目標の達成に必要な措置として、任意記載事項に位置付けることは可能です。)

問 62 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということでしょうか。

地域計画が未策定の場合であっても、地域計画を策定するための協議の場の開催が決まっている場合（具体的には農業経営基盤強化促進法施行規則第 16 条第 2 項の公表がなされたとき）において、当該地域計画を予定している区域内で営農型太陽光発電の実施について相談がなされている場合は、当該営農型太陽光発電についても協議し、合意を得ることが適当です。

なお、地域計画が未策定であり、かつ、協議の場の開催が予定されていない場合は、地域計画に関わる取組において、合意を得る必要はありません。

問 63 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようなものか。

地域計画が策定される前から設置されている営農型太陽光発電設備に係る農地について、地域計画の区域内に含めることを検討することとされた場合には、一時転用許可の期間満了における再許可時に、協議の場において、当該設備の設置の継続について協議することとなります。

なお、市町村の判断により、再許可時を待たずに協議の場で協議を行うことも可能です。

問 64 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。

営農型太陽光発電に係る協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認する目的で開催するものであることから、地域計画の区域内において営農型太陽光発電の相談があった場合は、適宜、協議の場を開催していただくこととなります。

なお、この場合の協議の場については、地域の実情に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者、設備設置予定地周辺の農地の地権者等に限定して開催することとしても差し支えないと考えます。

また、協議の場を定期的で開催することとしている場合はそれに沿って、また、営農型太陽光発電のほか複数の協議事案が積み上がった段階で開催することも考えられますが、このような場合は、事前に営農型太陽光発電の設置者等と事業実施に向けたスケジュールについて十分に調整しておく必要があります。このため、設置者等においても、十分な時間的余裕を持って、事前に農業委員会に相談していただくことが適当です。

なお、協議の場においては、農業委員会、設置者等双方の説明を踏まえて議論、調整を行うこととなりますので、例えば書面で開催するといった方法は、関係者の意見を的確に反映することが難しいことから、なじまないものと考えます。

問 65 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。

農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、許可基準への適合性について確認を行い、特に農地法第4条第6項第4号及び第5号（農地法第5条第2項第4号及び第5号）の適合性については、協議の場で情報提供することを念頭に要点等を整理いただくことが適当です。

また、農地転用許可基準の適合性の確認と併せて、営農型太陽光発電設備の設置に係る相談があった旨を市町村の地域計画担当部局に連絡し、協議の場の開催スケジュールについて相談を行ってください。

当該事案の農地転用許可基準の適合性の確認や協議の場の開催準備等が整った段階で、協議の場を開催し、当該営農型太陽光発電の実施について協議を行います。

問 66 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。

営農型太陽光発電の実施に係る協議の場の流れについては、ガイドライン2の(2)のクのアからcに記載のとおりですが、具体的な進め方や意見の集約方法については、協議の場を主催する市町村と地域の関係者において、地域の実情を踏まえて取り扱うことにご留意いただきたい。

あわせて、営農型太陽光発電の実施に係る協議の場は、農地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認することが主な目的であることから、農業委員会及び市町村の地域計画担当部局は、これらの目的に沿って協議が進められるよう留意する必要があります（例えば景観や地域住民の感情への配慮といった観点からの議論は趣旨にそぐわないものと考えられます）。

また、協議の場の取りまとめ（基盤法基本要綱参考様式5-1号）への記載内容については、「2 農業上の利用が行われる農用地等の区域」の「(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」の欄に、営農型太陽光発電事業の実施に問題がない旨を記載していただき、合意を得た土地の地番を記載してください。

加えて、添付する地図に該当箇所を表記してください。

(記載例)

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（〇年〇月〇日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・〇〇市××町△△番地 〇〇㎡ 地図 No 1
- ・〇〇市◆◆町□□番地 〇〇㎡ 地図 No 2

問 67 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。（ガイドライン2の(2)のク関係）

営農型太陽光発電の実施に当たり協議の場で協議を行わなかった場合は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認していないこととなるため、一般基準を満たさないこととなる可能性があります。

問 68 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。(ガイドライン2の(2)のケ関係)

営農型発電設備の下部の農地での営農が中止された場合や、発電事業が廃止された場合には、営農型発電設備の撤去を行う必要があります。このため、一時転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認してください。

問 69 再エネ特措法に基づき撤去費用として積み立てた金額とはどのようなものか

再エネ特措法に基づく買取制度 (FIT) や補助金 (FIP) を活用するものである場合は、再エネ特措法の中で、交付期間終了前の 10 年間、撤去費用分が源泉徴収され外部機関 (電力広域的運営推進機関) へ積み立てる仕組みが設けられています。

これにより積み立てられた金額は、事業者が任意に取り崩すことができないため、撤去費用の資力の一部として考慮することとしたものです。

なお、積み立てた金額の証明に際しては、広域機関のシステムから事業者の操作により「残高確認書」を取得することが可能ですので、残高確認書の提出を求めるとしてしてください。

問 70 申請者が法第 51 条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないことについて、どのように判断すればよいのか。

ガイドライン別紙様式例第 13 号 (違反状況一覧表) により、自治体における原状回復等の措置の状況報告を求めた上で、共有することとしておりますので、当該一覧表を参考に判断してください。

問 71 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

営農型発電設備の下部の農地で営農が行われておらず、農地転用許可権者が改善指導等を行ってもなお営農の適切な継続が行われない場合には、一時転用許可に付した条件に違反しており、「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない」ことに該当することから、その事業者が別の場所で営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請が行われたとしても、営農の適切な継続が確保されると見込むことができないので、許可することはできません。

当然のことですが、農地転用許可権者が指導等を行っても営農の適切な継続が確保されない場合には、農地法第 51 条に基づき許可条件に付した条件に違反したとして、許可の取消しとともに、期限を定めて営農型発電設備の撤去命令を行ってください。

この場合、地方経済産業局 (12 ページの経済産業局の連絡先等を参照) に許可を取り消した旨を報告 (報告様式例は別紙様式例第 12 号参照。再エネ特措法認定システムから直接入力することも可能。) してください。なお、併せて地方農政局等にもその写しを添えて報告してください。

問 72 同一の発電事業者が複数箇所（例えば、A 地区、B 地区）で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A 地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B 地区に係る許可も取り消すべきなのか。

設問の例の場合、B 地区まで許可を取り消す必要はありません。

問 73 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

通常の一時的転用許可と同様に代替性の検討が必要となります。一時的転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や農用地区域や第 1 種農地に設置しようとする場合は、第 3 種農地・第 2 種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で、判断してください。

問 74 F I T 法とはどのように連携していけばよいのか。

F I T 法では、事業計画認定を行うに当たり、事業の適切性や実施可能性を審査することとなっており、農地法など関係法令の遵守も求められているところです。農地転用許可の審査においても、F I T 法との整合を図りつつ行うことが望ましいことから、FIT 認定を前提とした取組である場合は、F I T 申請の事実を証明する書類により、転用行為の確実性を確認することが望ましいと考えます。なお、農地転用許可権者等は、申請時点においては当該書類が添付されていない場合があることから、転用許可を行う前までに申請者に補正を命じ、提出させるなど柔軟な対応が必要となります。

問 75 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことが許可の要件になっているのか。（ガイドライン 2 の（2）のサ関係）

営農型発電設備の設置者が農地法第 51 条の違反転用者に該当し、農地転用許可権者から原状回復等の措置を現に命じられている場合には、営農の適切な継続が行われないほか、発電事業廃止後に設備を撤去し、農地に復元しないおそれがあるなど、農地の適切な管理・利用に問題があるためです。

2 一時転用許可条件

問 76 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(ガイドライン2の(3)関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可に当たっては、処理基準及び処理要領の定めによるほか、次に掲げる内容等を許可条件として付すこととなっています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ③ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合、営農型発電設備による発電事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問 77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(ガイドライン6の(4)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足够了。

問 78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(ガイドライン6の(4)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、支柱部分に対する一時転用許可の期間と同じ期間です。

なお、区分地上権等の設定に係る農地法第3条第1項の許可は、支柱部分に対する一時転用許可と同時にを行う必要があります。

4 報告

問 79 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。(ガイドライン3の(2)関係)

指定市町村の長又は地方自治法に基づき都道府県知事から移譲された市町村の長は、都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）に送付願います。

問 80 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。(ガイドライン3の(2)関係)

都道府県知事は、指定市町村の長から送付があった報告書と併せて、報告に係る年の翌年4月末までに地方農政局長等に送付願います。

問 81 作物の収穫時期や収支の決算期は、事業者によって様々であることから「栽培実績及び収支の状況」の報告期限を一律に翌年2月末日までとするのは無理があるのではないか。(ガイドライン3の(1)関係)

作物の収穫時期や収支の決算期は事業者毎に異なりますので、個別事情に合わせて栽培実績書や収支報告書の提出時期を変えると、報告状況等の進捗管理や指導等の対応が複雑になるものと考えます。

このため、報告書の提出時期は作物に拘わらず、一定の時期が適切と考えております。

なお、栽培実績書や収支報告書については、それぞれ直近の収穫期、決算期の実績を報告いただくこととしてください。

問 82 収支報告書の内容が適切であることを確認するため、実績の根拠となる資料（伝票等）を添付するよう義務付けるべきではないか。

栽培実績書(別紙様式例第10号)において、備考欄への販売量や売上高の記載や、出荷量を証する書面の写しの添付を求めており、これらにより収支報告書の記載内容を確認することが可能と考えておりますが、必要に応じて根拠資料を求めることは可能と考えます。

問 83 営農型発電設備を設置した土地が元々遊休農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(ガイドライン 4 の (2) 関係)

農業委員会は、毎年一回の営農状況の報告及び毎年行われている利用状況調査等により、下部の農地の利用状況を確認することとなります。

この際、下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合には、農業委員会は農地転用許可権者に報告することが必要です。

なお、当該農地については、営農型発電設備に係る措置とは別に、農地法に基づく遊休農地の措置の対象となります。

問 84 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して 2 割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(ガイドライン 4 の (2) 関係)

これまで特段の支障なく営農が行われていた農地であっても、太陽光発電設備を設置することにより、予期しない単収の減少がみられるケースがあります。

これまでの事例では、

- ① パネルの設置により、陰生植物でありながら日陰の影響で品質の劣化等がみられたものの、パネルの枚数を減らすことや、高さや植付け位置を見直すこと等により改善したもの
- ② パネルに当たった雨水が下部の農地の一部に集まることで排水不良が生じ、湿害が発生したことにより単収が減少したものの、農作物を適切な位置に植え替えることで改善したもの等がありますので、参考としてください。

5 進捗状況の把握と指導

問 85 下部農地の営農に支障が生じているかの判断はどのようにすればよいか。

栽培実績書（別紙様式例第 10 号）3 の記載により確認することとなります。

当該年度に収穫があったものについては、当該年度の市町村の単収と比較して 8 割を超えているか（又は栽培理由書等に記載された単収が確保されているか）、生産された農作物に著しい品質の低下が生じていないかによって判断してください。

収穫がなかったものについては、営農計画書に記載した「生育の指標」に沿った生育状態であるか否かにより判断して下さい。

なお、台風等の自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情がある場合については、指導の対象から除外しても差支えありませんが、天候不順による収量低下（排水不良による根腐れ、干ばつ、病害等）を理由にしたものについては、営農者の管理不足による場合も考えられますので、具体的な管理状況の説明等を求め、判断することとしてください。

問 86 下部農地の営農に支障が生じている場合、農業委員会はどのように是正指導をすればよいか。

栽培実績書において、知見を有する者の所見を記載していただくこととしており、農業委員会はこの記載に基づいて指導することが考えられます。

また、現地調査において、営農型太陽光発電設備の設置者、営農者、知見を有する者にも立ち会いを要請し、収量の低下等下部農地の営農に支障を生じることについての原因の確認や収量改善のための対応方針等について意見交換を行い、是正方針を定めた上で、改善措置が行われるよう事業者を指導することが適当と考えます。

その際、これらの指導に従わず、収量が改善しない状況が継続する場合は、適切な営農の継続に支障があるとして、書面による勧告さらには法第 51 条の許可条件違反として、設備の撤去等を命ずることとなる旨を伝えておくことが適当と考えます。

問 87 収支報告書が収支の見込みと乖離している場合、下部農地の営農に支障が生じているものとして指導の対象となるのか。

収支報告書は、適切な営農の継続が確実であることを確認するために求める参考情報であり、収支が悪化したことをもって、直ちに違反となるものではありません。

他方、許可申請時に収支の見込みを提出いただき、毎年収支報告を提出いただくことで、適切な営農の継続が担保され、単収 8 割の確保がより確実になるものと考えております。

問 88 農地転用許可権者の指導に従い改善措置は講じているものの、収量が改善せず下部農地での支障が長年継続している場合、どのような対応を行えばよいか。

最終的には、下部農地の栽培作物を、市町村の営農型太陽光発電の条件下で栽培されている作物に変更する等が考えられますが、それでもなお収量が確保できず、今後も確保できないと見込まれる場合は、「下部の農地における営農の適切な継続が確保されない」ものとして、書面による勧告や農地法 51 条の許可条件違反（ガイドライン 2 (2) ア）として、設備の撤去等の命令を行うこととなります。

問 89 栽培実績書や収支報告書の提出が行われなことを理由に、一時転用許可を取り消すことは可能か。

栽培実績書又は収支報告書が提出されない場合は、許可条件違反として、転用許可を取り消すことは可能です。

問 90 パネル設置工事期間中等により、下部農地で栽培が行われなかった場合であっても、栽培実績書及び収支報告書は提出してもらう必要があるのか。

栽培実績書及び収支報告書については、例えば、パネル設置工事等の理由のため、2月の報告書提出時に作物が栽培されていない場合であっても、許可条件に栽培実績の提出を付していることから、提出していただく必要があります。

この場合、栽培実績書（別紙様式例第10号）3の(2)のイに、農作物の収穫が行われていない理由を記載することとなります。

問 91 是正の勧告や原状回復命令を行った場合、地方農政局や地方経済産業局に報告することとしている理由は何か。

【地方農政局への報告について】

地方農政局への原状回復命令等の実績を報告した場合、農村振興局でその情報をとりまとめ、その情報が地方公共団体に共有されることとなります。

地方公共団体においては、共有された違反情報により、農地法施行規則第47条第6号チ（第57条第6号チ）の要件を確認していただくこととなります。

【地方経済産業局への報告について】

再エネ特措法によるFIT認定の対象施設は、他法令の遵守規定が設けられており、農地法に違反した場合、同時に再エネ特措法の違反として、FIT認定が打ち切られる措置が設けられております。

このため、下部農地での営農が適切に行われずに、是正の勧告や原状回復命令を行った場合は、地方経済産業局に報告し、連携して事業者の指導に当たることが効果的と考えております。

6 その他

問 92 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

所有者不明農地については、農地法や基盤強化法を活用することで所有者全員の同意がなくても当該農地の農業上の利用を行うことができますが、農地の転用は土地の用途を変更する処分行為に当たると解されることから、営農型発電設備を設置する場合は所有者全員の同意が必要となります。

問 93 令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、令和2年度以降の10kW以上50kW未満の太陽光発電設備に係るFIT認定については、地域活用要件（①発電電力量の30%以上を、地域で自家消費する又は電気事業法に基づく特定供給を行うこと、②災害時の非常電源として活用できること）を満たすことが必要となりました。

一方で、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たっては、担い手が営農する場合等であっても、一時転用許可の期間が3年を超えるものについては、①を満たさない場合であっても、

②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱うことが可能です。（問14参照）

なお、この取扱いの適用を受けようとする場合は、FIT認定の申請において、農業委員会に提出した農地転用許可申請書の写しを添付することとなっています。

問 94 担い手が営農する場合等、一時転用期間を10年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10年より短い期間、例えば一律3年以内とする運用を行っても問題ないか。

一時転用期間を10年とすることが可能な要件を満たす場合（問14参照）であっても、営農実績を持たない作物を作付けする場合等に適切な営農継続を確保するための手法として、一時転用期間を10年より短い期間として許可することも可能です。

ただし、問93のとおり、地域活用要件①を充足するものとして取扱うFIT認定については、一時転用期間が「3年を超えるもの」に限定されたことから、許可期間は一律に3年以内とならないよう、個別に判断することが望ましいと考えます。

問 95 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

一時転用期間中の下部の農地の営農状況に問題がない場合には、再度の一時転用の許可を行うことが可能です。

また、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、その理由が自然災害による被災や耕作者の病気等の社会通念上やむを得ないものであった場合については、それらの事情を踏まえた上で再許可の可否を判断することとしています。

このため、転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可について問合せがあった場合には、上記の点を踏まえた上で対応することが適当です。